

資料編

「周南市の環境」に関するアンケート結果

前期環境基本計画の検証と環境保全に関する意識調査のため、市民、事業者、市民団体、小・中学生、教員を対象にした「周南市の環境」に関するアンケートを実施しました。

(1) 市民アンケート（企画課実施）

①調査概要（対象・実施方法）

平成 30(2018)年 8 月 1 日現在、市内に在住する 18 歳以上の方の中から、3,000 人を無作為に抽出し、無記名によるアンケート調査を行いました。

（調査票は郵送で配布・回収）

②実施期間

平成 30(2018)年 9 月 18 日（火）～10 月 12 日（金）

③アンケート配付・回収状況

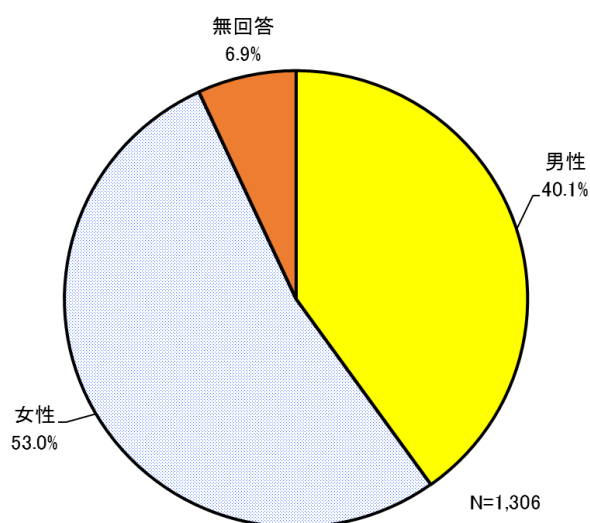
回答数は 1,306 件、回答率は 43.5%で、5 年前の前回調査（43.8%）を 0.3 ポイント下回っています。

【アンケート調査結果とりまとめの注意点】

- ・ 無回答や端数処理により、各項目の合計が一致しない場合があります。
- ・ 複数回答の質問では、回答比率の合計が 100%にならない場合があります。
- ・ 数表や図表中の「－」は、該当する選択肢の回答がないことを示します。
- ・ 数表や図表はコメントを省略している場合があります。

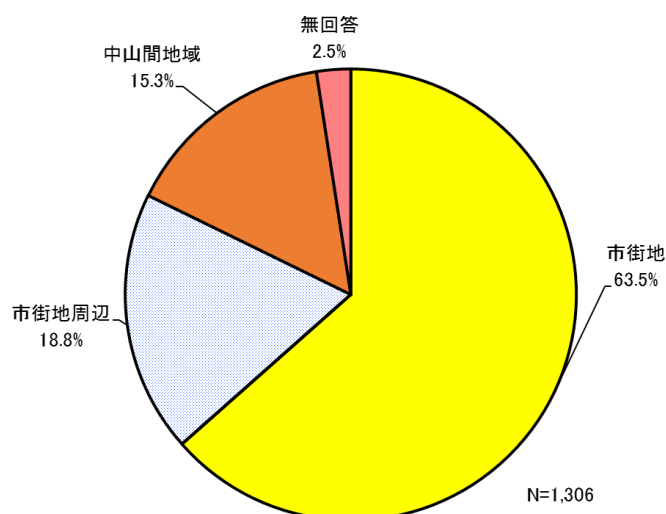
④調査結果

●性別



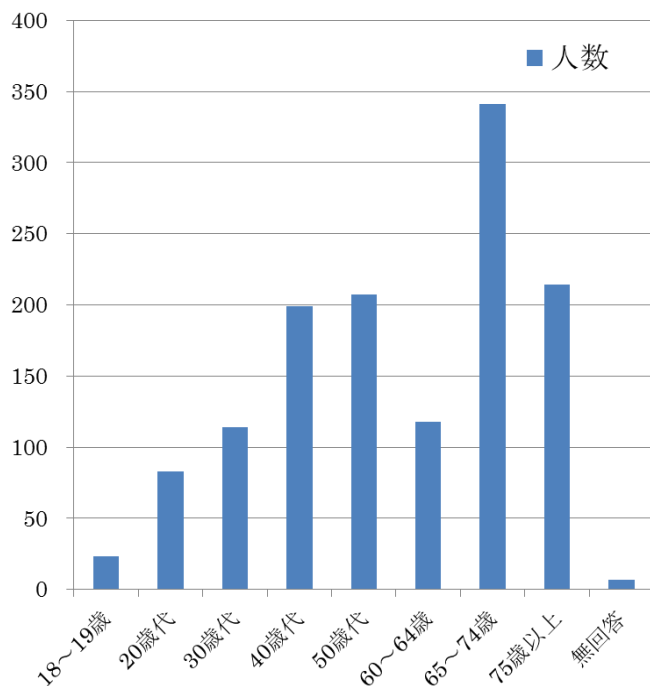
「性別」は男性が 40.1%、女性が 53.0%でした。

●居住地



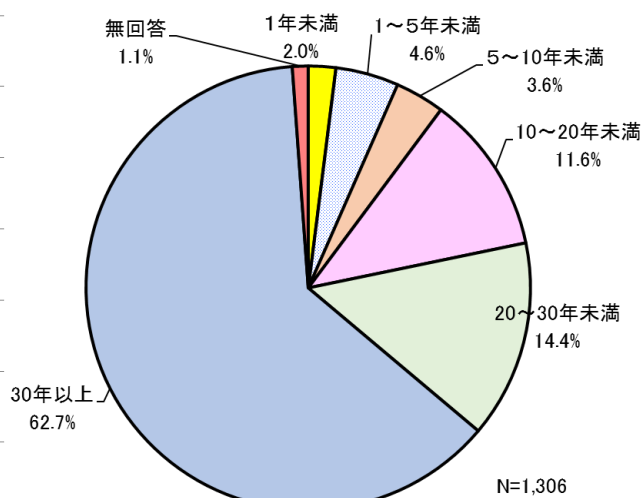
「居住地」は市街地が 63.5%で最も多い結果でした。

●年齢



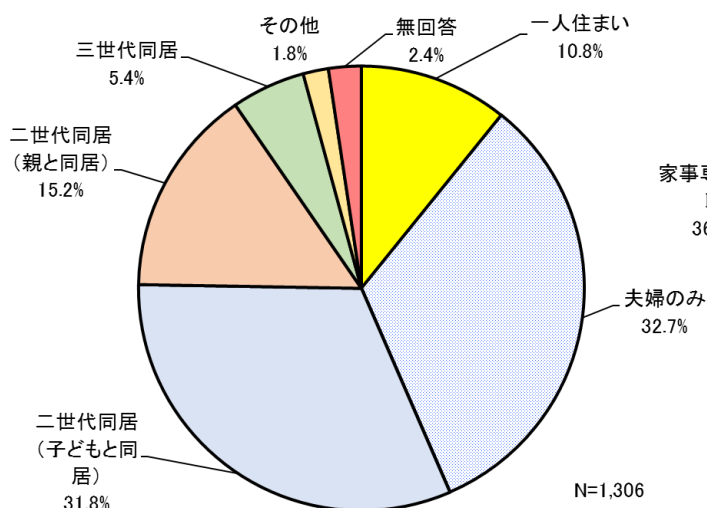
回答いただいた方の「年齢」は 65～74 歳が最も多く、次いで多かったのが 75 歳以上の回答でした。

●居住年数



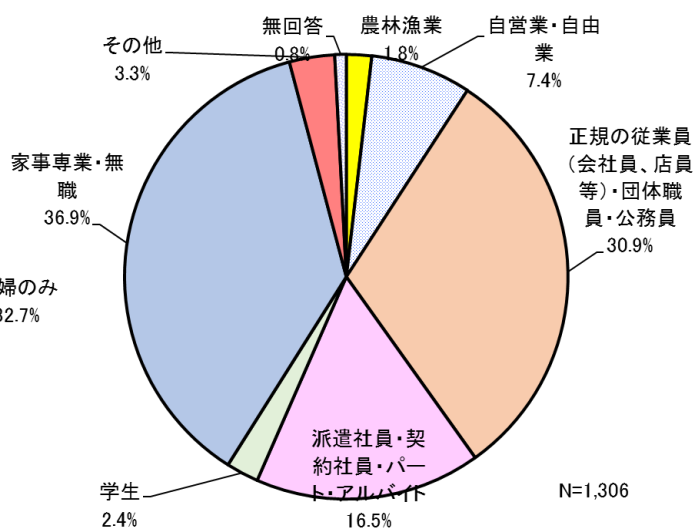
「居住年数」は 30 年以上が最も多く 62.7%、次いで 20～30 年未満が 14.4%でした。

●家族構成



「家族構成」は夫婦のみが 32.7%で最も多く、次いで二世世代同居(子どもと同居)が 31.8%でした。

●職業



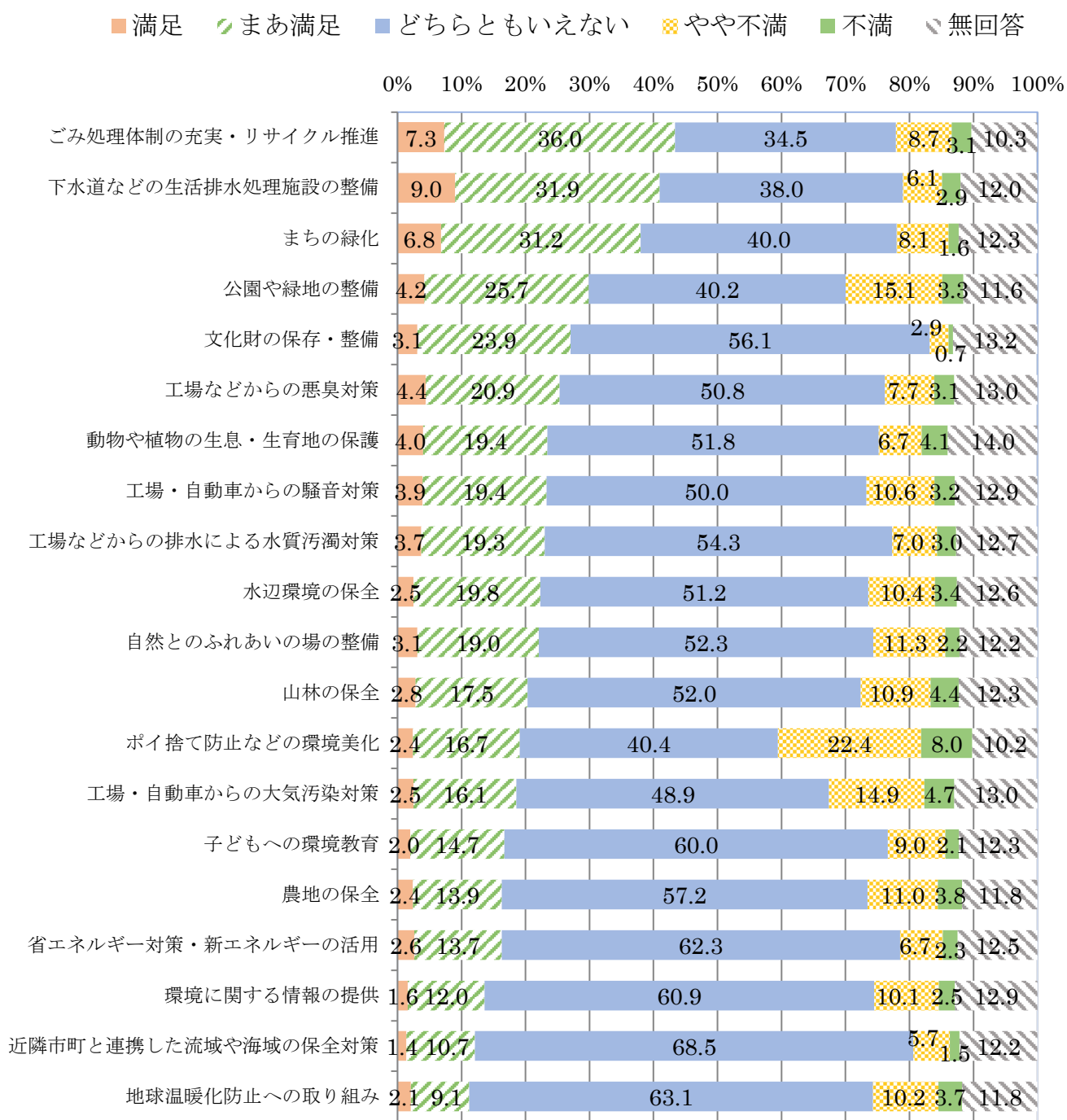
「職業」は家事専業・無職が 36.9%で最も多く、次いで正規の従業員等の 30.9%でした。

問 1. 環境保全対策の満足度について

【設問】あなたが住んでいる地区の環境保全対策について、どの程度満足されていますか。

【考察】

家の周りの環境についての満足度を聞いたところ「満足」と「まあ満足」の割合が高いのは、「ごみ処理体制の充実・リサイクル推進（43.3%）」が最も高く、逆に最も低いのが「地球温暖化防止への取り組み（11.2%）」でした。身近な環境保全対策には満足できるが、地球温暖化防止や省エネルギー・新エネルギー問題への対策については満足していないことがうかがえます。



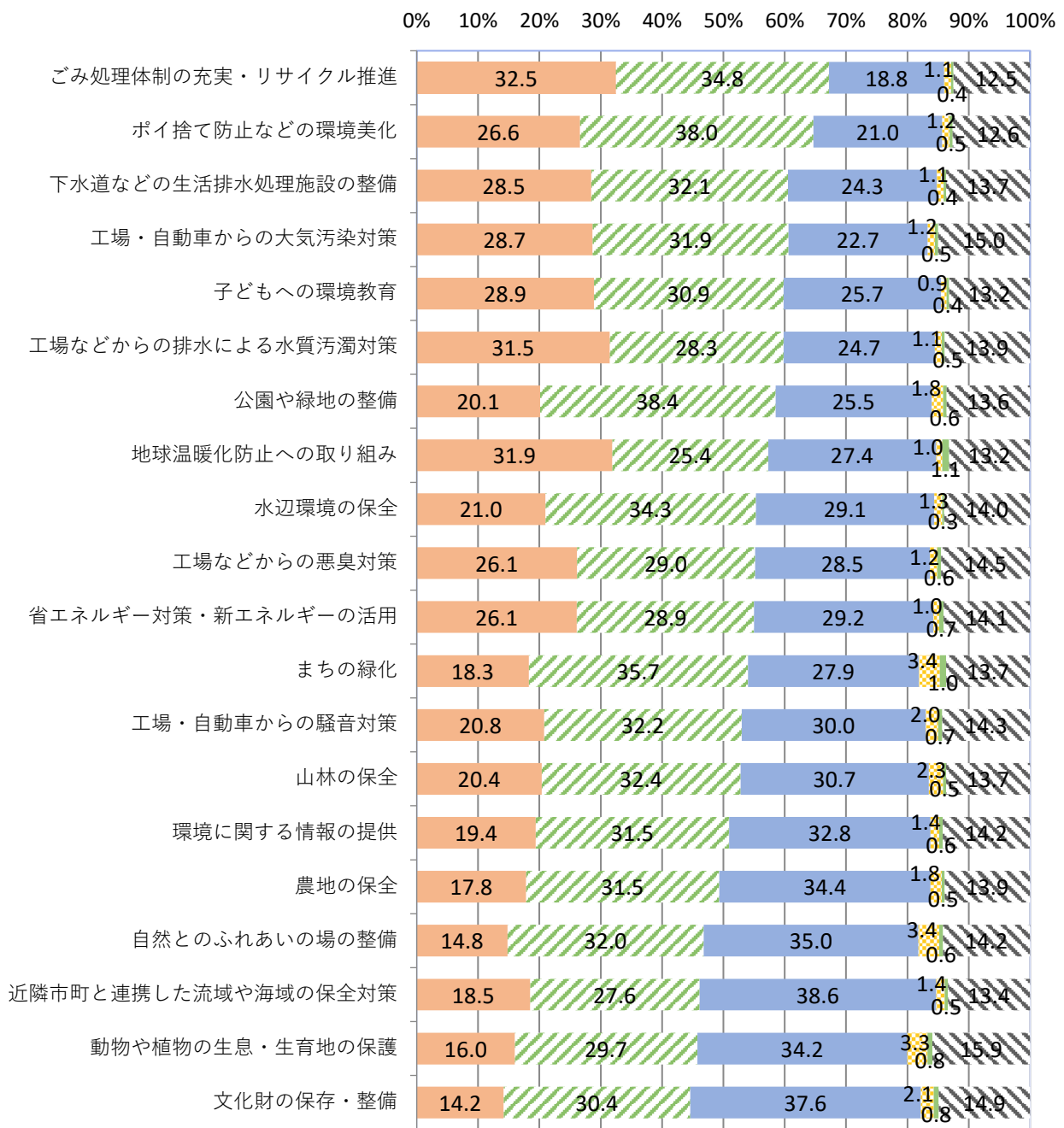
問 2. 将来を見据えた重要度について

【設問】市の将来を見据えた環境保全対策として、次の対策はどの程度重要だと思いますか。

【考察】

市の将来を見据えた重要な環境保全対策を聞いたところ「重要」と「やや重要」の割合が最も多いのは「ごみ処理体制の充実・リサイクル推進（67.3%）」で、次いで「ポイ捨て防止などの環境美化（64.6%）」でした。逆に最も低いのが「文化財の保存・整備（44.6%）」でした。満足度が低かった「地球温暖化防止への取り組み」の重要度が上がっていることが分かります。

■ 重要 ■ やや重要 ■ どちらともいえない ■ あまり重要ではない ■ 重要ではない ■ 無回答

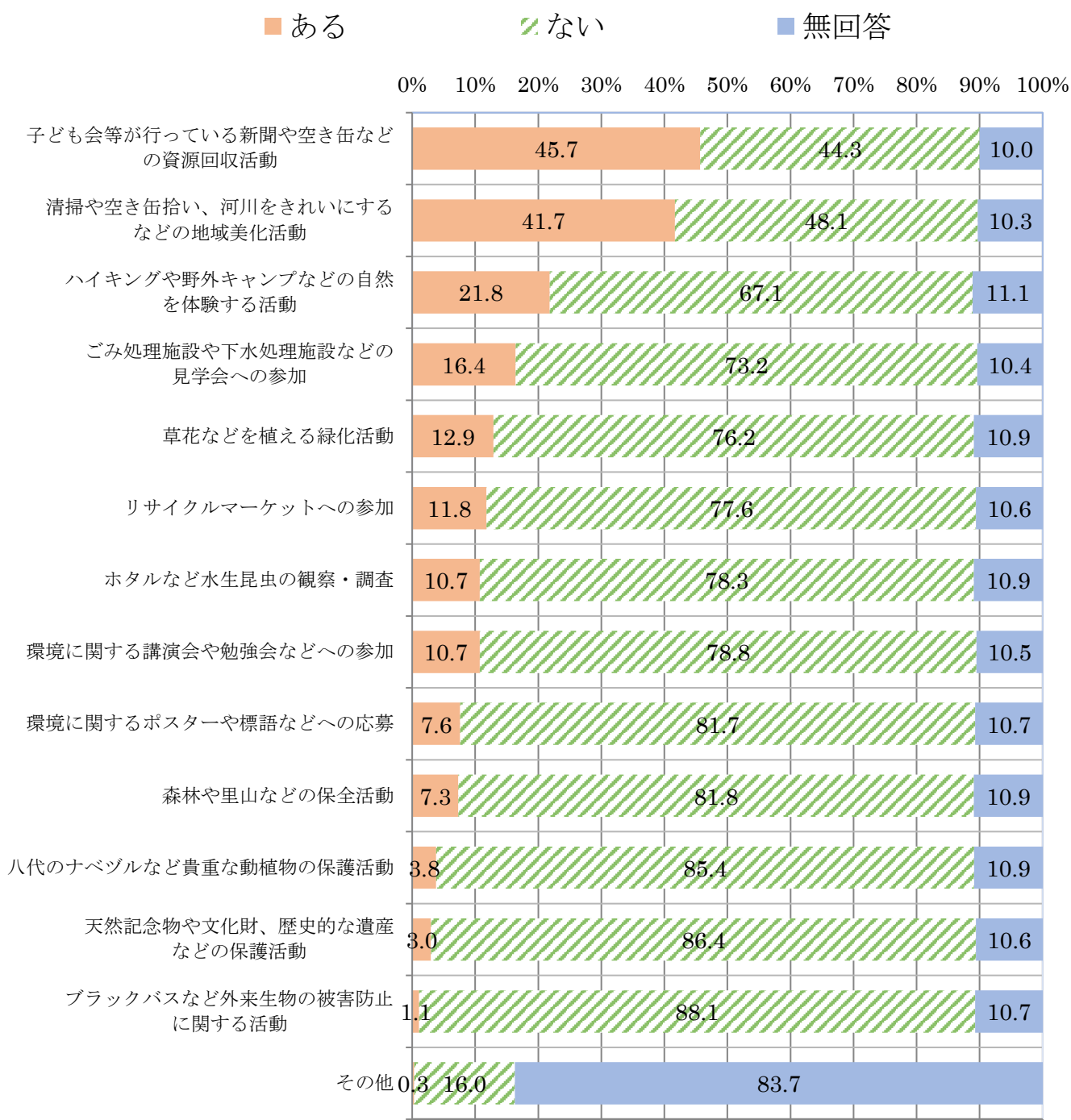


問 3. 参加経験のある環境保全活動について

【設問】あなたが参加した経験のある環境保全活動は、次のうちどれですか。

【考察】

参加経験のある環境保全活動で最も多いのは「子ども会等が行っている新聞や空き缶などの資源回収活動（45.7%）」で、逆に最も少ないのが「ブラックバスなど外来生物の被害防止に関する活動（1.1%）」でした。自治会や子ども会等の地域活動への参加が多いことが分かります。



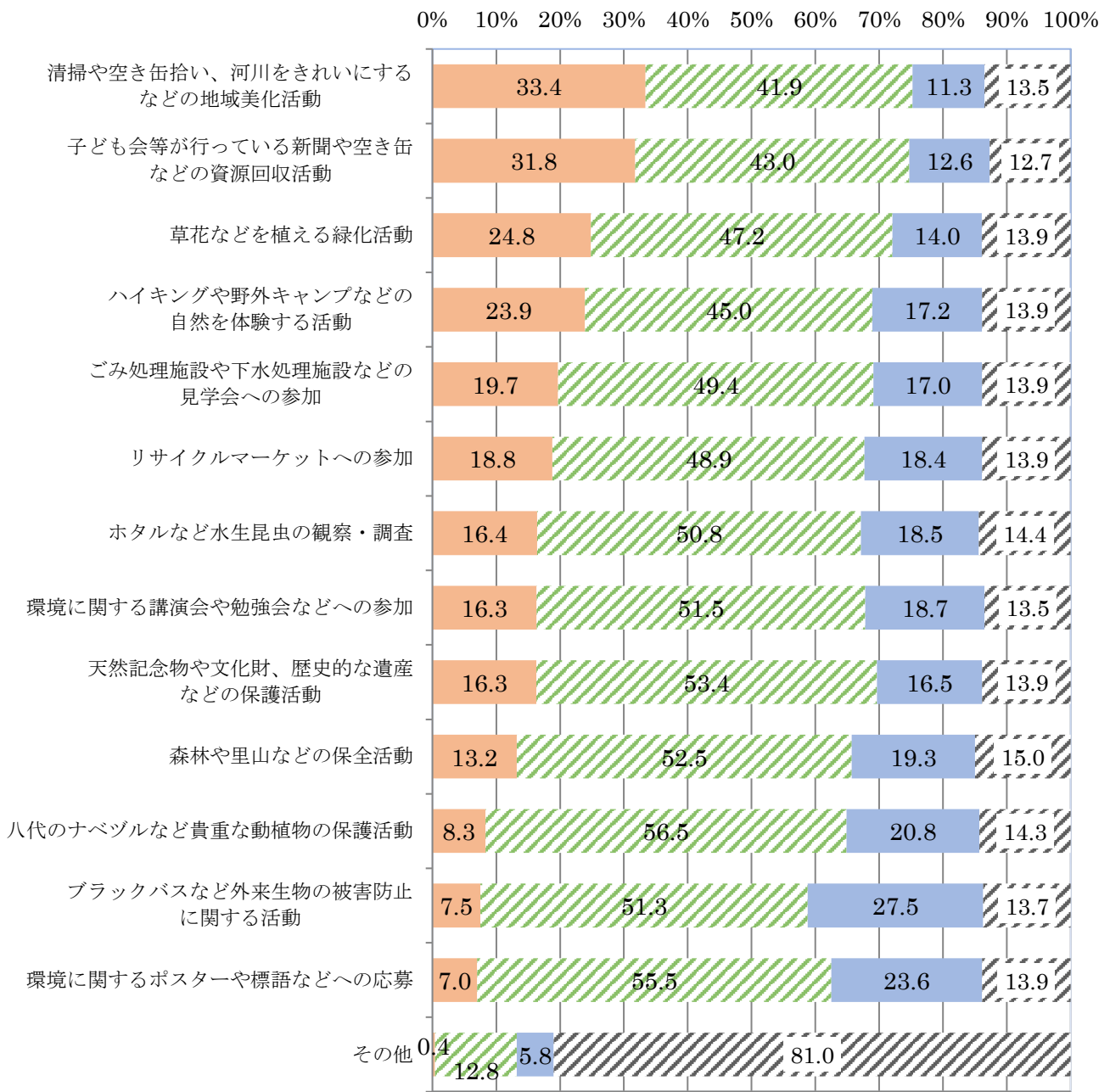
問 4. 今後参加したい環境保全活動について

【設問】あなたが今後参加したい環境保全活動は、次のうちどれですか。

【考察】

今後、参加したい環境保全活動で最も多いのは「清掃や空き缶拾い、河川をきれいにするなどの地域美化活動（33.4%）」、次いで「子ども会等が行っている新聞や空き缶などの資源回収活動（31.8%）」の順でした。逆に最も少ないのが「環境に関するポスターや標語などへの応募（7.0%）」でした。

■ 参加したい ■ 余り参加したいと思わない ■ 参加したくない ■ 無回答

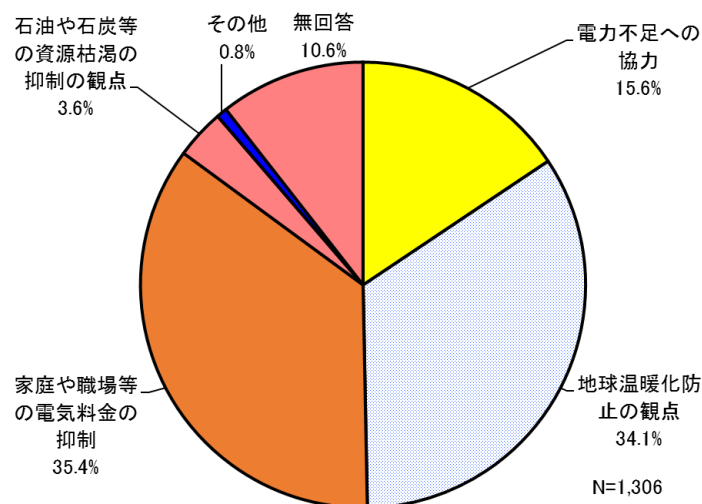


問 5. 節電に取り組む際の動機について

【設問】あなたが節電に取り組む際の動機として重視することは何ですか。

【考察】

節電に取り組む際の動機で高いのは「家庭や職場等の電気料金の抑制（35.4%）」が最も高く、次いで「地球温暖化防止の観点（34.1%）」の順でした。光熱水費のコスト削減が動機づけとなっているとうかがえます。最も少ないのは「石油や石炭等の資源枯渇の抑制の観点（3.6%）」でした。

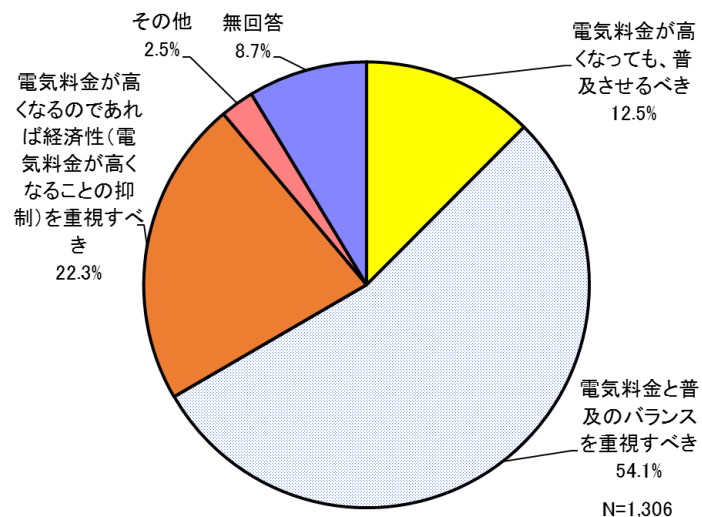


問 6. 再生可能エネルギーについて

【設問】太陽光・風力などの再生可能エネルギーについて、どうお考えですか。

【考察】

再生可能エネルギーの考え方で最も多いのは「電気料金と普及のバランスを重視すべき（54.1%）」で、逆に最も少ないのが「電気料金が高くなっても、普及させるべき（12.5%）」でした。再生可能エネルギーの導入に際し、電気料負担の軽減が求められていることがうかがえます。

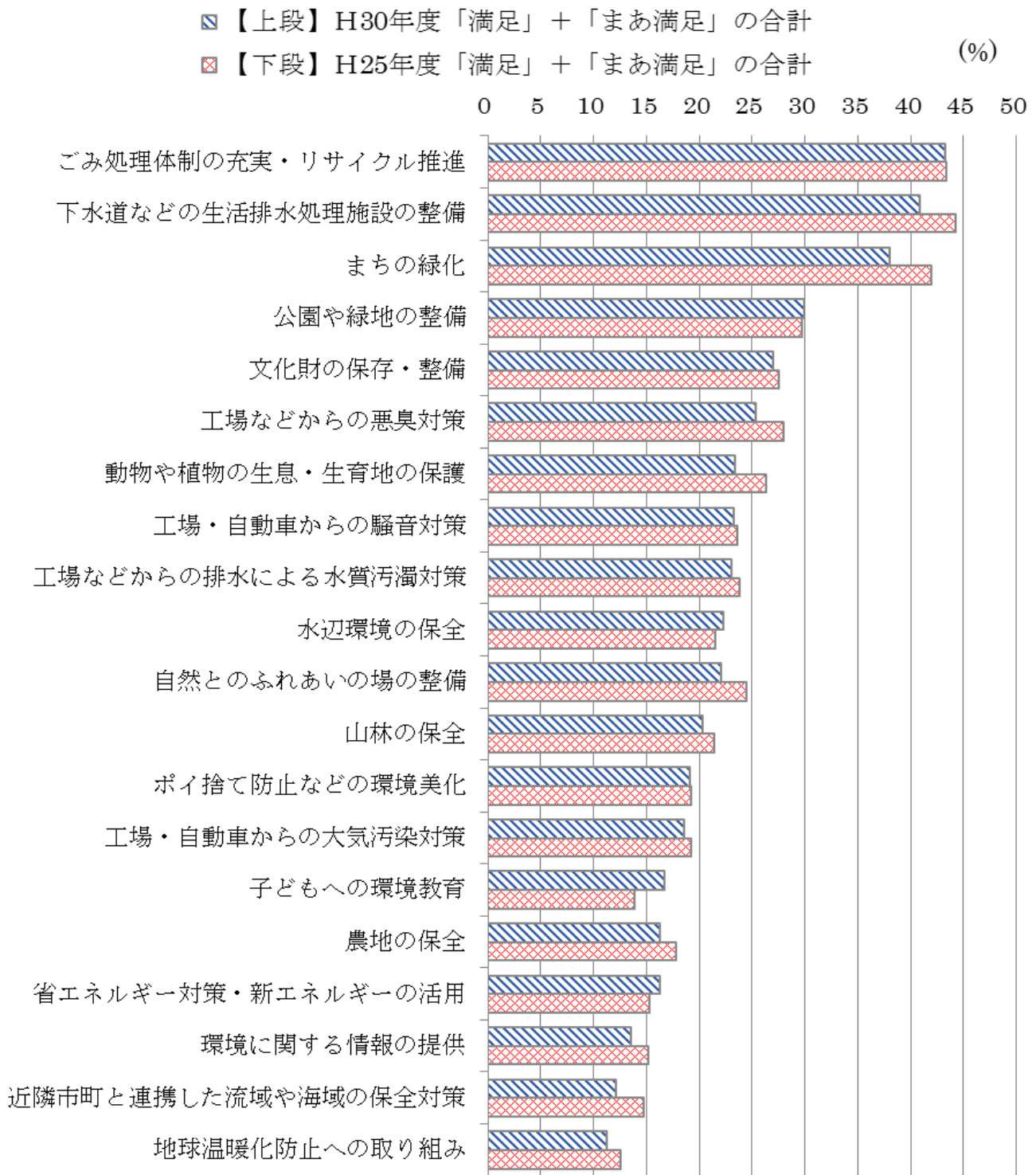


【参考】前期環境基本計画策定時（H25年度）のアンケート結果との比較について

【考察】

前期環境基本計画の策定時（平成25年度）に実施しました市民アンケート結果と比較すると、「満足」及び「まあ満足」の合計の優先順位にあまり変化はありませんが、5年前は高かった「下水道などの生活排水処理施設の整備」と「まちの緑化」の割合が下がっています。

全体的に下がっている中、「省エネルギー対策・新エネルギー活用」は上がっています。



(2) 事業所アンケート

①調査概要（対象・実施方法）

平成 30(2018)年 9 月 1 日現在、周南市企業データベース「じゃから周南」の中から地域ごとに無作為抽出した 690 社を対象に、無記名によるアンケート調査を行いました。

②実施期間

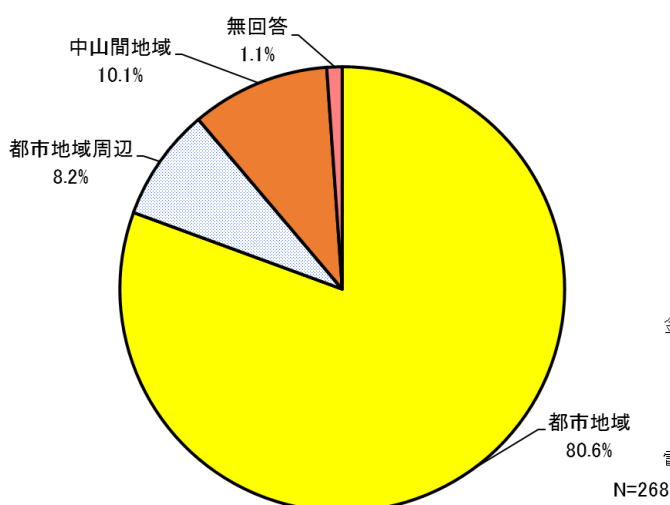
平成 30(2018)年 10 月 1 日（月）～10 月 31 日（水）

③アンケート配付・回収状況

回答数は 268 件、回答率は 38.8%でした。5 年前の前回調査（56.8%）を 18 ポイント下回りました。

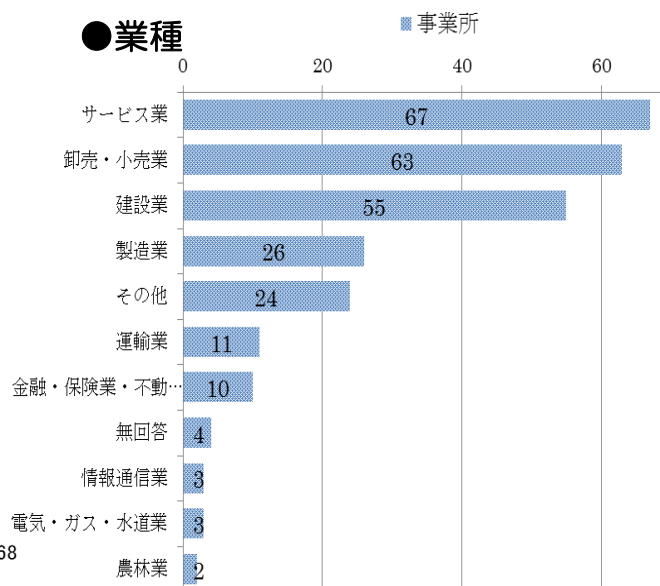
④調査結果は次のとおりです。

●所在地



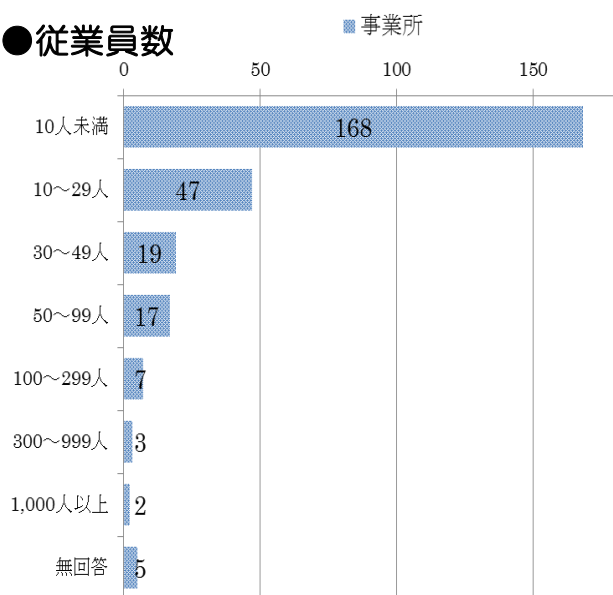
「都市地域」が 80.6%で「中山間地域」が 10.1%でした。

●業種



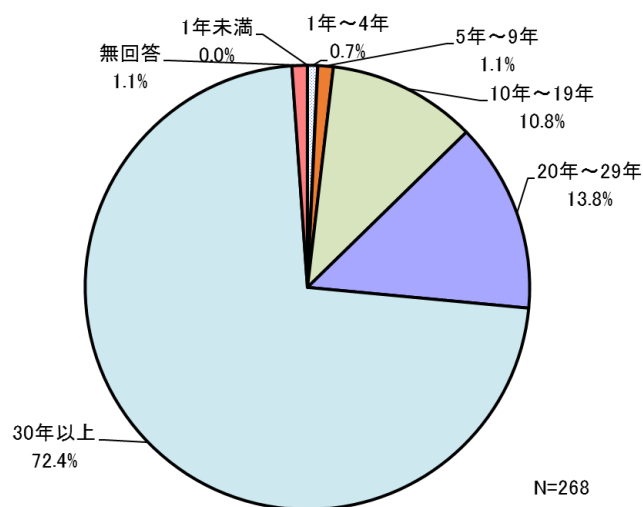
最も多いのが「サービス業」の 67 件、次いで「卸売・小売業」が 63 件でした。

●従業員数



従業員数は「10 人未満」が一番多く 168 事業所でした。

●在所年数



在所年数では最も長い「30 年以上」が 72.4%で、全体の 97%が 10 年以上の在所年数でした。

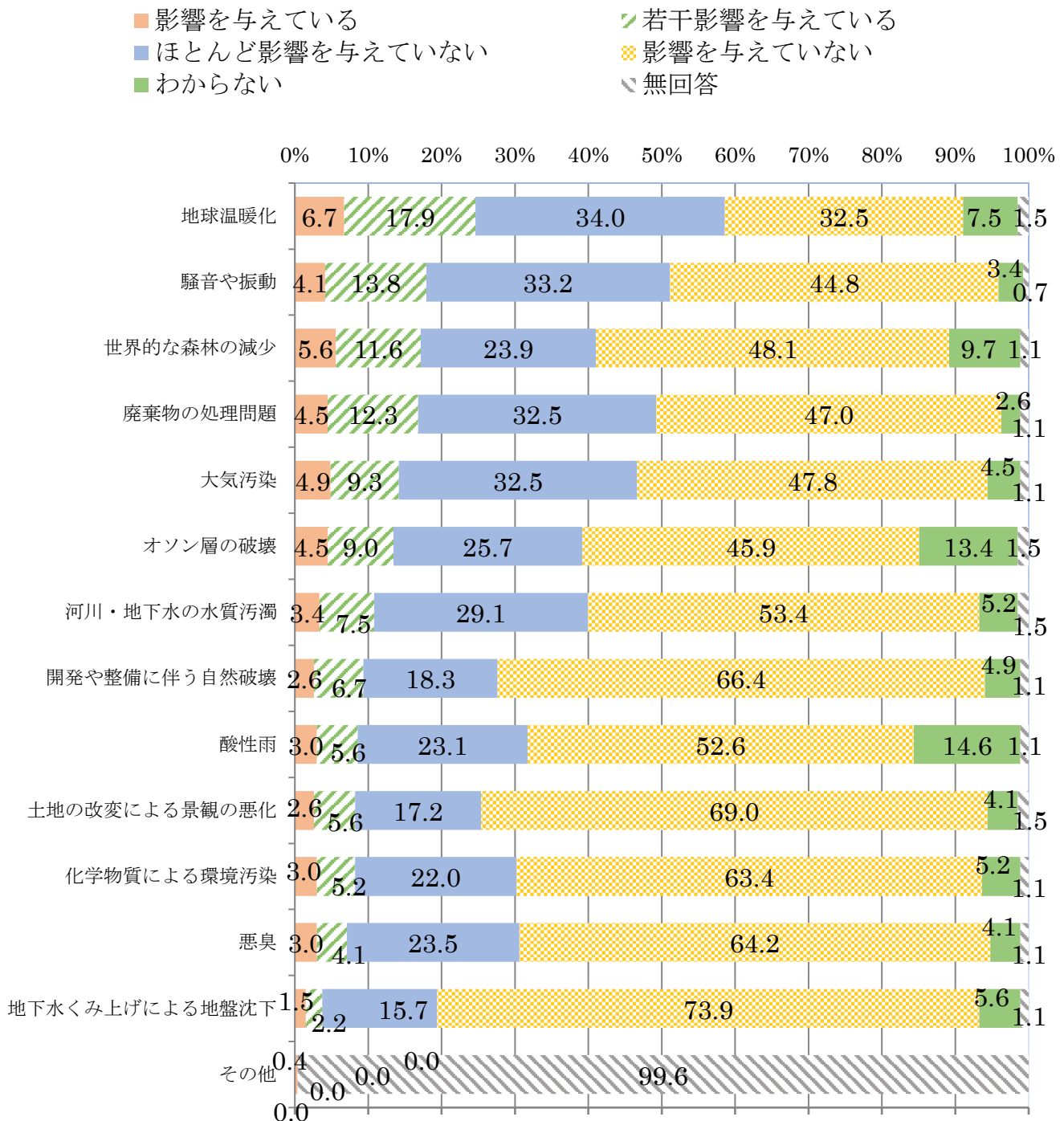
問 1. 事業活動が与えている環境影響について

【設問】 貴事業所の事業活動により地域や地球環境に影響を与えている事は何ですか。
また、どの程度影響を与えていると思いますか。

【考察】

事業活動により地域や地球環境に「影響を与えている」また「若干影響を与えている」事として多いのは「地球温暖化（24.6%）」で、次いで「騒音や振動（17.9%）」の結果でした。

事業活動による環境影響は「ほとんど影響を与えていない」等の割合が 80%以上であり、環境に対し低負荷の事業活動である回答が多い結果でした。

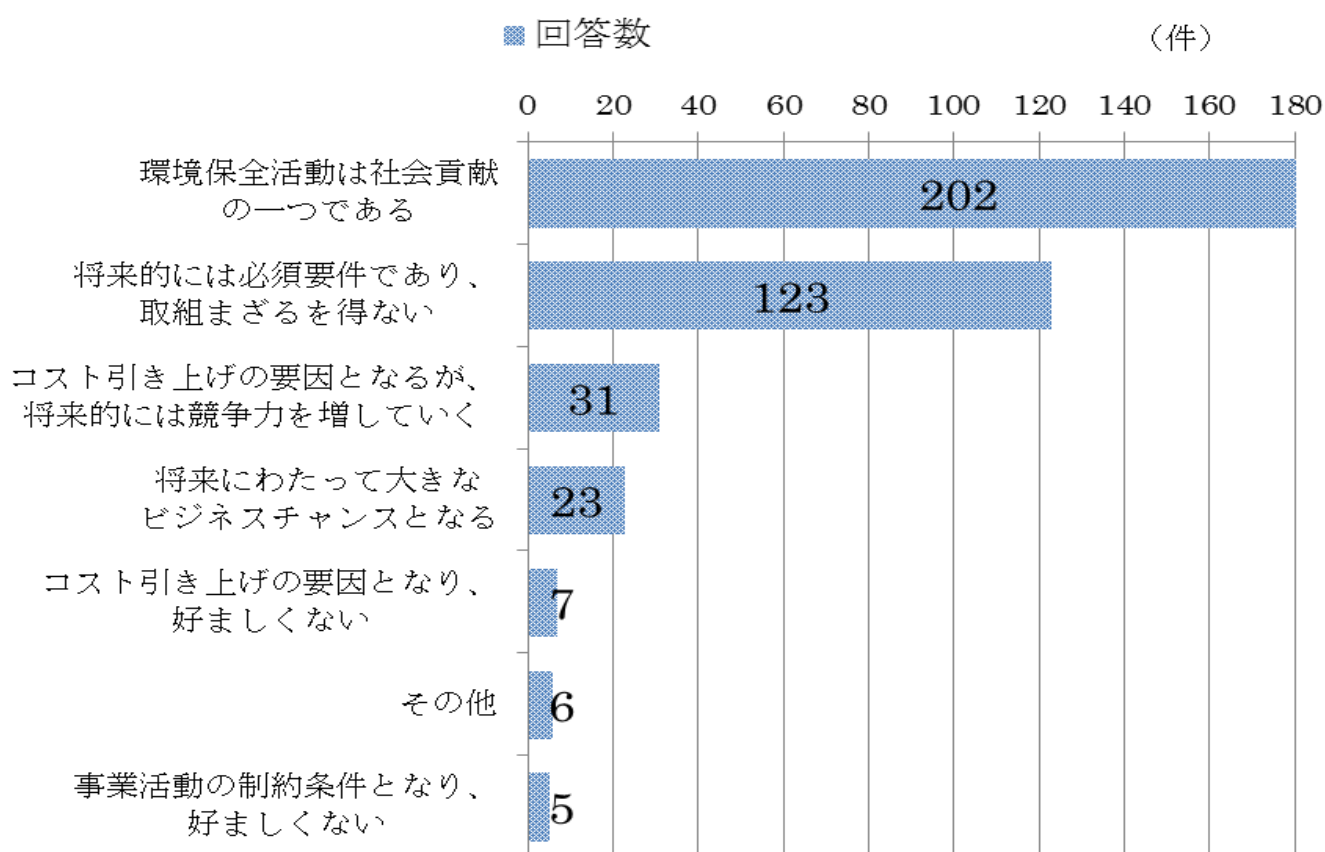


問 2. 企業が取り組む環境保全活動について

【設問】 企業や事業所が環境保全活動に取り組むことについて、どう思われますか。

【考察】

企業が環境保全活動に取り組むことについて聞いたところ、「環境保全活動は社会貢献の一つである（202 件）」が最も多く、次いで「将来的には必須要件であり、取組まざるを得ない（123 件）」の順でした。「コスト引き上げの要因となり、好ましくない（7 件）」と「事業活動の制約条件となり、好ましくない（5 件）」と消極的な回答は少ない結果でした。



【コラム 11】

レスポンシブル・ケアとは

私たちの身の周りにあるものには、何らかの形で化学品が使われています。化学産業では、これらのものを安全・安心に使っていただくための活動を自主的に行っています。

化学品を取り扱う企業が、化学品の開発から、製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至るすべての過程において、環境・健康・安全を確保し、その成果を公表し、社会との対話・コミュニケーションを行う自主活動のことを、レスポンシブル・ケア活動と呼んでいます。

(出典：一般社団法人 日本化学工業協会ホームページ)

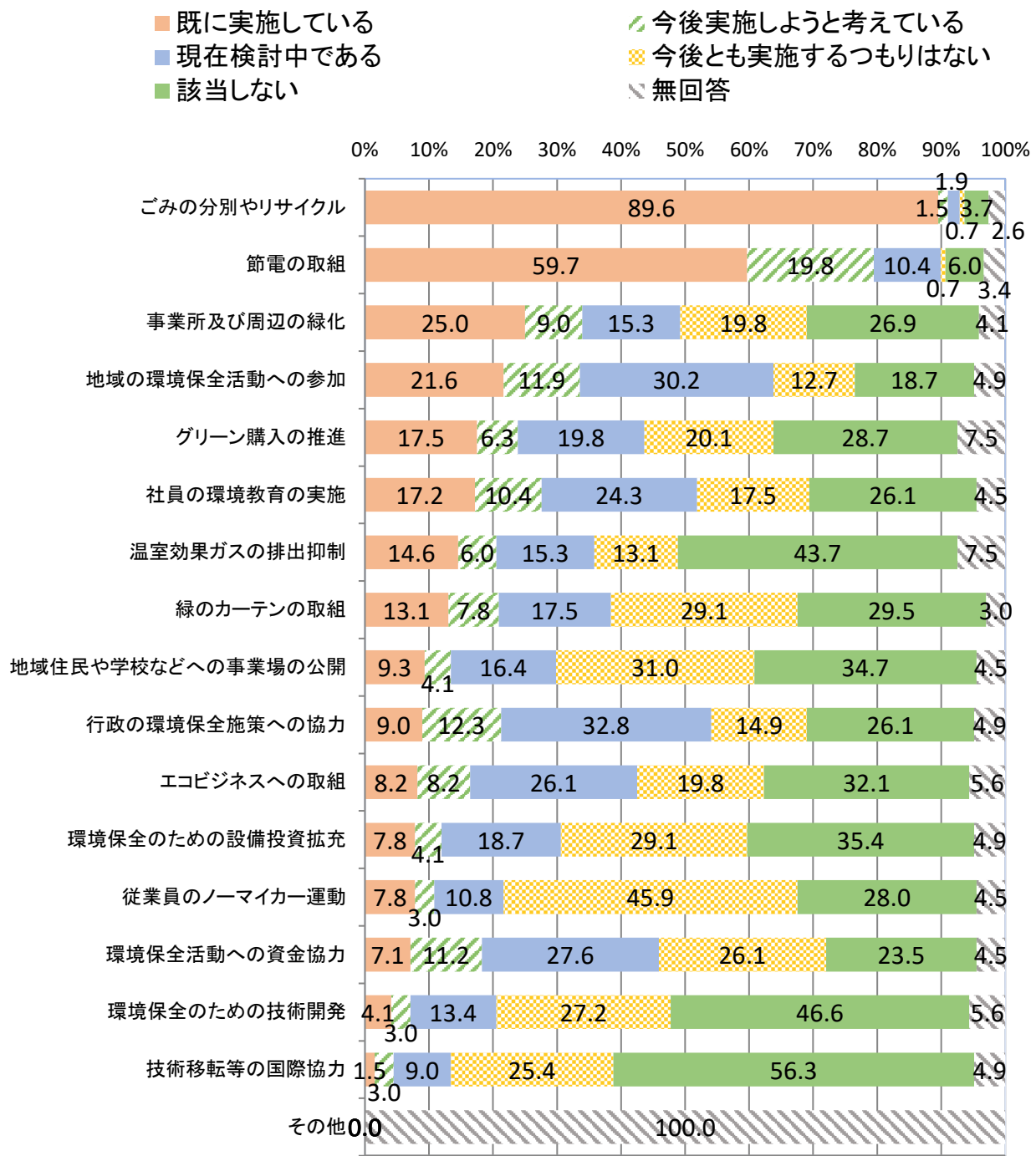
問 3. 環境保全のための取組について

【設問】貴事業所が取り組む環境保全対策は何ですか。また、今後実施しようと考えている取組みは何ですか。

【考察】

事業所が取り組む環境保全対策として最も多いのが「ごみの分別やリサイクル（89.6%）」で、次いで「節電の取組み（59.7%）」の結果で約 60% の高い実施率となっています。

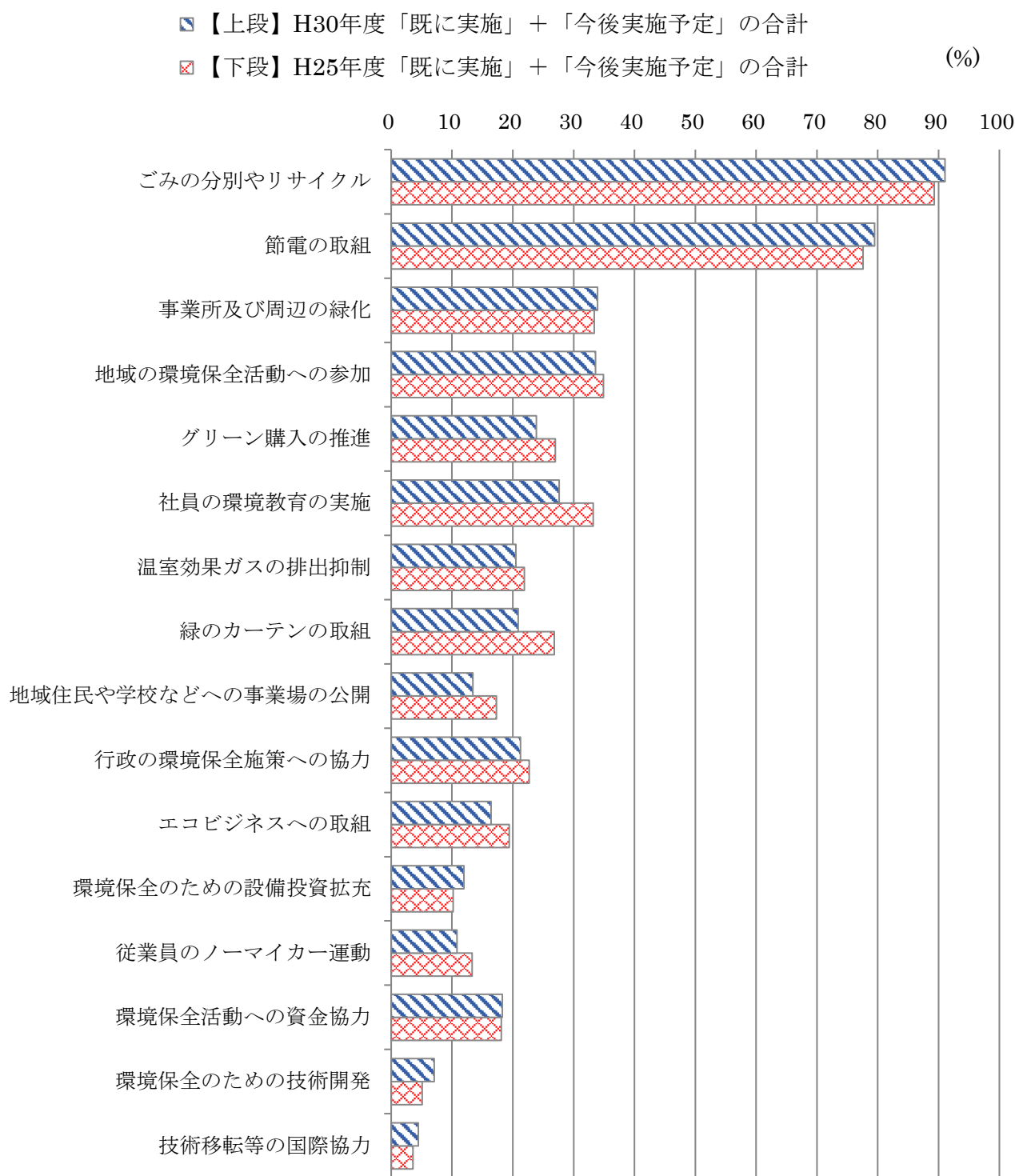
逆に「技術移転等の国際協力（1.5%）」等の回答が低く、技術開発等のハード面の対策が難しいことがうかがえます。



【参考】前期環境基本計画策定時（H25 年度）のアンケート結果との比較について

【考察】

前期環境基本計画の策定時（平成25年度）に実施しました事業所アンケート結果と比較すると、「既に実施」及び「今後実施予定」の合計が多い「ごみの分別やリサイクル」と「節電の取組」は前回調査より多いが、その他の多くは5年前より少ない割合でした。

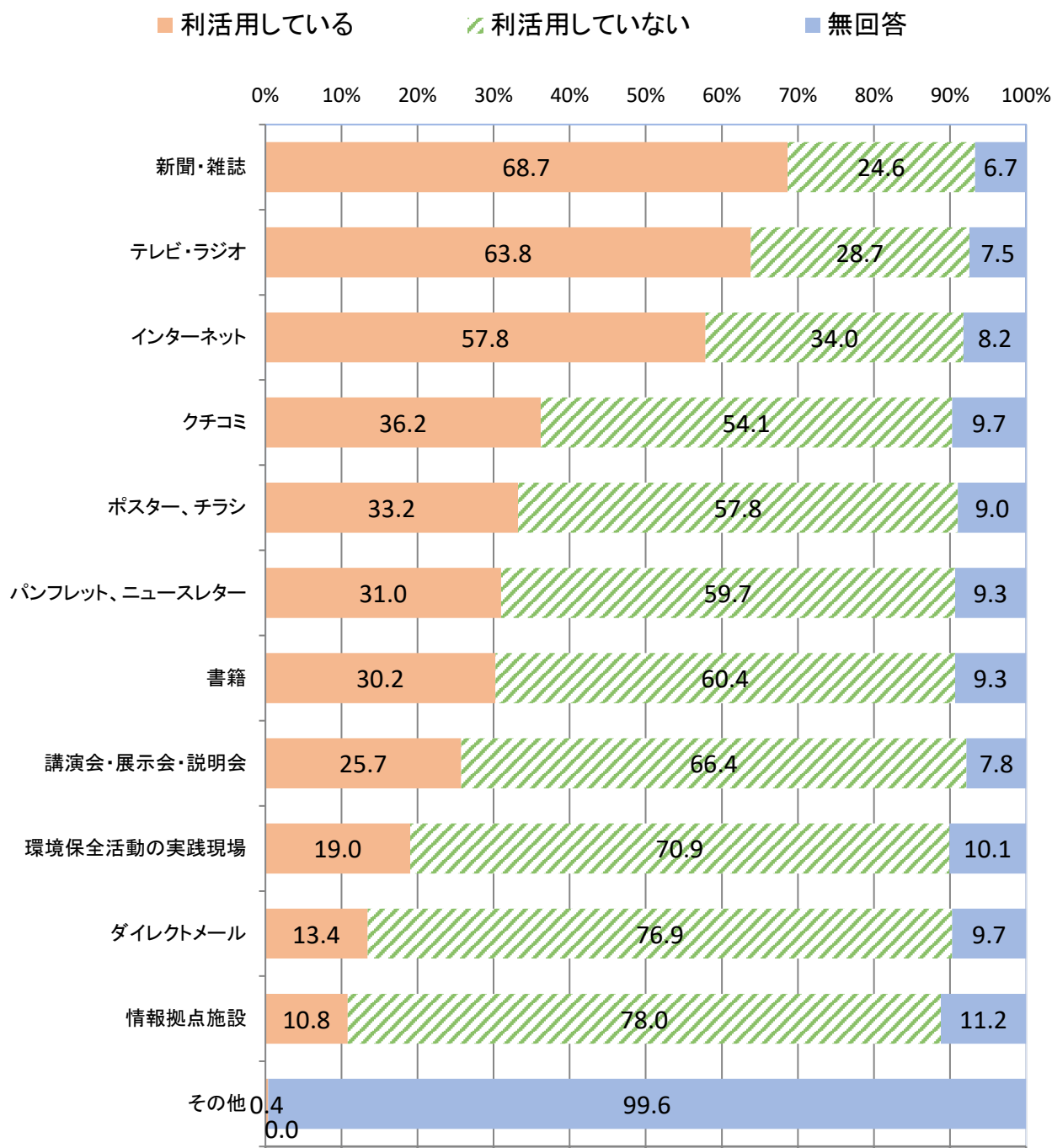


問 4.環境に関する情報入手について

【設問】 貴事業所は環境保全活動のための情報入手として、何を活用していますか。

【考察】

事業所が行う環境保全活動のための情報源として多いのは「新聞・雑誌（68.7%）」で、次いで「テレビ・ラジオ（63.8%）」でした。逆に少ないのは「情報拠点施設（10.8%）」で情報を発信するための施設があまり活用されていないことが分かります。

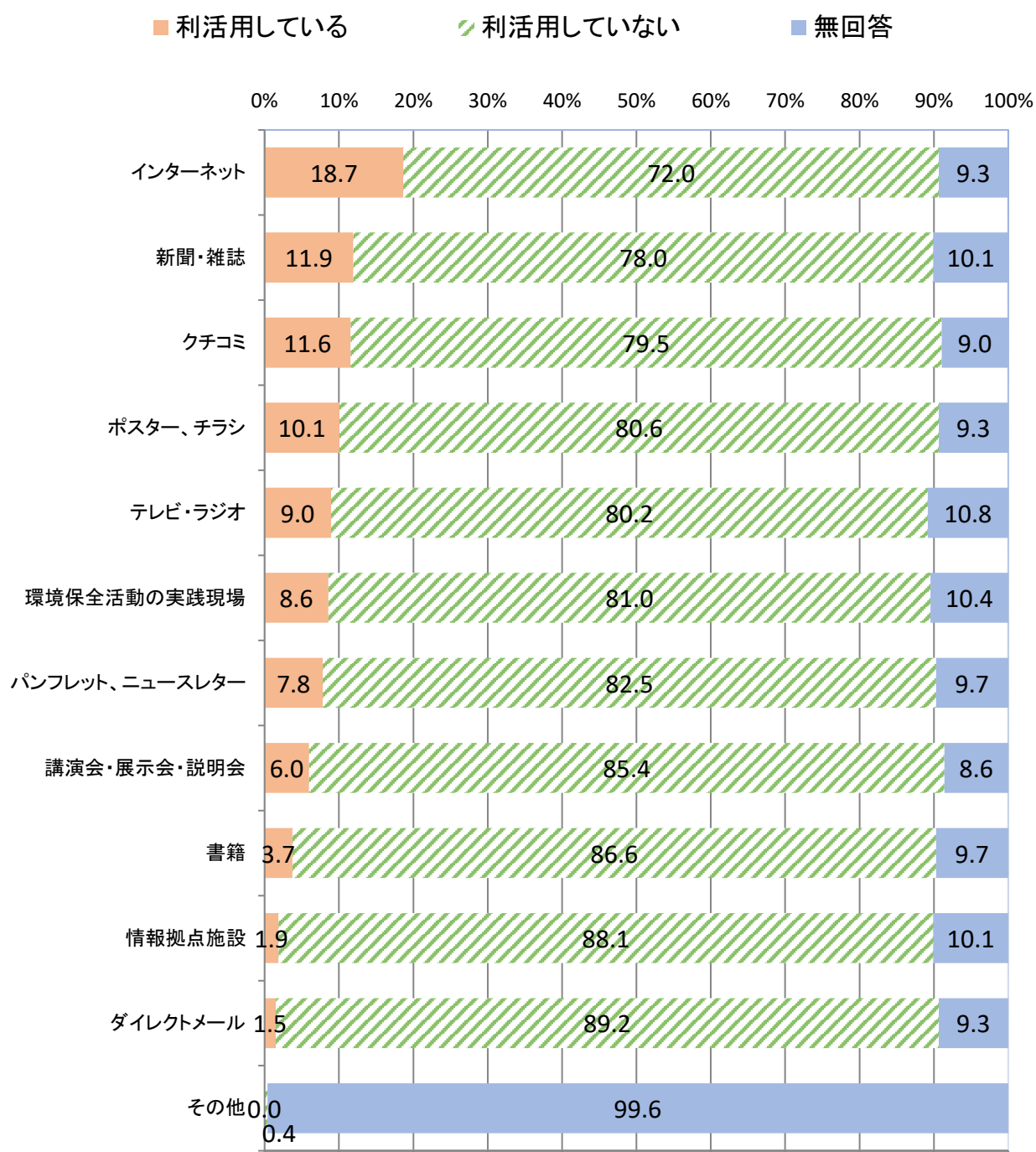


問 5. 環境保全活動の情報発信手段について

【設問】 貴事業所の環境保全活動の情報は、どのような方法で発信していますか。

【考察】

事業所の環境保全活動の情報発信方法として多いのが「インターネット（18.7%）」で、次に「新聞・雑誌（11.9%）」の順番でしたが、全体的には約 20%しか情報発信がされていなく、情報収集の割には発信の割合が少ないといえます。また、情報発信の方法においても情報拠点施設の利用率が低いことが分かります。

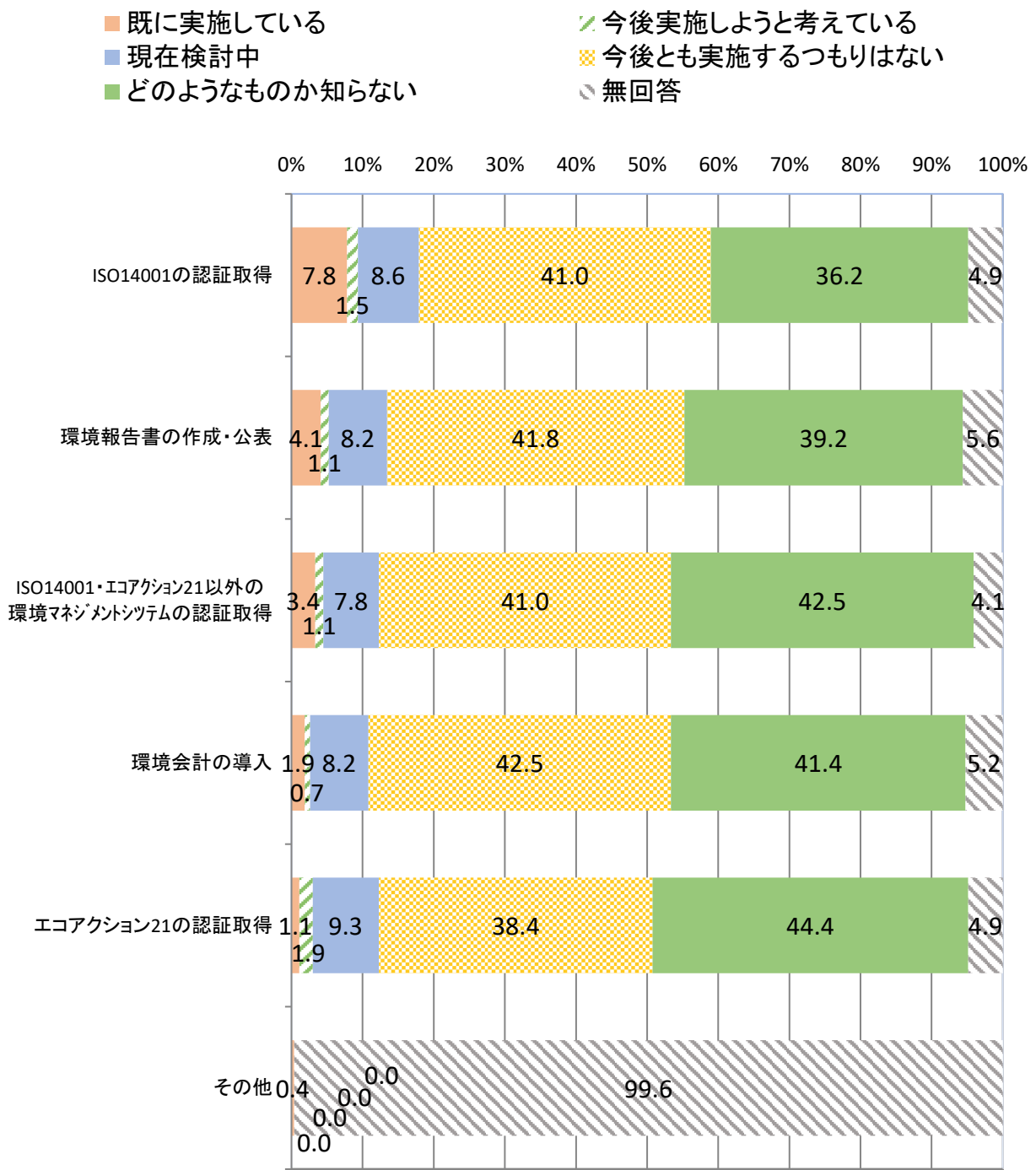


問 6. 環境に配慮した経営方法について

【設問】 貴事業所が実施している環境に配慮した経営方法は何ですか。

【考察】

事業所が環境に配慮した経営として「既に実施している」内容で多いのは「ISO14001 の認証取得（7.8%）」で、次に「環境報告書の作成・公表（4.1%）」の順でした。全体的に実施している事業所の割合は少なく、約 82%の事業所が「今後とも実施するつもりはない」と「どのようなものか知らない」の割合が多いことが分かります。

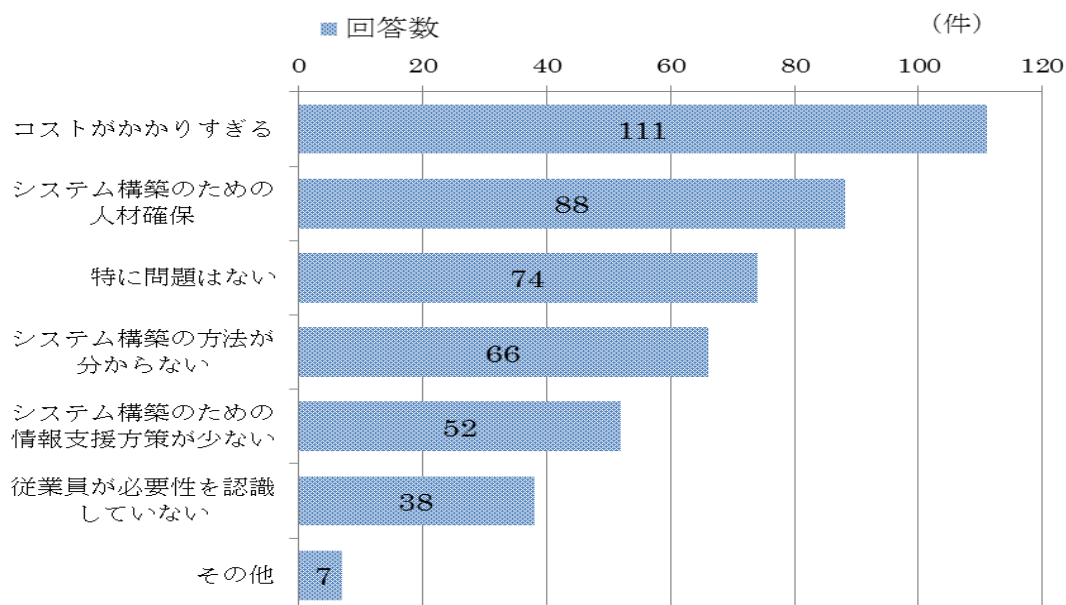


問 7. 環境に配慮した経営に対する課題について

【設問】 貴事業所の環境に配慮した経営に対する課題は何ですか。

【考察】

事業所における環境に配慮した経営の課題として多いのが「コストがかかりすぎる（111 件）」で、次いで「システム構築のための人材確保（88 件）」でした。

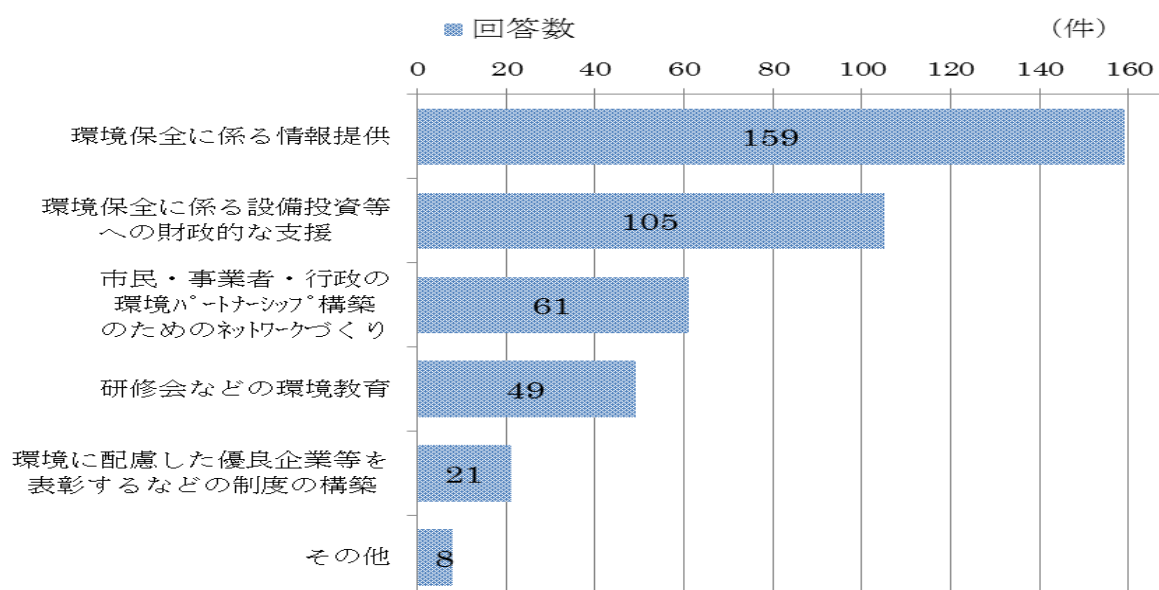


問 8. 行政に期待する支援策について

【設問】 貴事業所が環境保全に取り組むうえで、行政に期待する支援策は何ですか。

【考察】

行政に期待する支援策として多いのは「環境保全に係る情報提供（159 件）」で、次いで「環境保全に係る設備投資等の財政的な支援（105 件）」という結果でした。



(3) 市民団体アンケート

①調査概要（対象・実施方法）

平成 30(2018)年 9 月 1 日現在、周南市市民活動グループバンクの活動分野「環境保全・リサイクル」に登録されている市民団体 65 団体を対象にアンケート調査を行いました。

②実施期間

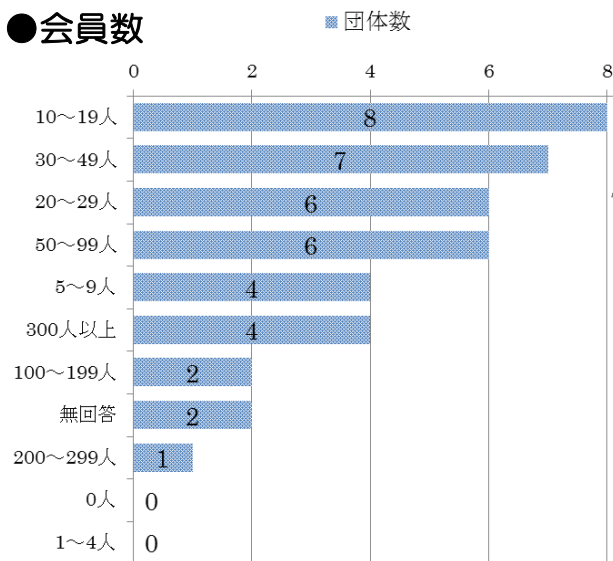
平成 30(2018)年 10 月 1 日（月）～10 月 31 日（水）

③アンケート配付・回収状況

回答数は 40 件、回答率は 61.5%でした。5 年前の市民団体アンケートは実施していません。

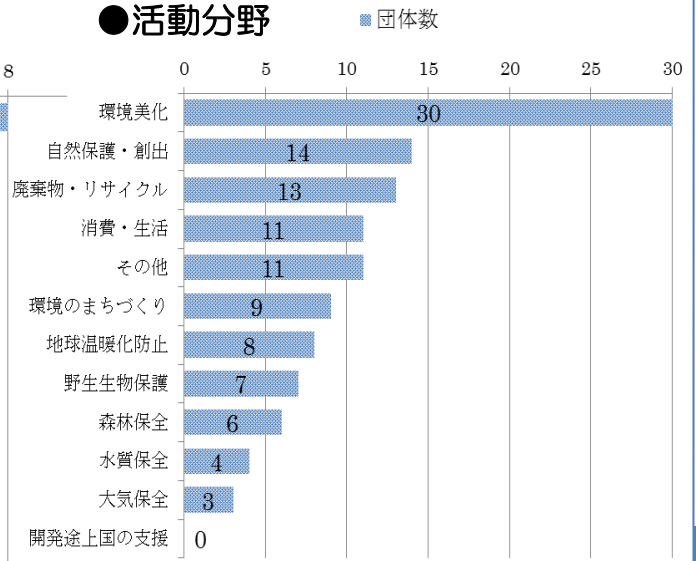
④調査結果は次のとおりです。

●会員数



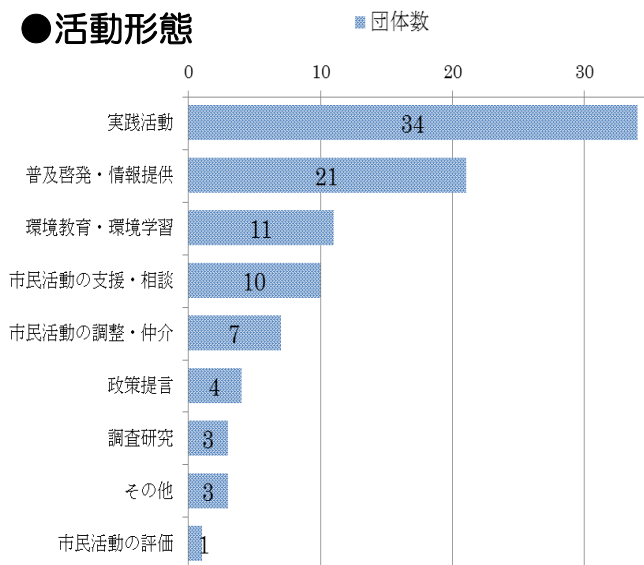
会員数「10～19 人」が一番多く 8 団体で、次に「30～49 人」が 7 団体でした。

●活動分野



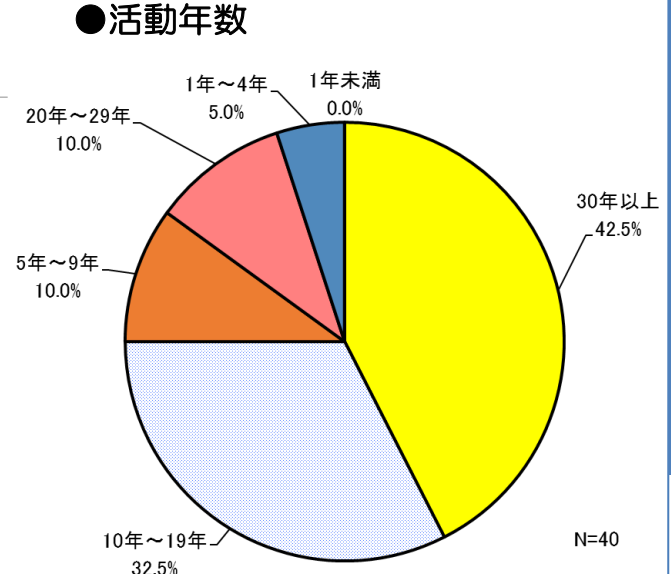
活動分野で最も多いのが「環境美化」の 30 団体、次いで「自然保護・創出」の 14 団体でした。

●活動形態



活動形態で多いのが「実践活動」の 34 団体で、次に「普及啓発・情報提供」の 21 団体でした。

●活動年数



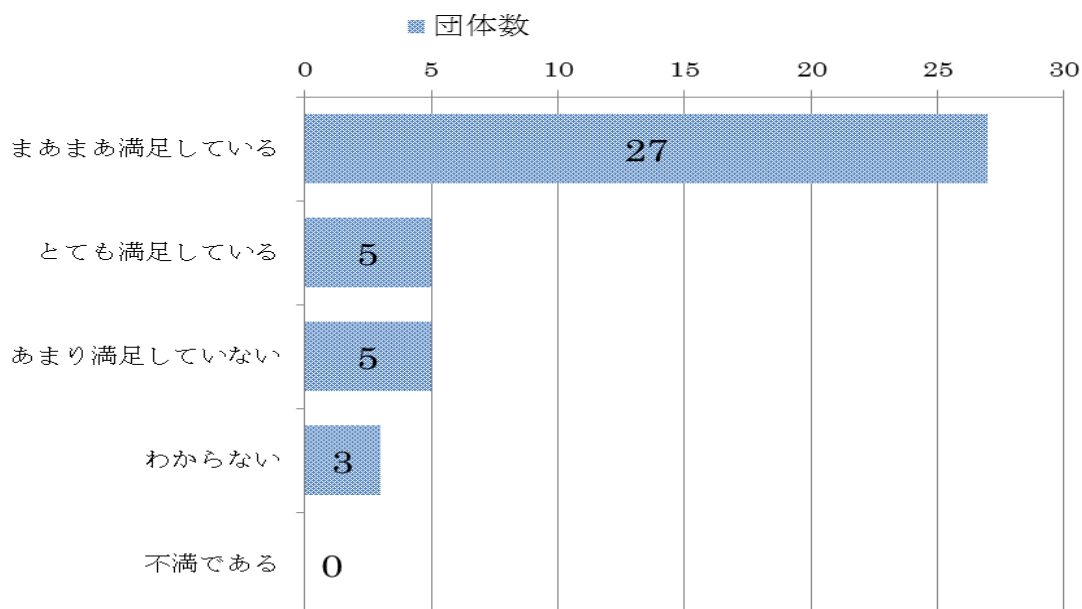
活動年数では最も長い「30 年以上」が 42.5%で、全体の 75%が 10 年以上の年数でした。

問 1. 環境保全活動の目的達成について

【設問】 貴団体の環境保全活動の内容や目的達成の状況はどうか。

【考察】

市民活動団体における環境保全活動の内容や目的の達成状況は、「まあまあ満足している（27 団体）」が最も多く、「とても満足している（5 団体）」と合わせて全体の 80%でした。

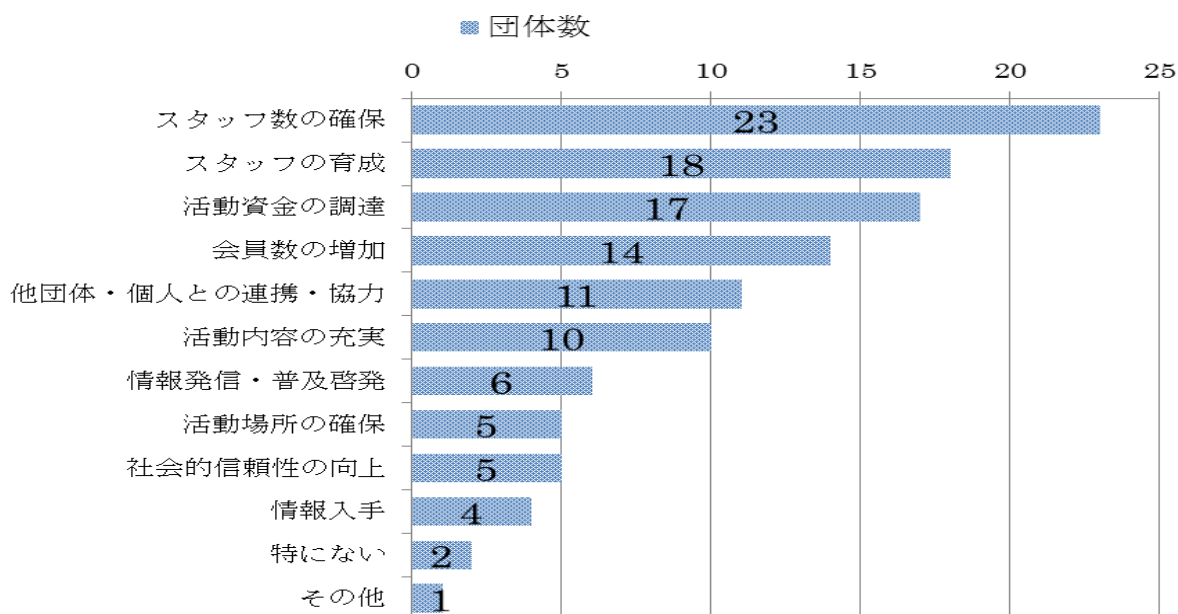


問 2. 環境保全活動の課題について

【設問】 貴団体が環境保全活動に取り組むうえでの課題は何ですか。

【考察】

市民活動団体が抱えている環境保全活動の課題は、「スタッフ数の確保（23 団体）」が一番多く、次いで「スタッフの育成（18 団体）」で、スタッフについての課題が多いことが分かります。



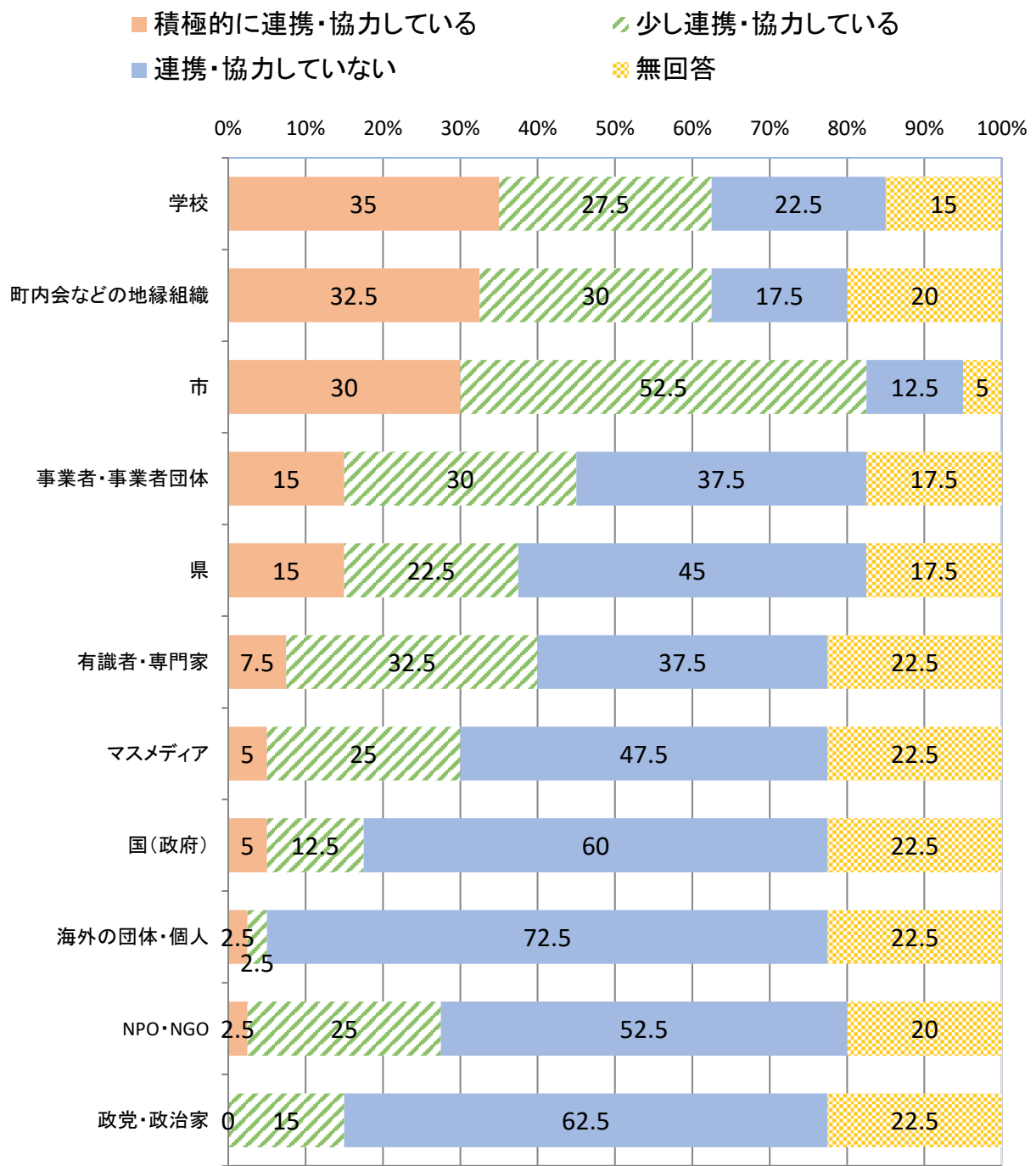
問 3. 環境保全活動の連携・協力について

【設問】貴団体が環境保全活動を実施する場合に、連携・協力している団体や個人はありますか。

【考察】

市民活動団体が環境保全活動を実施する際に、連携又は協力している団体は「学校」が一番多く 35%でした。次に多いのが「町内会などの地縁組織」が 32.5%で、逆に少ないのが「NPO・NGO」で他の活動団体との連携は少ないことが分かります。

「少し連携・協力している」の割合が多いのが「市」との連携で 52.5%でした。



問 4. 今後の環境保全活動の連携・協力について

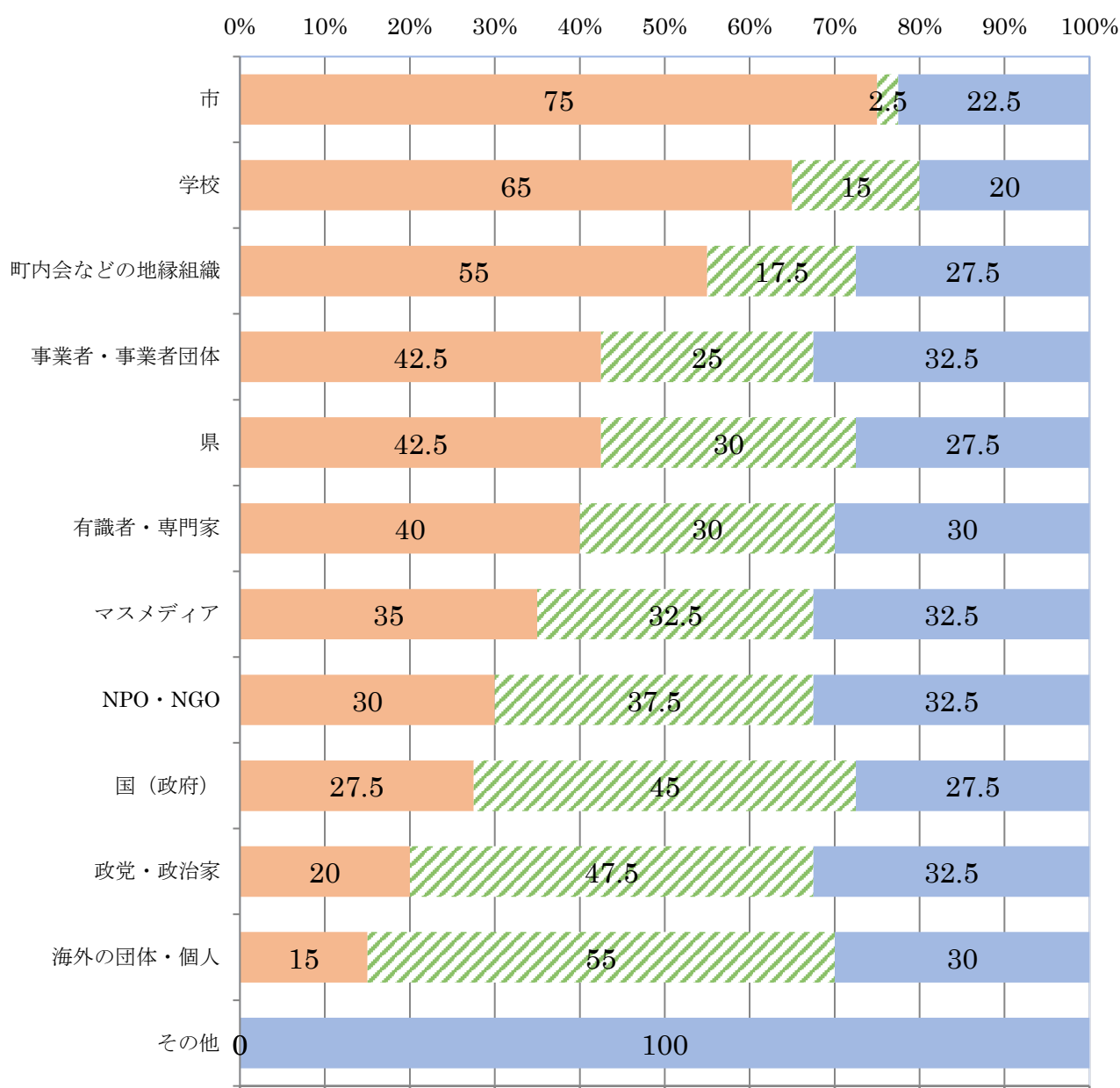
【設問】 今後、貴団体が環境保全活動を実施する場合に、連携・協力しようと思う団体や個人はどこですか。

【考察】

市民活動団体に今後の連携や協力の予定を聞いたところ、「連携・協力する予定はある」が最も多いのが「市」で、次いで「学校」が多い結果でした。

「町内会などの地縁組織」との連携・協力の予定も 55%と多く、環境保全に関する活動は学校などの地域での活動が多いことがうかがえます。

■ 連携・協力する予定はある ■ 連携・協力する予定はない ■ 無回答

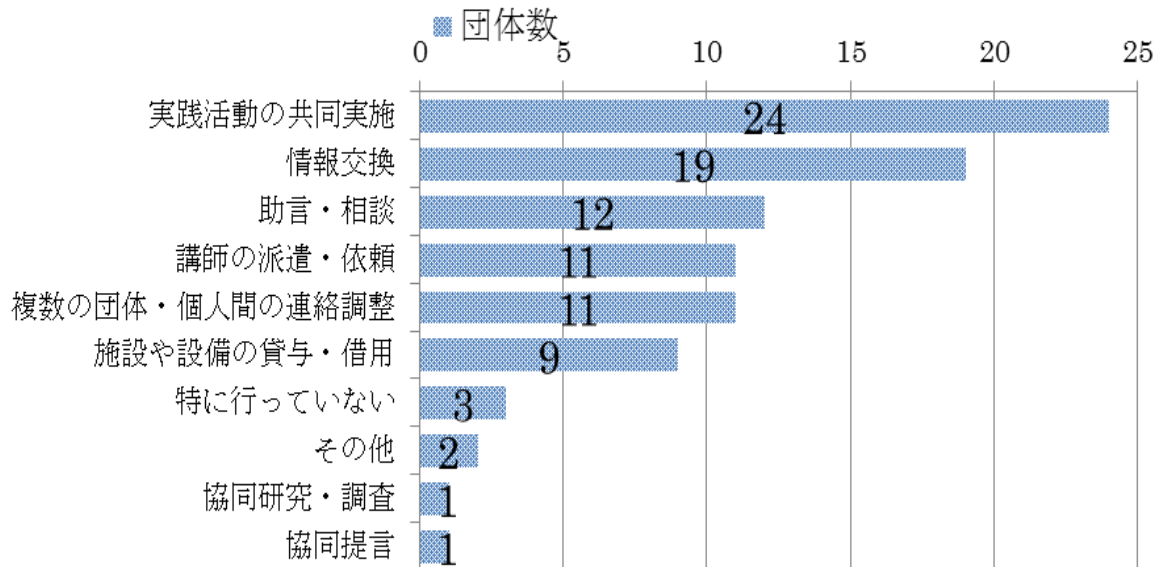


問 5. 環境保全対策の連携・協力の内容について

【設問】貴団体が環境保全対策を行う際の連携や協力する内容はどのようなものですか。

【考察】

市民活動団体が環境保全対策を行う際の連携や協力する内容は、「実践活動の共同実施」が最も多く 24 団体が回答しました。

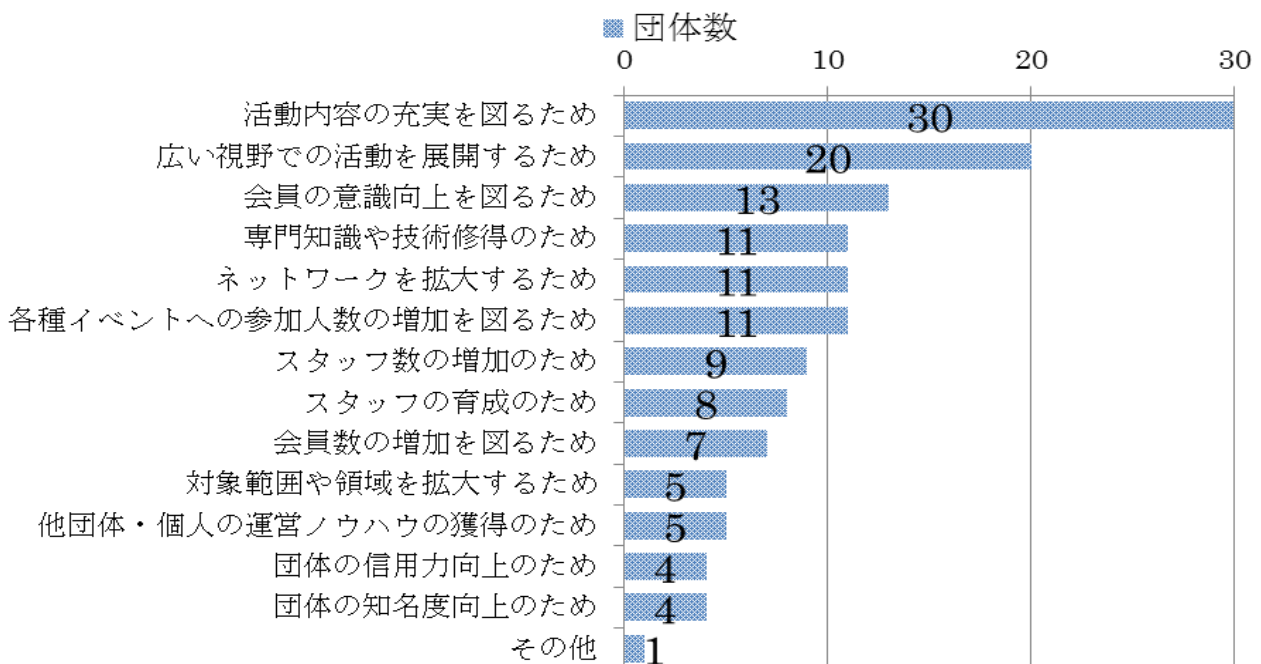


問 6. 環境保全対策の連携・協力の理由について

【設問】貴団体の環境保全対策に向けた連携や協力する理由はどのようなものですか。

【考察】

市民活動団体が考える環境保全対策に向けた連携や協力する理由は、「活動内容の充実を図るため」が最も多く 30 団体でした。

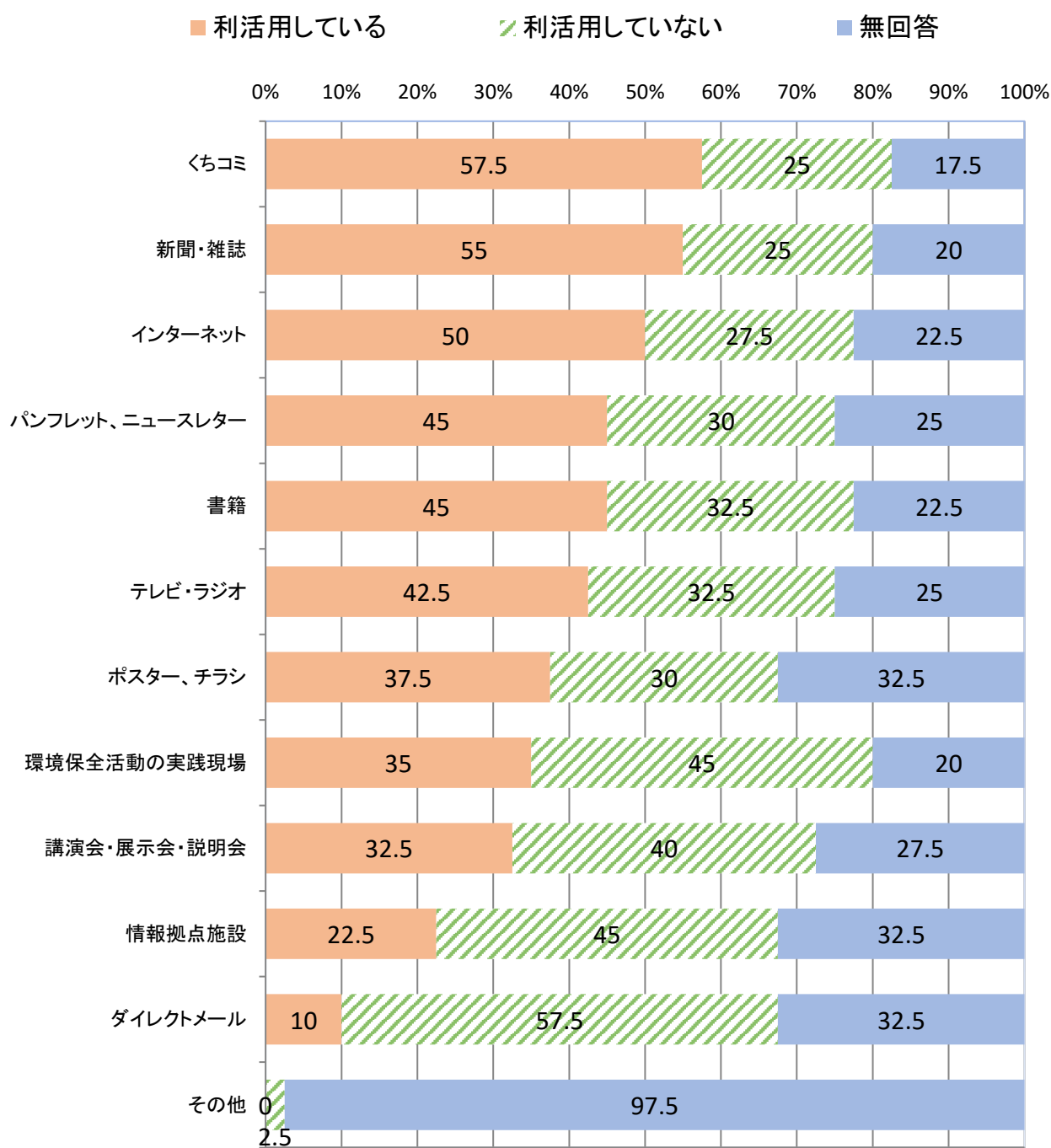


問 7. 環境に関する情報入手について

【設問】貴団体の環境保全活動の情報は、どのような方法で入手していますか。

【考察】

市民活動団体が環境保全活動を実施する際に活用する情報入手の方法は、「くちコミ」が最も多く 57.5%が回答しています。次いで「新聞・雑誌（55.0%）」でした。逆に少ないのは「ダイレクトメール（10.0%）」でした。身近なところから情報を入手していると思われます。

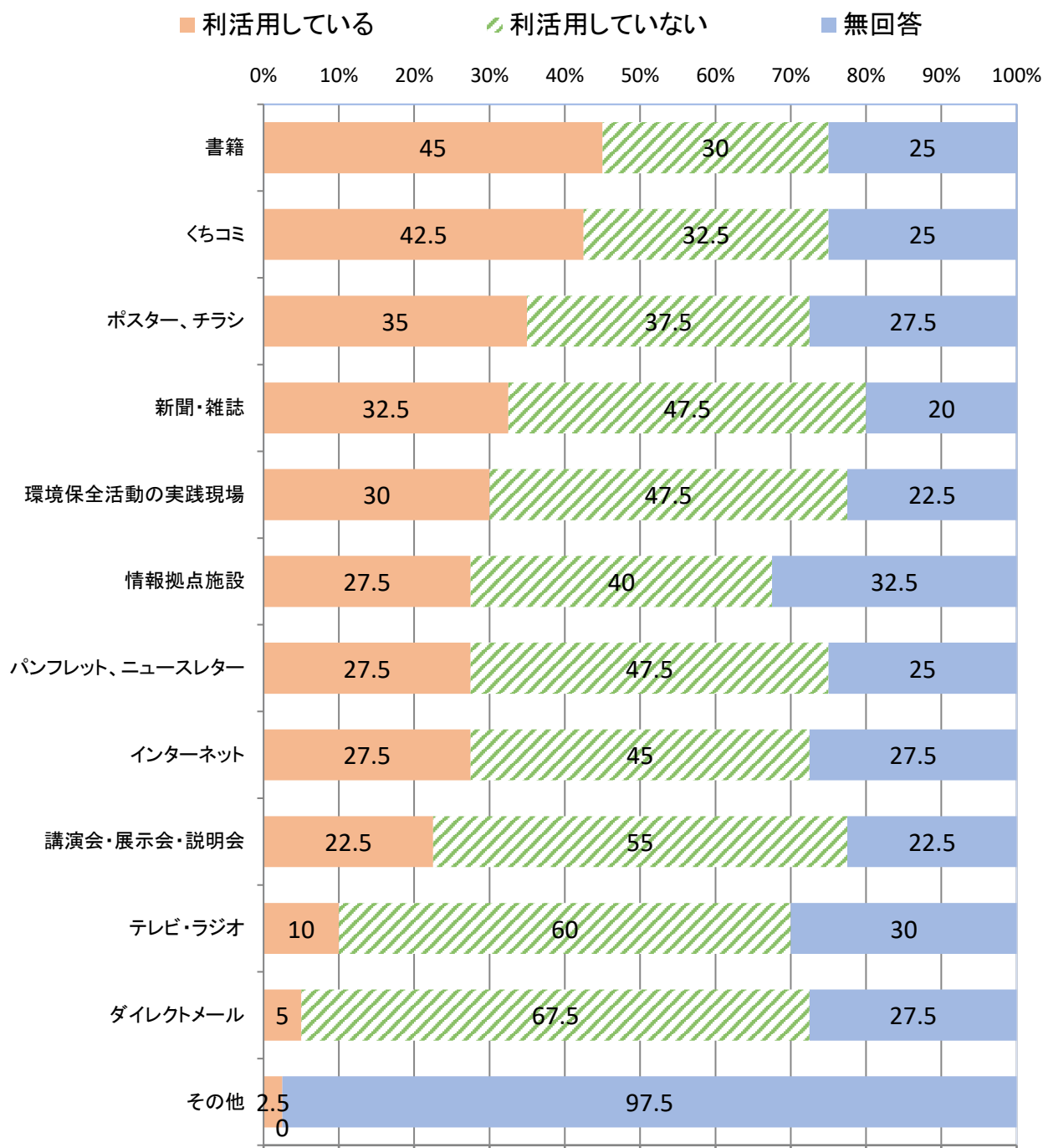


問 8. 環境保全活動の情報発信手段について

【設問】貴団体は環境保全活動のための情報発信手段として、何を活用していますか。

【考察】

市民活動団体が情報発信として活用する手段として多いのは「書籍（45.0%）」で、次いで「くちコミ（42.5%）」でした。逆に少ないのは「テレビ・ラジオ（10.0%）」、「ダイレクトメール（5.0%）」となっています。

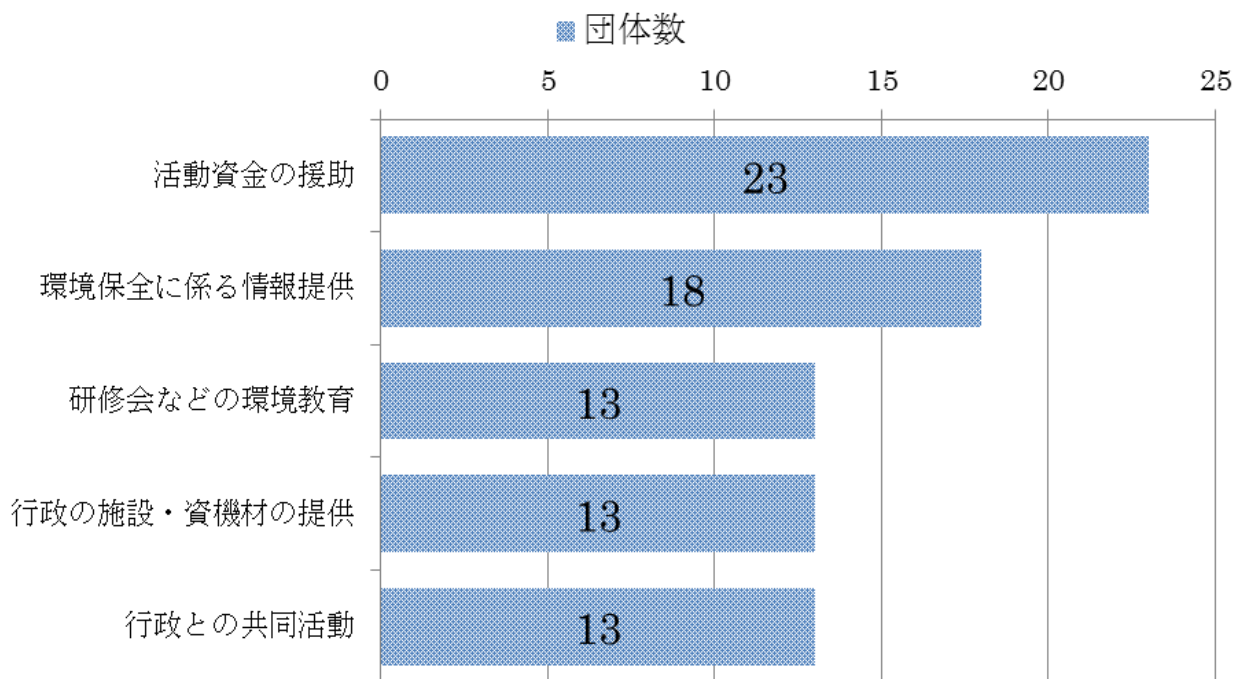


問 9. 行政に期待する支援策について

【設問】 貴団体が環境保全対策を進めるにあたり、行政に期待する支援策は何ですか。

【考察】

行政に期待する支援策は「活動資金の援助（23 団体）」で、多くの団体が資金面の支援を要望していることが分かります。



(4) 小・中学生アンケート

①調査概要（対象・実施方法）

周南市都市計画マスタープランで定義する 7 つの地域ごとに小学校と中学校を選定し、5 年生（鼓南小は 6 年生）の児童 315 人と中学 2 年生の生徒 513 人を対象に、無記名によるアンケート調査を行いました。

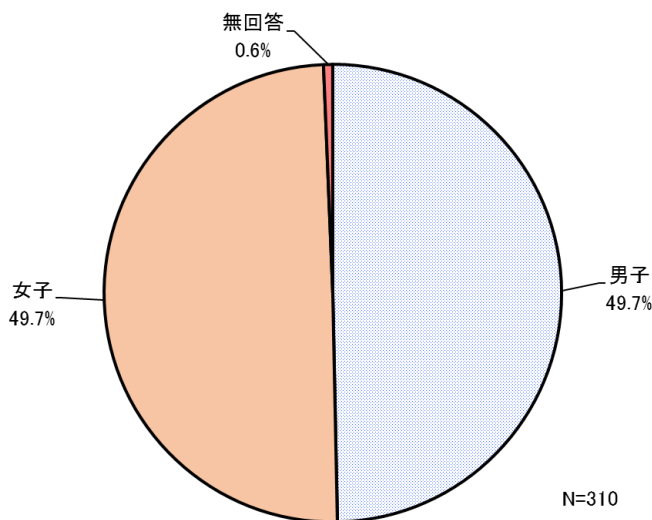
②実施期間：平成 30(2018)年 9 月

③アンケート配付・回収状況

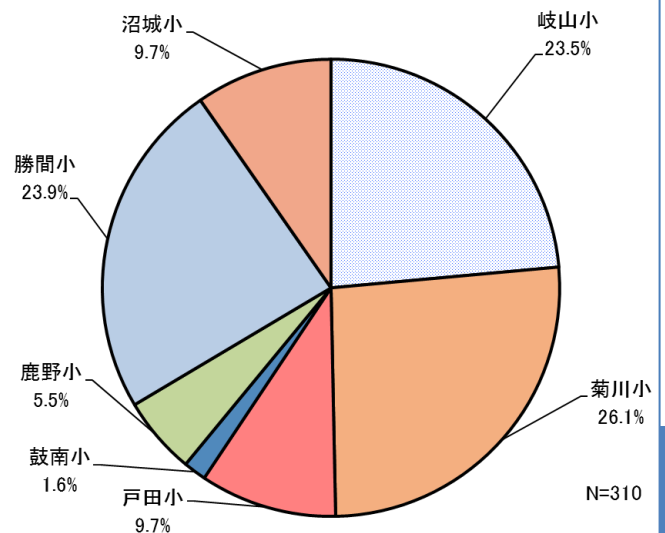
	配付数	回答数	回収率	前回との比較
小学生	315	310	98.4%	+8.4%
中学生	513	496	96.7%	+3.0%

④調査結果は次のとおりです。

●性別（小学生）



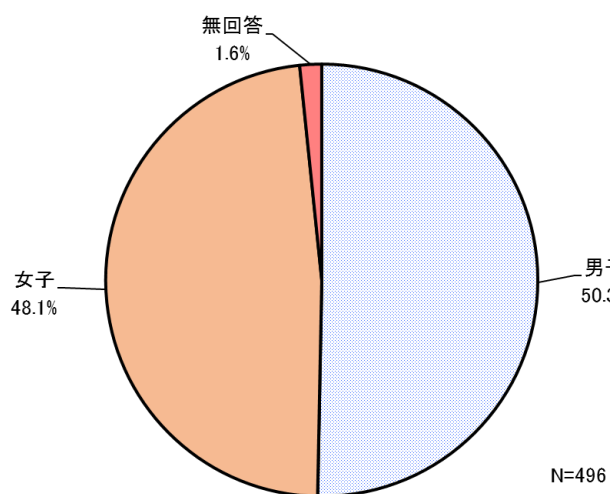
●学校別（小学生）



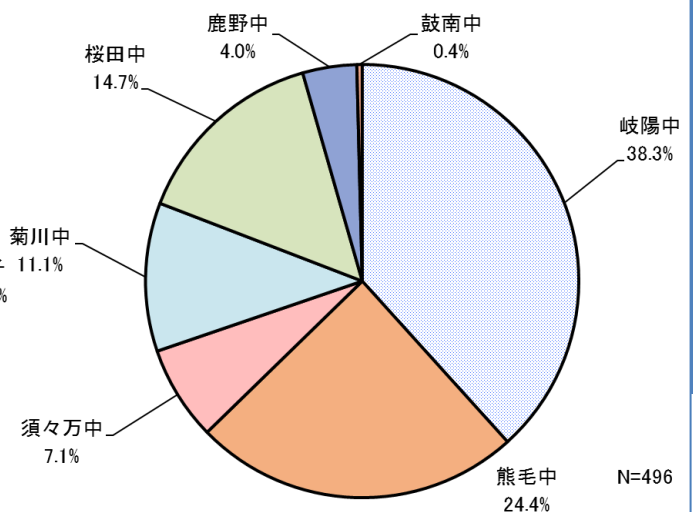
小学生の性別は「男子」「女子」とともに 49.7%でした。

学校別の人数は、「菊川小（26.1%）」「勝間小（23.9%）」「岐山小（23.5%）」の順でした。

●性別（中学生）



●学校別（中学生）



中学生の性別は「男子」が 50.3%「女子」で 48.1%でした。

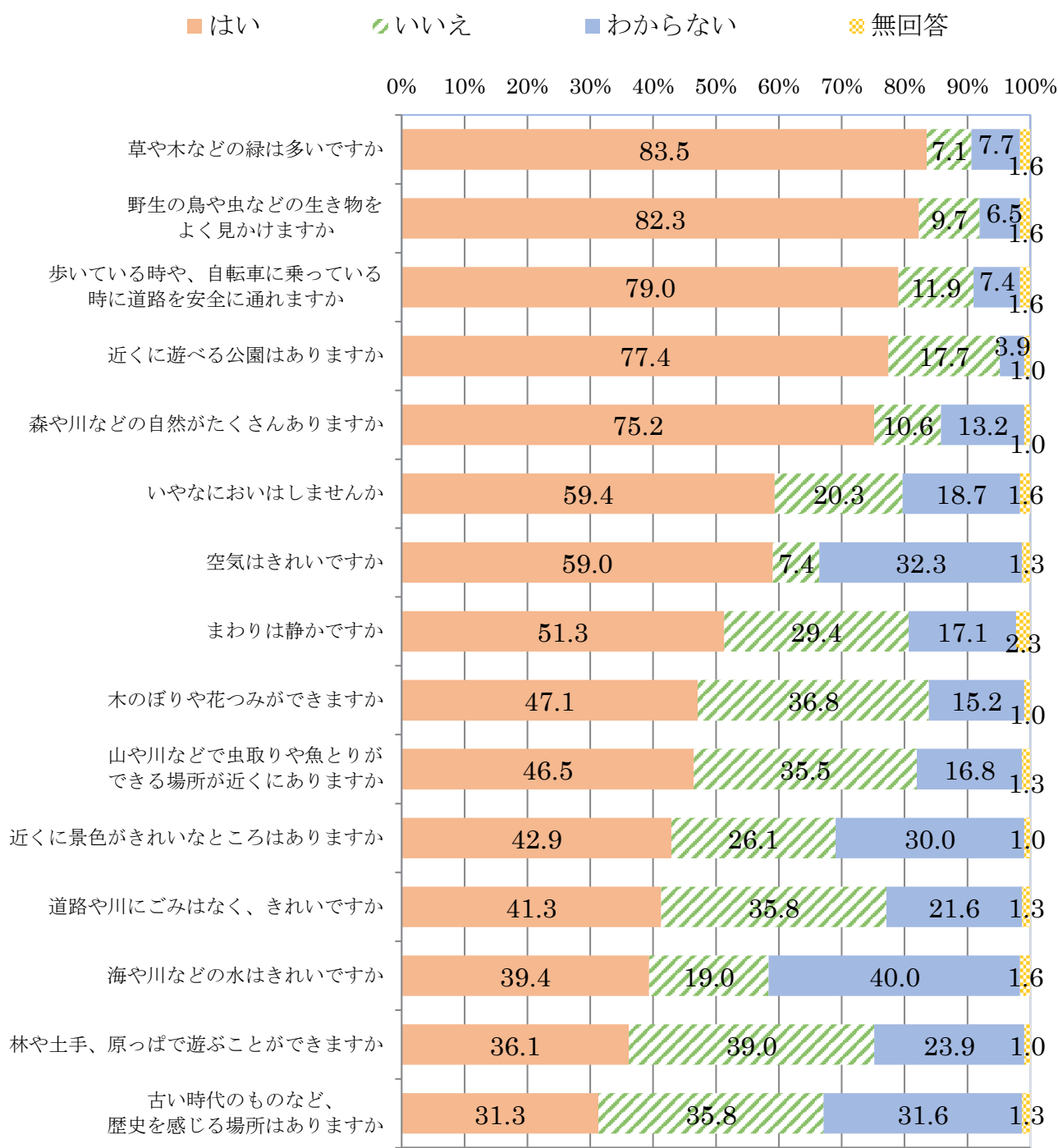
学校別の人数は、「岐陽中（38.3%）」「熊毛中（24.4%）」「桜田中（14.7%）」の順でした。

問 1-1. 【小学生】家の周りの環境のようすについて

【設問】あなたの家のまわりの環境のようすについて、どのように感じていますか。

【考察】

「はい」の回答割合が高いのは、「草や木などの緑は多い（83.5%）」「野生の鳥や虫などの生き物をよく見かける（82.3%）」となっており、身近に豊かな自然を感じていることが分かります。反面、「いいえ」の回答割合が高いのは、「林や土手、原っぱで遊ぶことができる（39.0%）」「木のぼりや花つみができる（36.8%）」となっており、身近な自然と触れ合う場所が少ないと感じているようです。



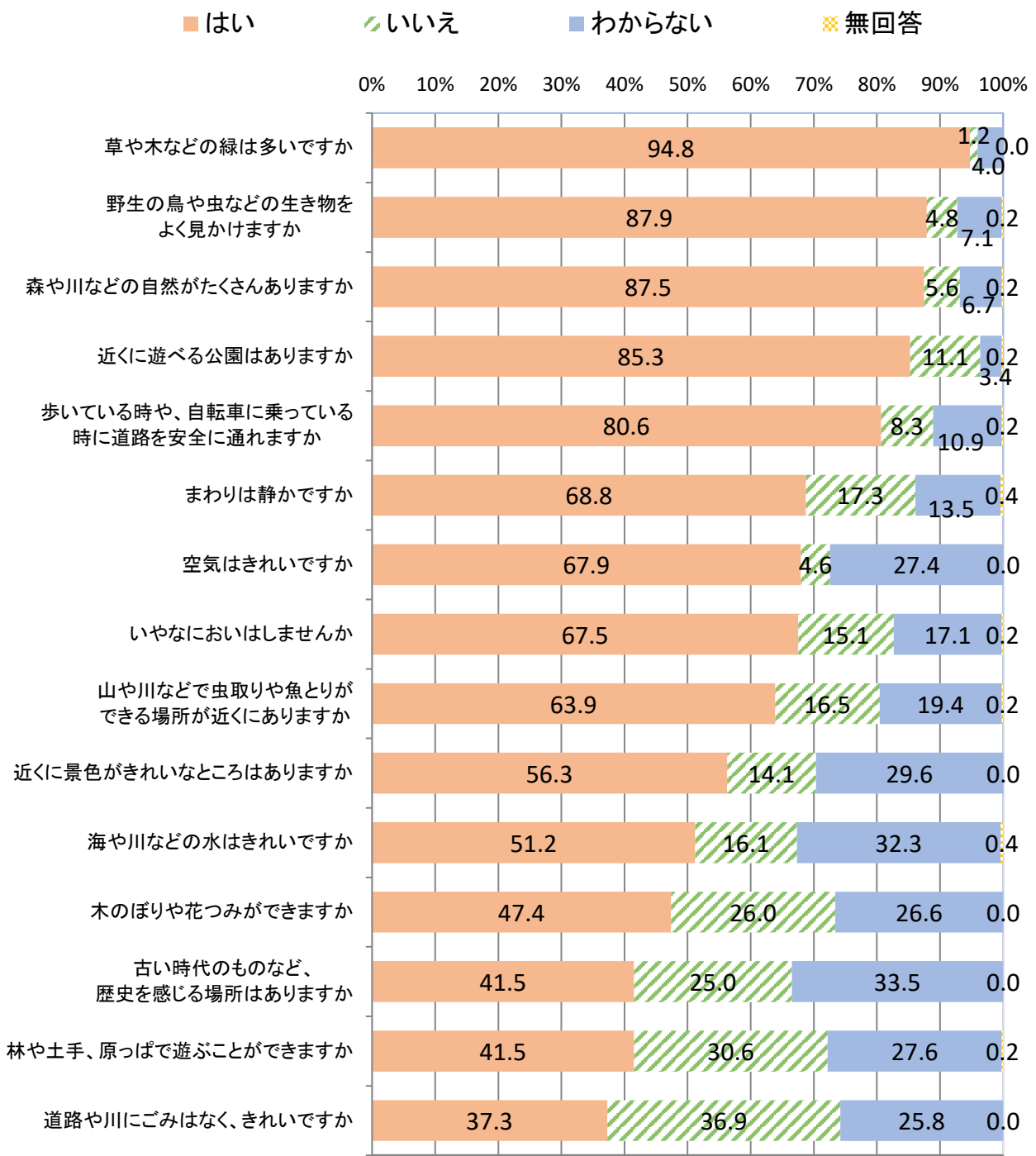
問 1-2. 【中学生】家の周りの環境のようすについて

【設問】あなたの家のまわりの環境のようすについて、どのように感じていますか。

【考察】

「はい」の回答割合が高いのは、「草や木などの緑は多い（94.8%）」「野生の鳥や虫などの生き物をよく見かける（87.9%）」となっており、身近に豊かな自然を感じていることが分かります。

一方で、「いいえ」の回答割合が高いのは、「道路や川にごみはなく、きれい（36.9%）」「林や土手、原っぱで遊ぶことができる（30.6%）」となっており、5年前に比べて割合が高くなっています。



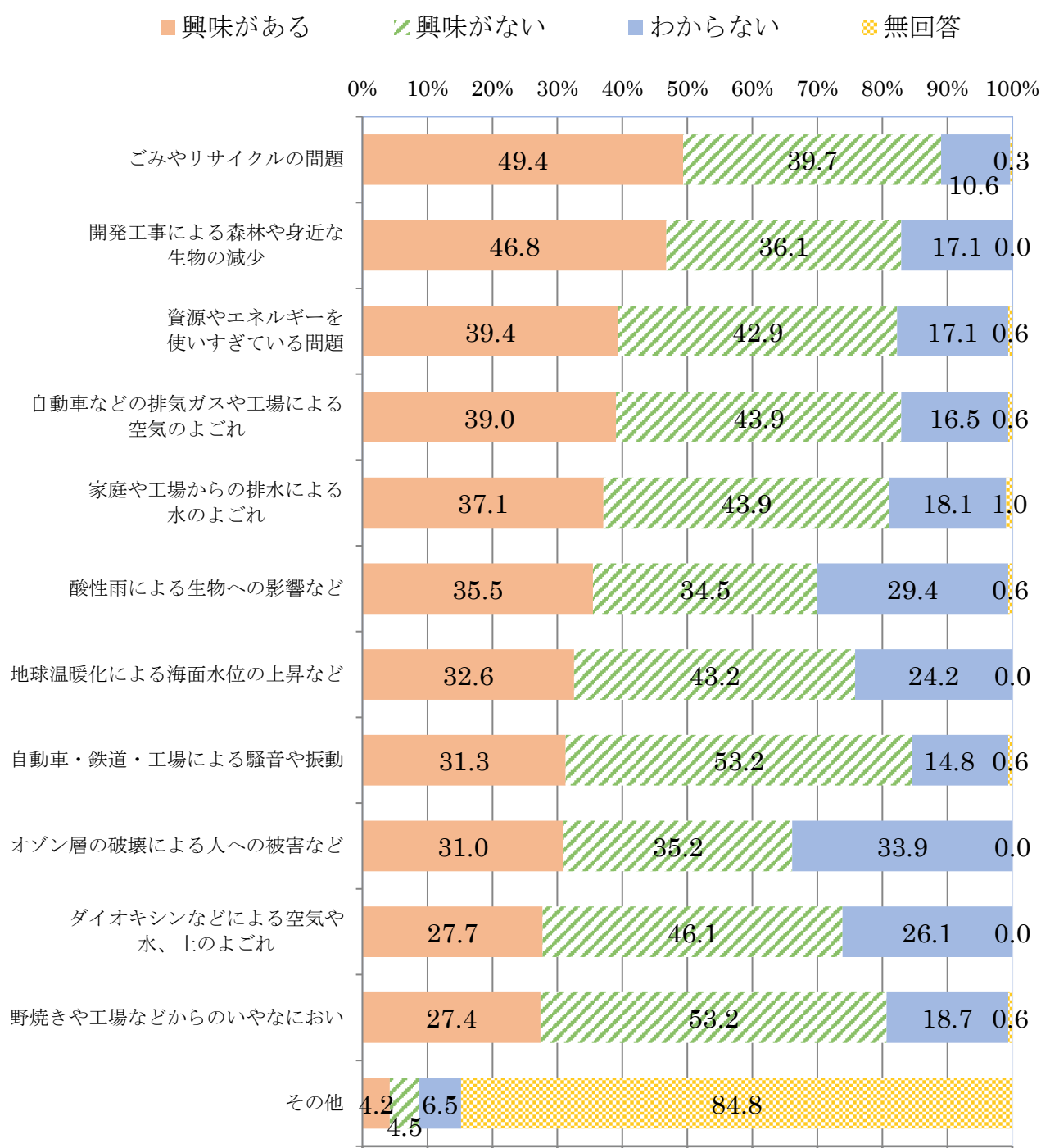
問 2-1. 【小学生】環境問題への関心度について

【設問】あなたはどのような環境問題について興味や関心がありますか。

【考察】

「興味がある」の回答割合が高いのは、「ごみやリサイクルの問題（49.4%）」「開発工事による森林や身近な生物の減少（46.8%）」となっています。

また、「興味がない」の回答割合が高いのは、「自動車・鉄道・工場による騒音や振動（53.2%）」「野焼きや工場などからのいやなにおい（53.2%）」となっており、5年前に比べて全体的に「興味がない」割合が上昇傾向にあります。



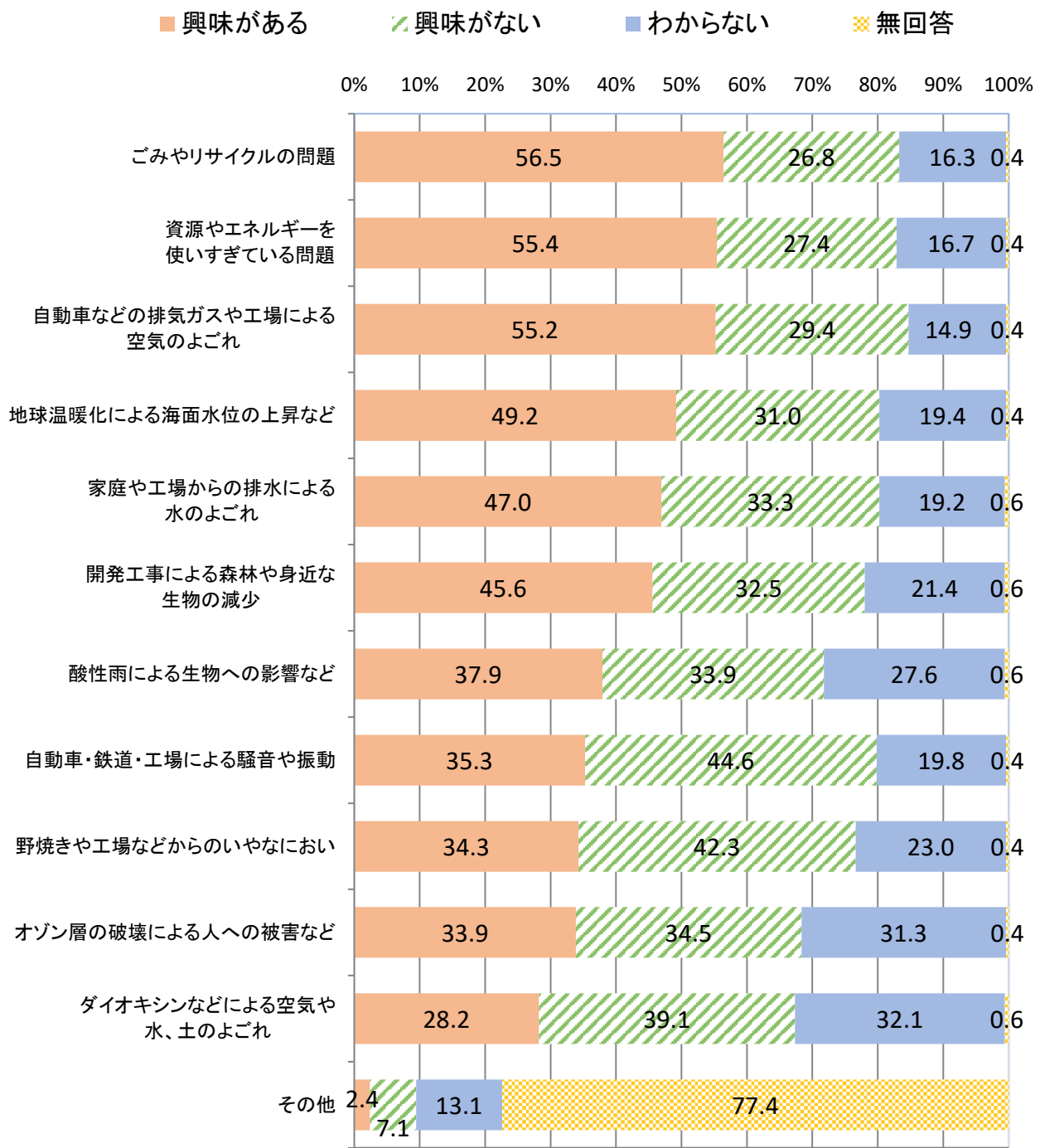
問 2-2. 【中学生】環境問題への関心度について

【設問】あなたはどのような環境問題について興味や関心がありますか。

【考察】

「興味がある」の回答割合が高いのは、「ごみやリサイクルの問題（56.5%）」「資源やエネルギーを使いすぎている問題（55.4%）」となっており、高い関心を示しています。

また、「興味がない」の回答割合が高いのは、「自動車・鉄道・工場による騒音や振動（44.6%）」「野焼きや工場などからのいやなにおい（42.3%）」となっており、5年前に比べてその割合は減少しています。

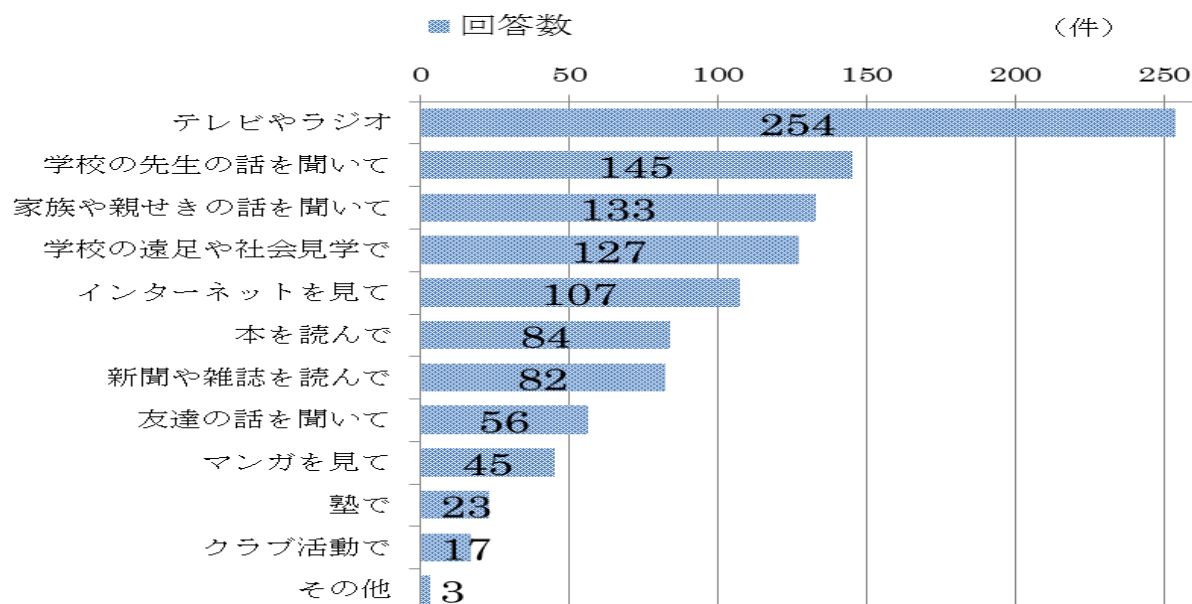


問 3-1. 【小学生】環境問題を知る方法について

【設問】あなたは環境問題をどのようにして知りますか。

【考察】

小学生が環境問題を知る方法で最も多い回答は、「テレビやラジオ（254 件）」、次いで「学校の先生の話聞いて（145 件）」「家族や親せきの話聞いて（133 件）」となっています。

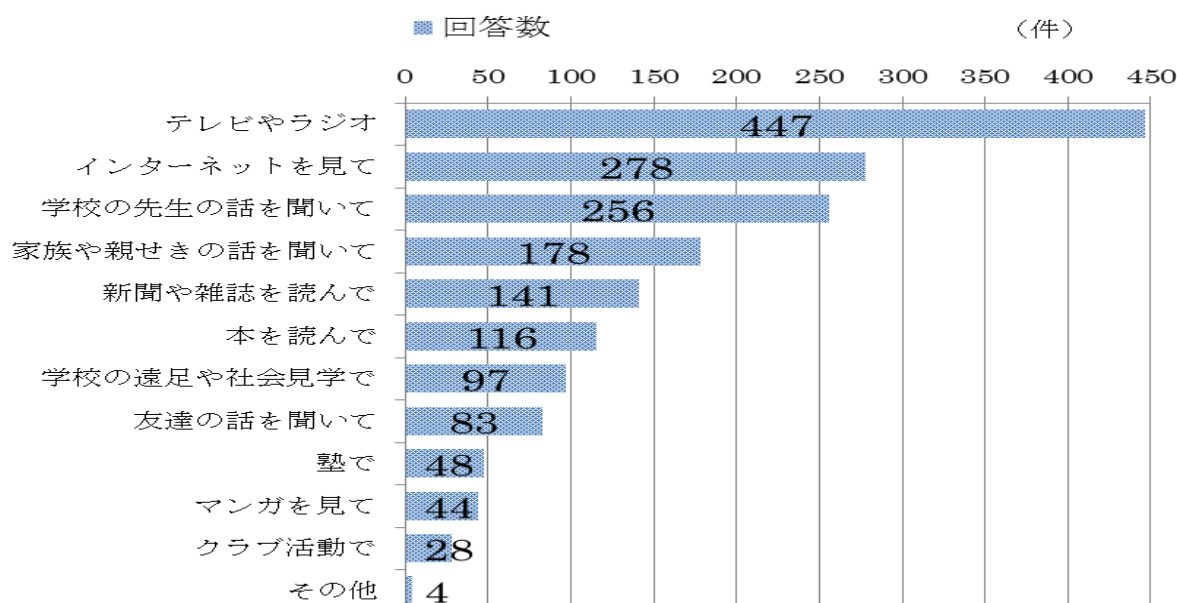


問 3-2. 【中学生】環境問題を知る方法について

【設問】あなたは環境問題をどのようにして知りますか。

【考察】

中学生が環境問題を知る方法で最も多い回答は、「テレビやラジオ（447 件）」、次いで「インターネットを見て（278 件）」「学校の先生の話聞いて（256 件）」となっています。

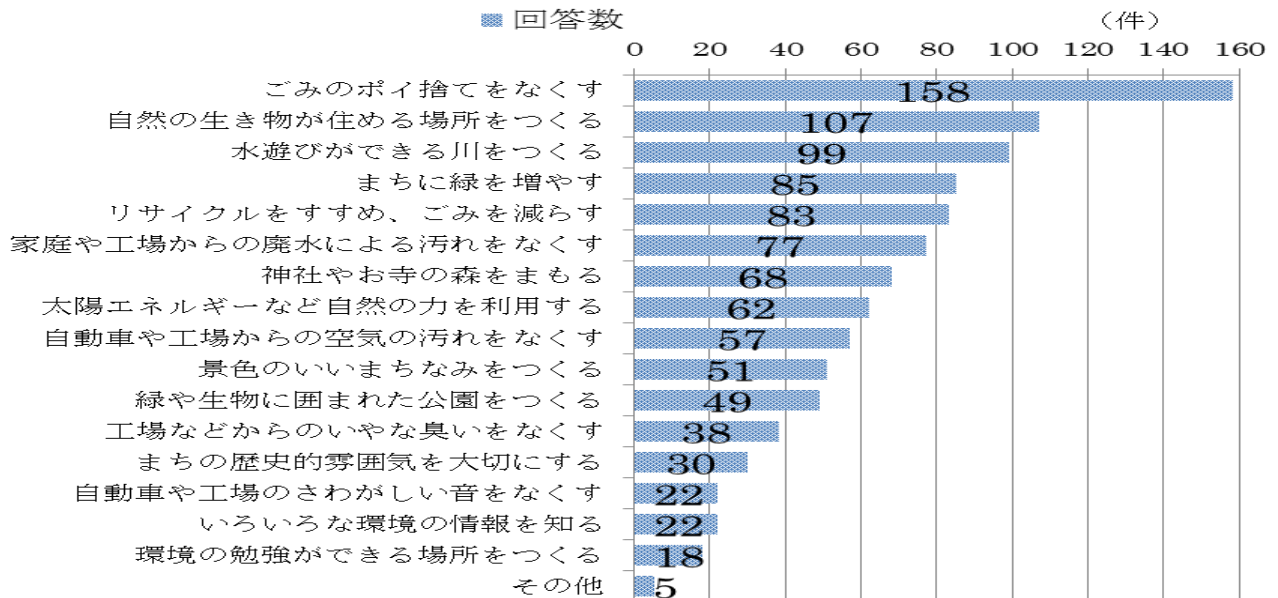


問 4-1. 【小学生】環境を良くするためにすべきことについて

【設問】あなたは環境を良くするために、何をしたら良いと思いますか。

【考察】

小学生が環境を良くするためにしたら良いと思う最も多い回答は、「ごみのポイ捨てをなくす（158件）」、次いで「自然の生き物が住める場所をつくる（107件）」となっています。

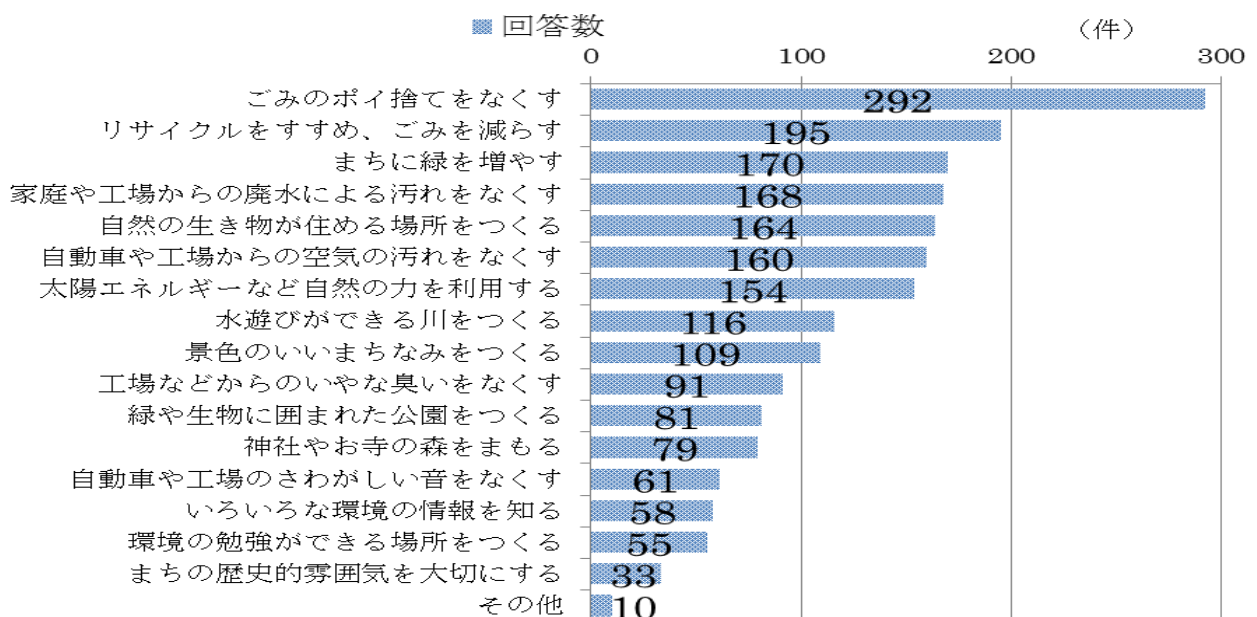


問 4-2. 【中学生】環境を良くするためにすべきことについて

【設問】あなたは環境を良くするために、何をしたら良いと思いますか。

【考察】

中学生が環境を良くするためにしたら良いと思う最も多い回答は、「ごみのポイ捨てをなくす（292件）」、次いで「リサイクルをすすめ、ごみを減らす（195件）」となっています。



問 5. 【小学生】【中学生】 まわりの環境で好きなところ、きれいなところについて

【自由記述】 あなたのまわりの環境で、好きなところときらいなところはどこですか。

【考察】

(小学生)

「好きなところ」としては、徳山動物園（動物がたくさんいる、動物と触れ合える等）や周南美術博物館・文化会館等の市の施設のほか、身近な公園（皆で楽しく遊べる、遊具がたくさんある、景色が良い等）や川（水がきれい、たくさんの生き物がいる等）、山・森（緑が多く落ち着く、たくさんの生き物がいる等）等の自然と触れ合える場所の回答が多くありました。また、学校も友達と遊ぶことができる場所として、運動場や校庭などの回答がありました。

一方、「嫌いなところ」としては、ごみが多く、草が伸びている公園や、ごみで汚れている川や山等の回答が多く見られました。

(中学生)

「好きなところ」としては、小学生と同じく徳山動物園（動物がたくさんいる、動物と触れ合える等）や周南美術博物館・図書館等の市の施設のほか、身近な公園（皆で楽しく遊べる、遊具がたくさんある、緑や生き物が多い等）や川（水がきれい、魚やホタル等たくさんの生き物がいる等）、山・森（緑が多く落ち着く、空気・景色がきれい等）等の自然と触れ合える場所の回答が多くありました。また、同じく学校もきれいに整備された場所としての回答がありました。

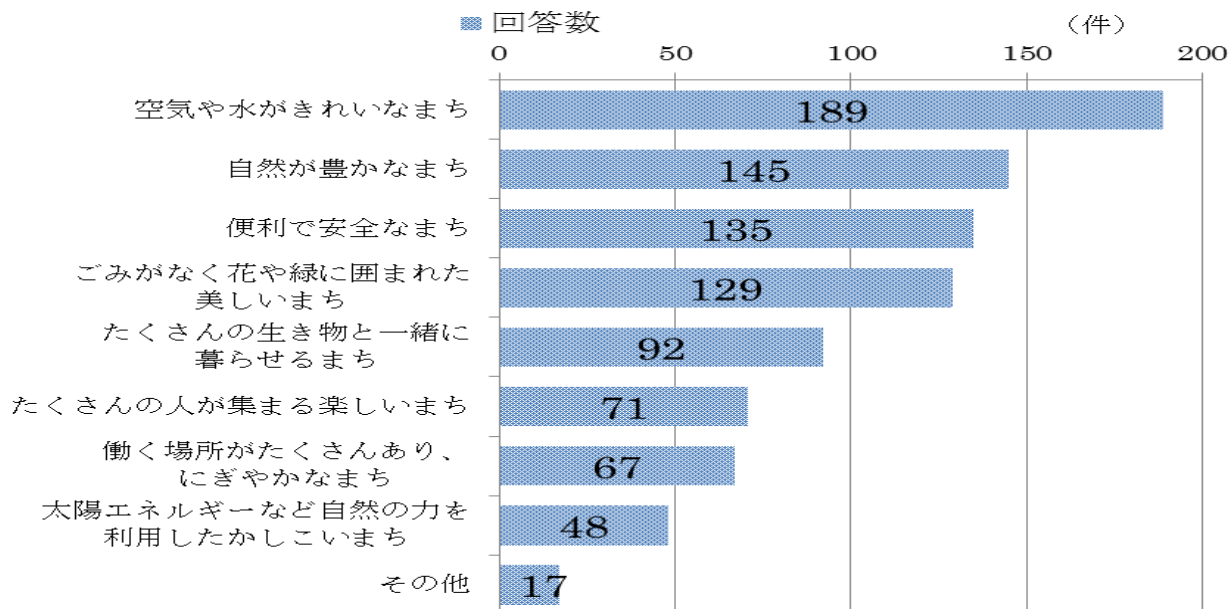
一方、「嫌いなところ」としては、ごみが多く捨てられ、トイレが汚い公園や、ごみで水が汚れている川や山等の回答が多く見られました。

問 6-1. 【小学生】 将来のまちのイメージについて

【設問】 あなたは、周南市が将来どのようなまちになってほしいと思いますか。

【考察】

小学生が望む周南市の将来のイメージで最も多い回答は、「空気や水がきれいなまち（189件）」、次いで「自然が豊かなまち（145件）」「便利で安全まち（135件）」となっています。

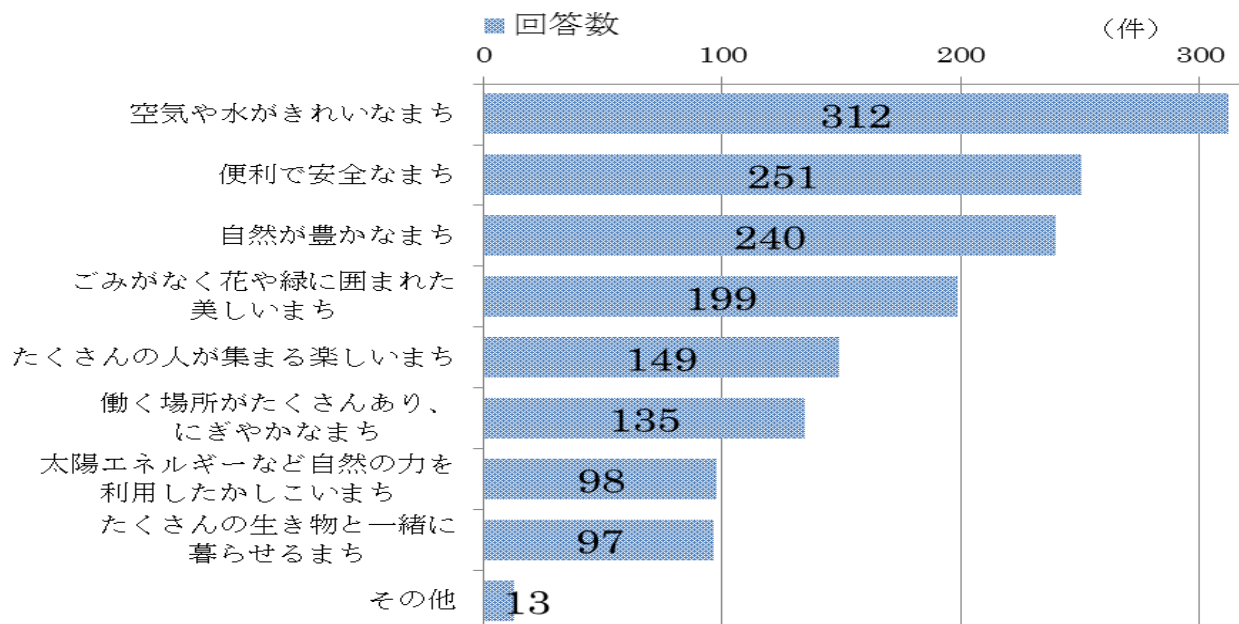


問 6-2. 【中学生】 将来のまちのイメージについて

【設問】 あなたは、周南市が将来どのようなまちになってほしいと思いますか。

【考察】

中学生が望む周南市の将来のイメージで最も多い回答は、「空気や水がきれいなまち（312件）」、次いで「便利で安全まち（251件）」「自然が豊かなまち（240件）」となっています。



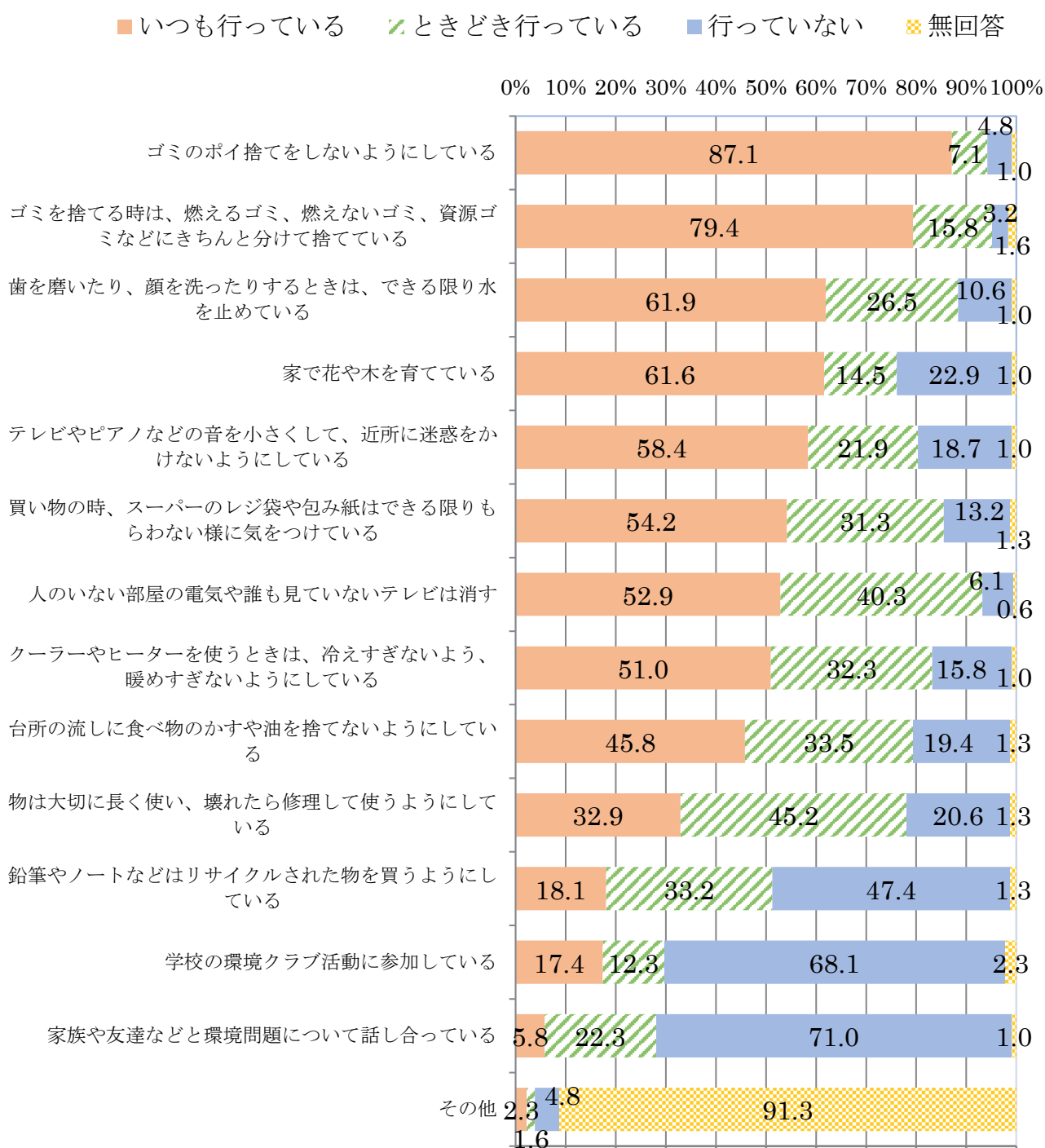
問 7-1. 【小学生】環境にやさしい行動について

【設問】あなたがふだん行っている、環境にやさしい行動は何ですか。

【考察】

「いつも行っている」の回答割合が高いのは、「ゴミのポイ捨てをしないようにしている（87.1%）」「ゴミを捨てる時は、燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミなどにきちんと分けて捨てている（79.4%）」となっています。

また、「行っていない」の回答割合が高いのは、「家族や友達などと環境問題について話し合っている（71.0%）」「学校の環境クラブ活動に参加している（68.1%）」となっています。



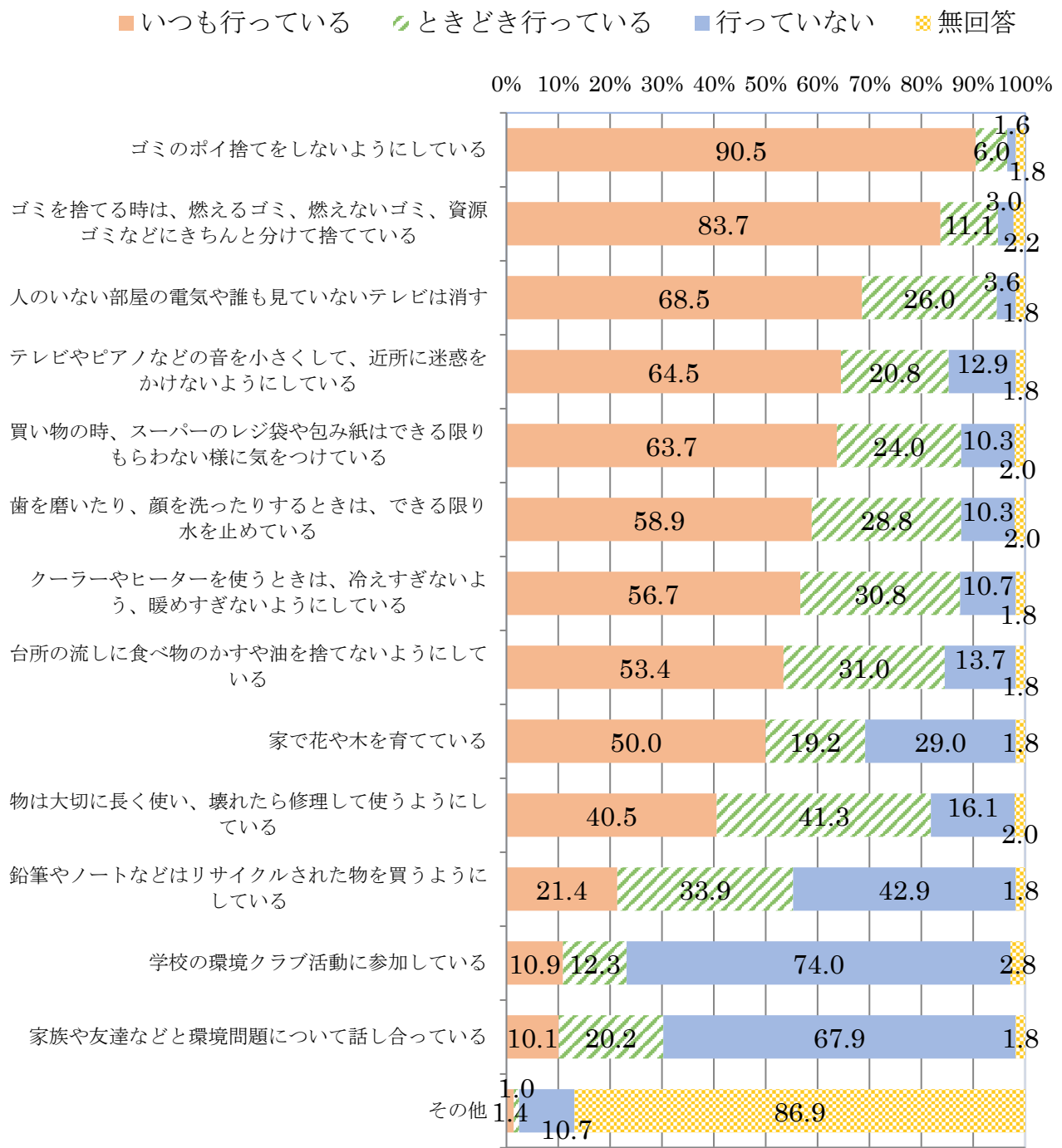
問 7-2. 【中学生】環境にやさしい行動について

【設問】あなたがふだん行っている、環境にやさしい行動は何ですか。

【考察】

「いつも行っている」の回答割合が高いのは、「ゴミのポイ捨てをしないようにしている（90.5%）」「ゴミを捨てる時は、燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミなどにきちんと分けて捨てている（83.7%）」となっています。

また、「行っていない」の回答割合が高いのは、「学校の環境クラブ活動に参加している（74.0%）」「家族や友達などと環境問題について話し合っている（67.9%）」となっています。



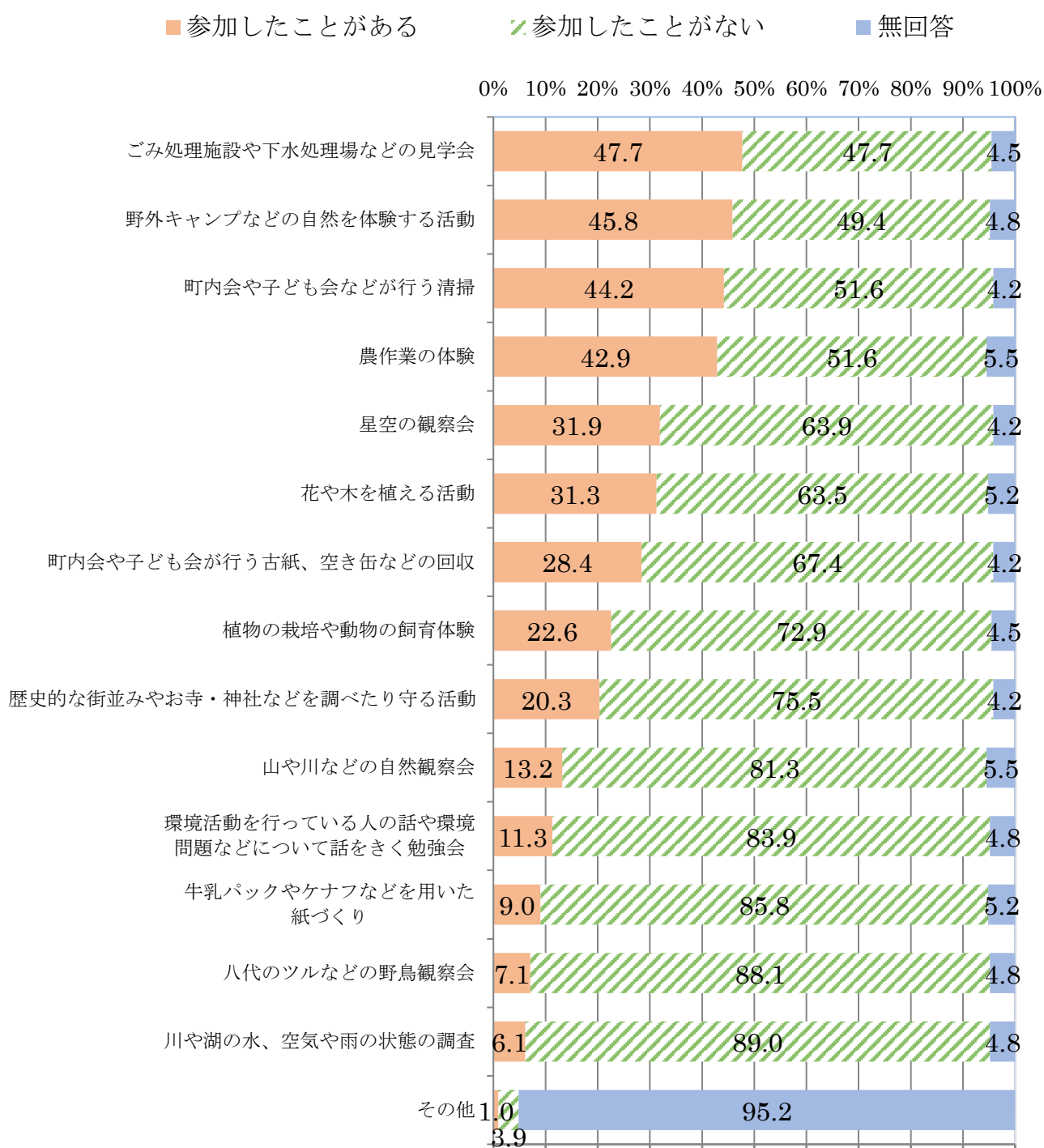
問 8-1. 【小学生】 これまでに参加した環境保全活動について

【設問】 あなたがこれまでに、参加したことがある環境保全活動は何ですか。

【考察】

「参加したことがある」の回答割合が高いのは、「ごみ処理施設や下水処理場などの見学会（47.7%）」「野外キャンプなどの自然を体験する活動（45.8%）」となっています。

また、「参加したことがない」の回答割合が高いのは、「川や湖の水、空気や雨の状態の調査（89.0%）」「八代のツルなどの野鳥観察会（88.1%）」となっています。



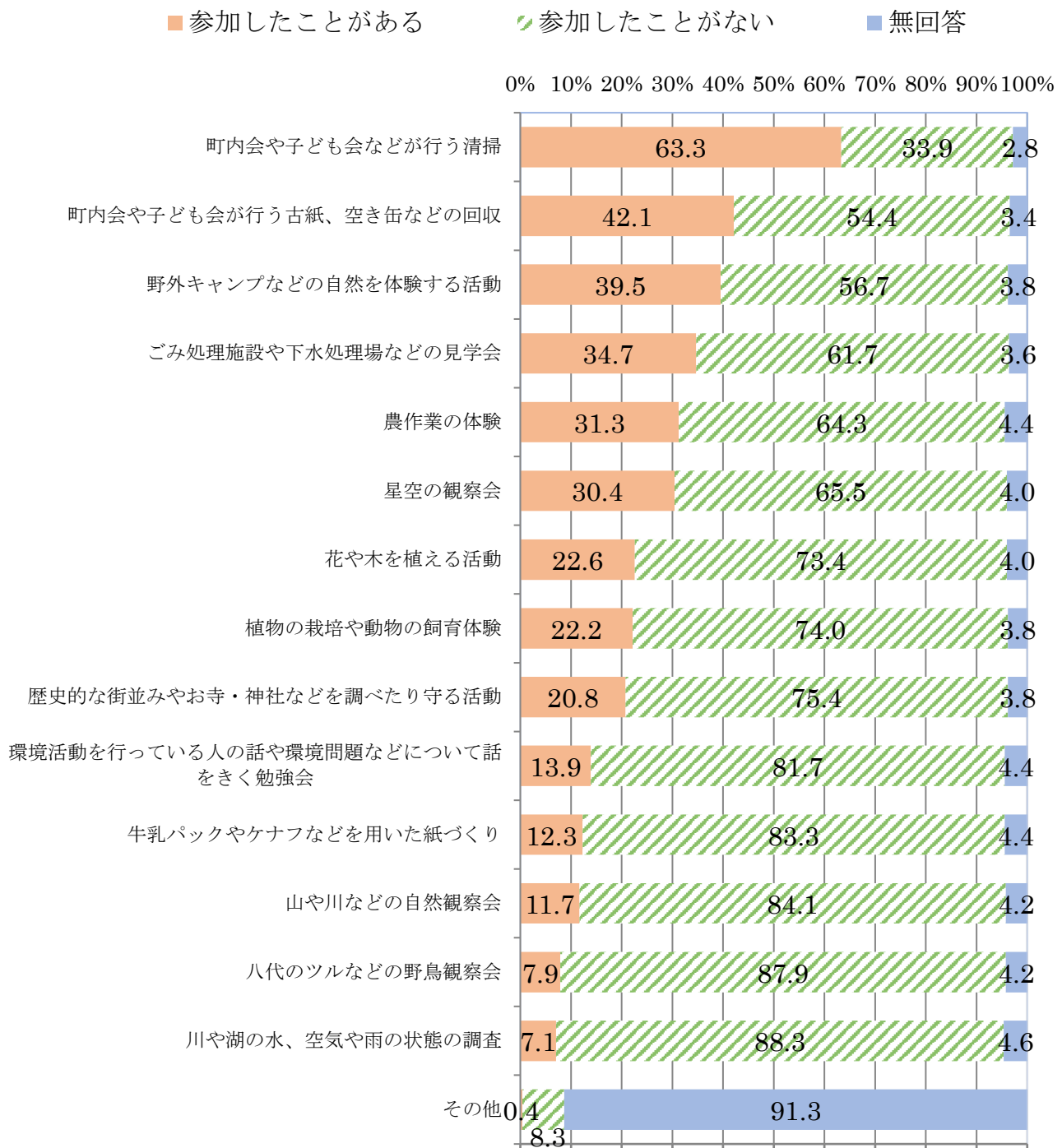
問 8-2. 【中学生】 これまでに参加した環境保全活動について

【設問】 あなたがこれまでに、参加したことがある環境保全活動は何ですか。

【考察】

「参加したことがある」の回答割合が高いのは、「町内会や子ども会などが行う清掃（63.3%）」
「町内会や子ども会が行う古紙、空き缶などの回収（42.1%）」となっています。

また、「参加したことがない」の回答割合が高いのは、「川や湖の水、空気や雨の状態の調査（88.3%）」
「八代のツルなどの野鳥観察会（87.9%）」となっています。



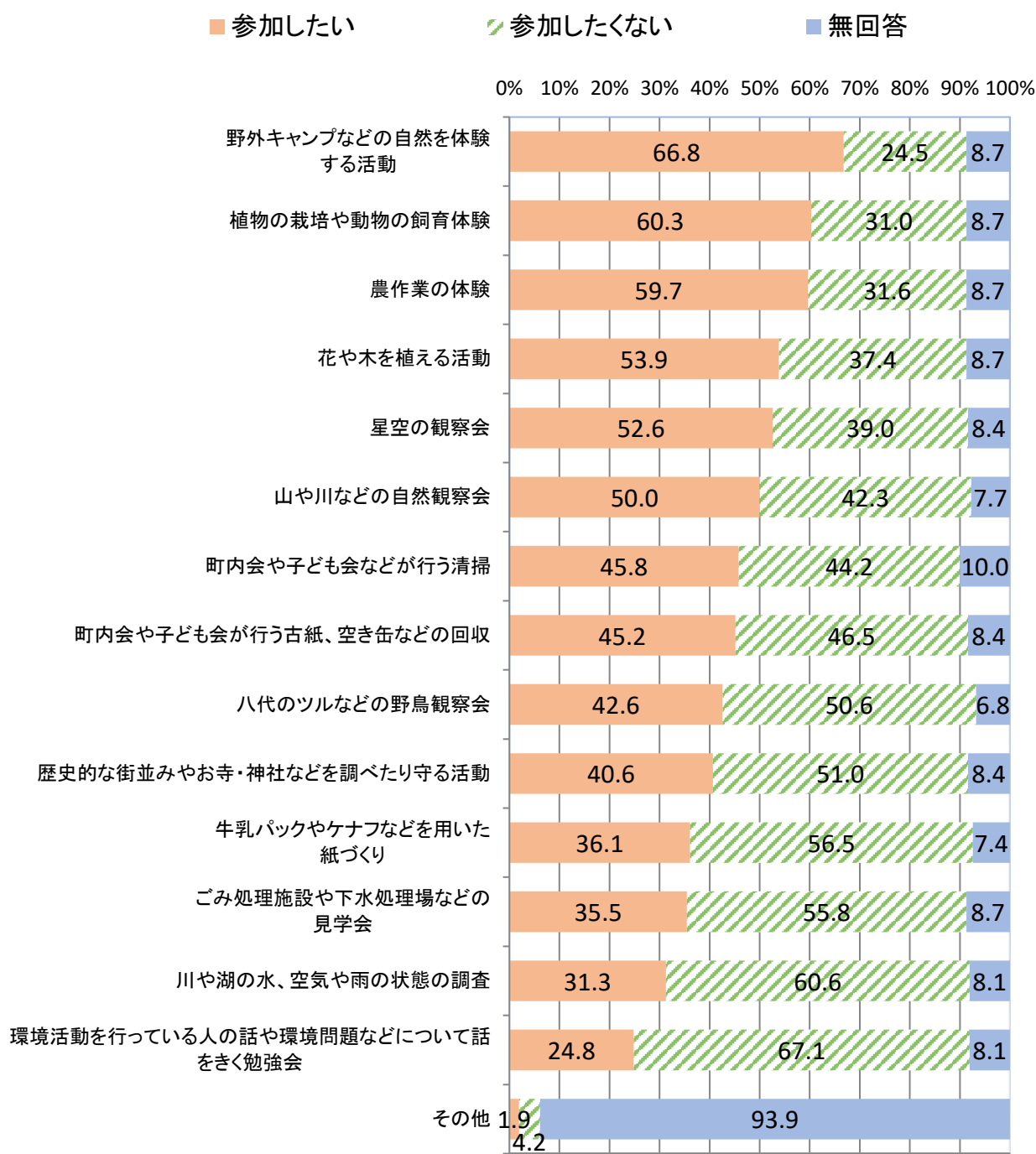
問 9-1. 【小学生】 参加したい環境保全活動について

【設問】 あなたが今後、参加したいと思う環境保全活動は何ですか。

【考察】

「参加したい」の回答割合が高いのは、「野外キャンプなどの自然を体験する活動（66.8%）」
「植物の栽培や動物の飼育体験（60.3%）」となっています。

また、「参加したくない」の回答割合が高いのは、「環境活動を行っている人の話や環境問題などについて話を聞く勉強会（67.1%）」「川や湖の水、空気や雨の状態の調査（60.6%）」となっています。



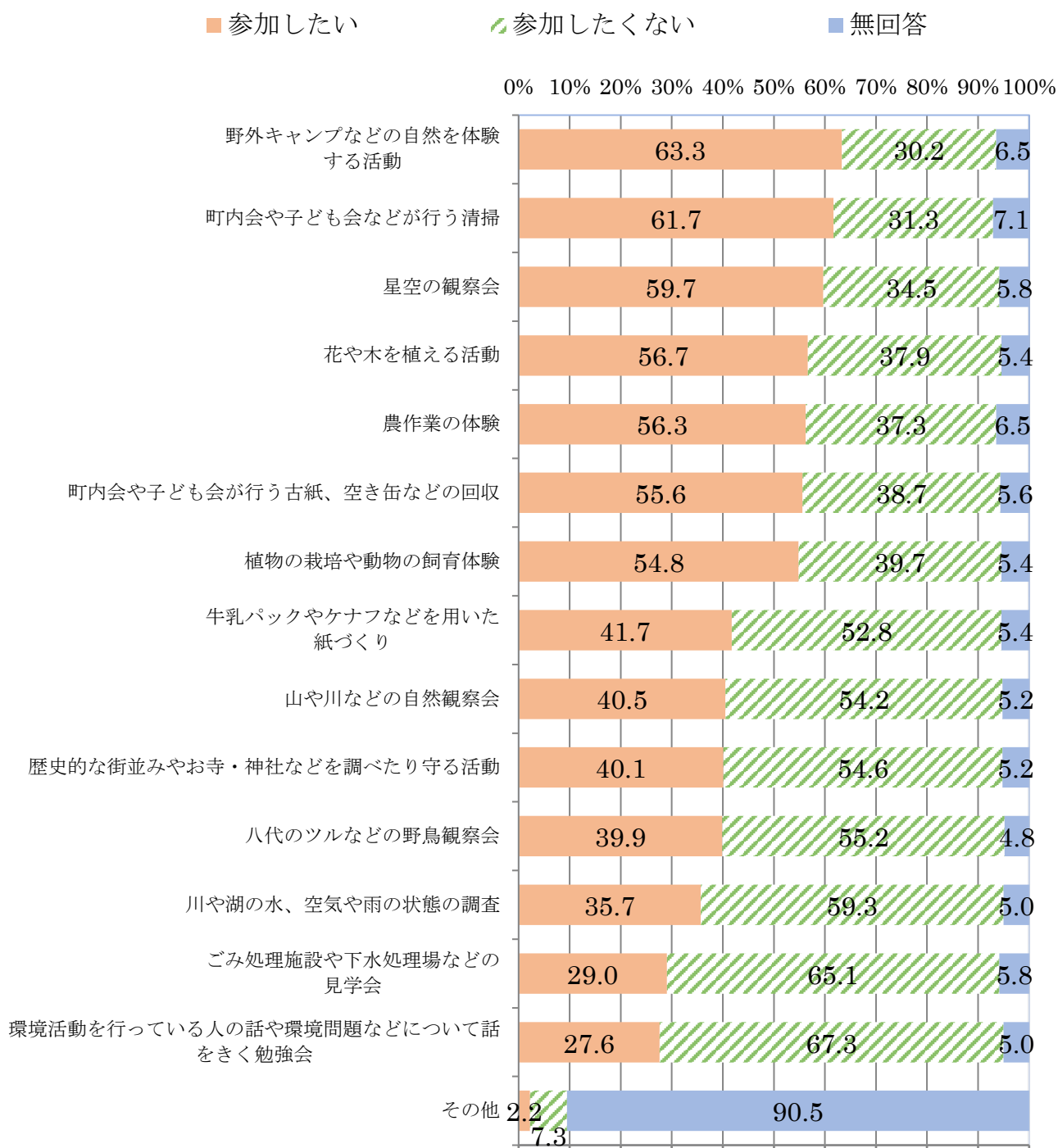
問 9-2. 【中学生】 参加したい環境活動について

【設問】 あなたが今後、参加したいと思う環境保全活動は何ですか。

【考察】

「参加したい」の回答割合が高いのは、「野外キャンプなどの自然を体験する活動（63.3%）」「町内会や子ども会などが行う清掃（61.7%）」となっています。

また、「参加したくない」の回答割合が高いのは、「環境活動を行っている人の話や環境問題などについて話を聞く勉強会（67.3%）」「ごみ処理施設や下水処理場などの見学会（65.1%）」となっています。



(5) 教員アンケート

①調査概要（対象・実施方法）

周南市都市計画マスタープランで定義する 7 つの地域ごとに選定した、小学校、及び中学校に勤務する教員を対象に、無記名によるアンケート調査を行いました。

②実施期間：平成 30(2018)年 9 月

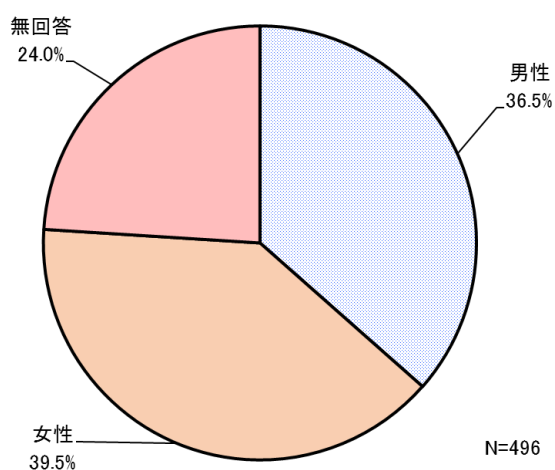
③アンケート配付・回収状況

全体の回答率は 83.7%でした。5 年前は教員へのアンケート調査は実施していません。

	配付数	回答数	回収率	前回との比較
小学校教員	136	113	83.1%	——
中学校教員	103	87	84.5%	——

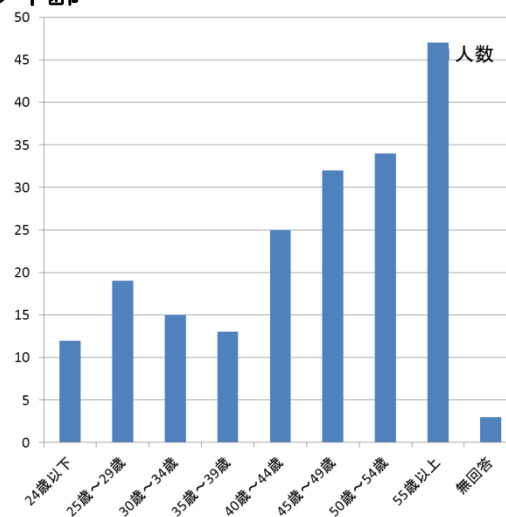
④調査結果は次のとおりです。

●性別



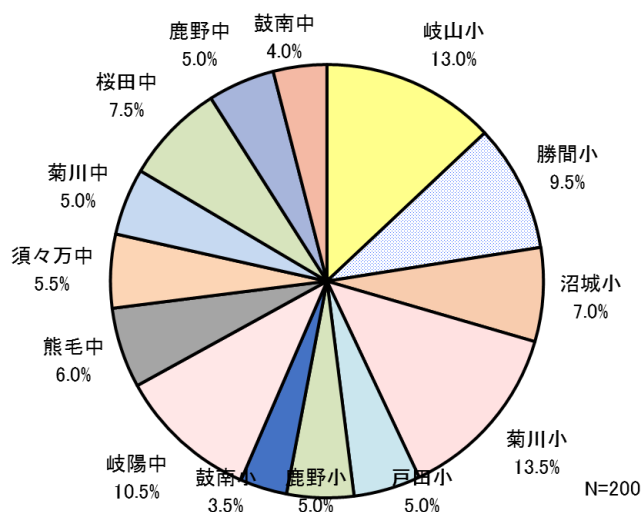
教員の性別は「男性」が 36.5%「女性」で 39.5% でした。

●年齢



回答いただいた教員の方の「年齢」は「55 歳以上」が一番多く、次いで多かったのが「50 歳～54 歳」の回答でした。

●学校別



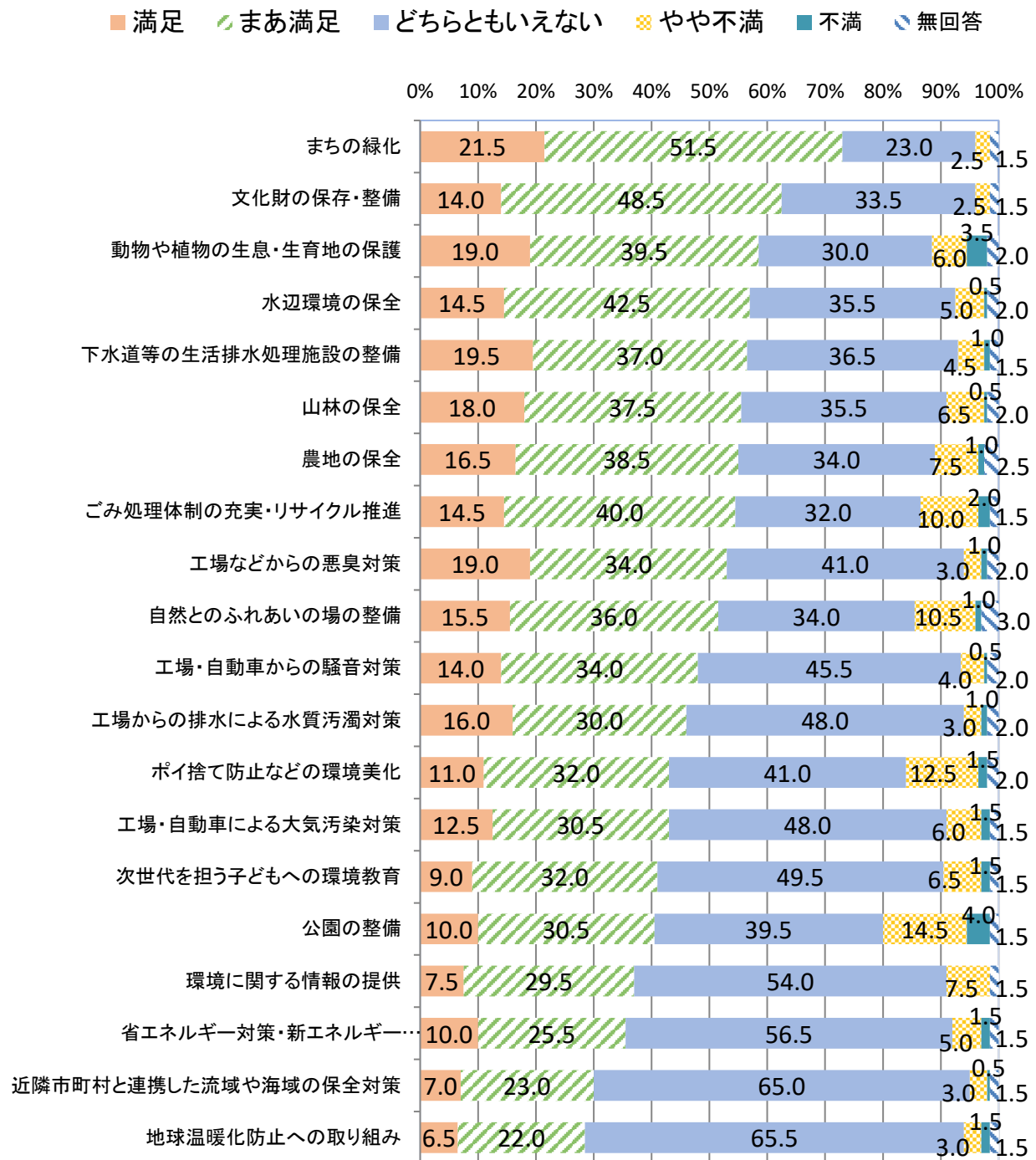
問 1. 【教員】環境保全対策の満足度について

【設問】あなたが勤務する学校区の環境保全対策について、どの程度満足していますか。

【考察】

「満足」・「まあ満足」の回答割合が高いのは、「まちの緑化（73.0%）」「文化財の保存・整備（62.5%）」「動物や植物の生息・生育地の保護（58.5%）」となっています。

また、「やや不満」・「不満」の回答割合が高いのは、「公園の整備（18.5%）」「ポイ捨て防止などの環境美化（14.0%）」「ごみ処理体制の充実・リサイクル推進（12.0%）」となっています。



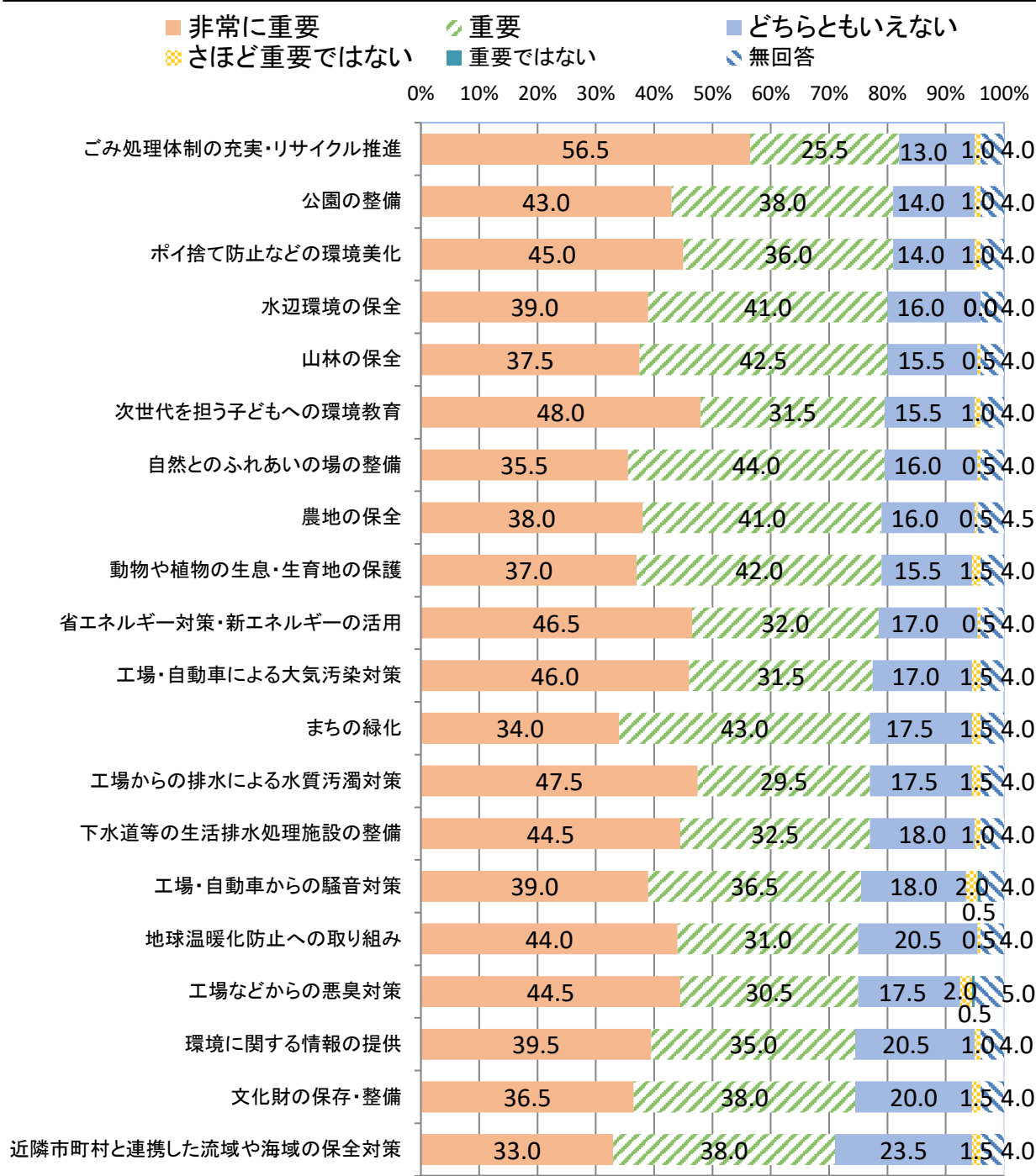
問 2. 【教員】 環境保全対策の重要度について

【設問】 あなたが勤務する学校区の環境保全対策について、将来、どの程度重要と思いますか。

【考察】

「非常に重要」・「重要」の回答割合が高いのは、「ごみ処理体制の充実・リサイクル推進（82.0%）」「公園の整備（81.0%）」「ポイ捨て防止などの環境美化（81.0%）」となっています。

また、「さほど重要ではない」・「重要ではない」の回答割合は低く、高いものでも「工場・自動車からの騒音対策」「工場などからの悪臭対策」の 2.5%となっており、環境保全対策の重要性に関する認識が高いことが分かります。



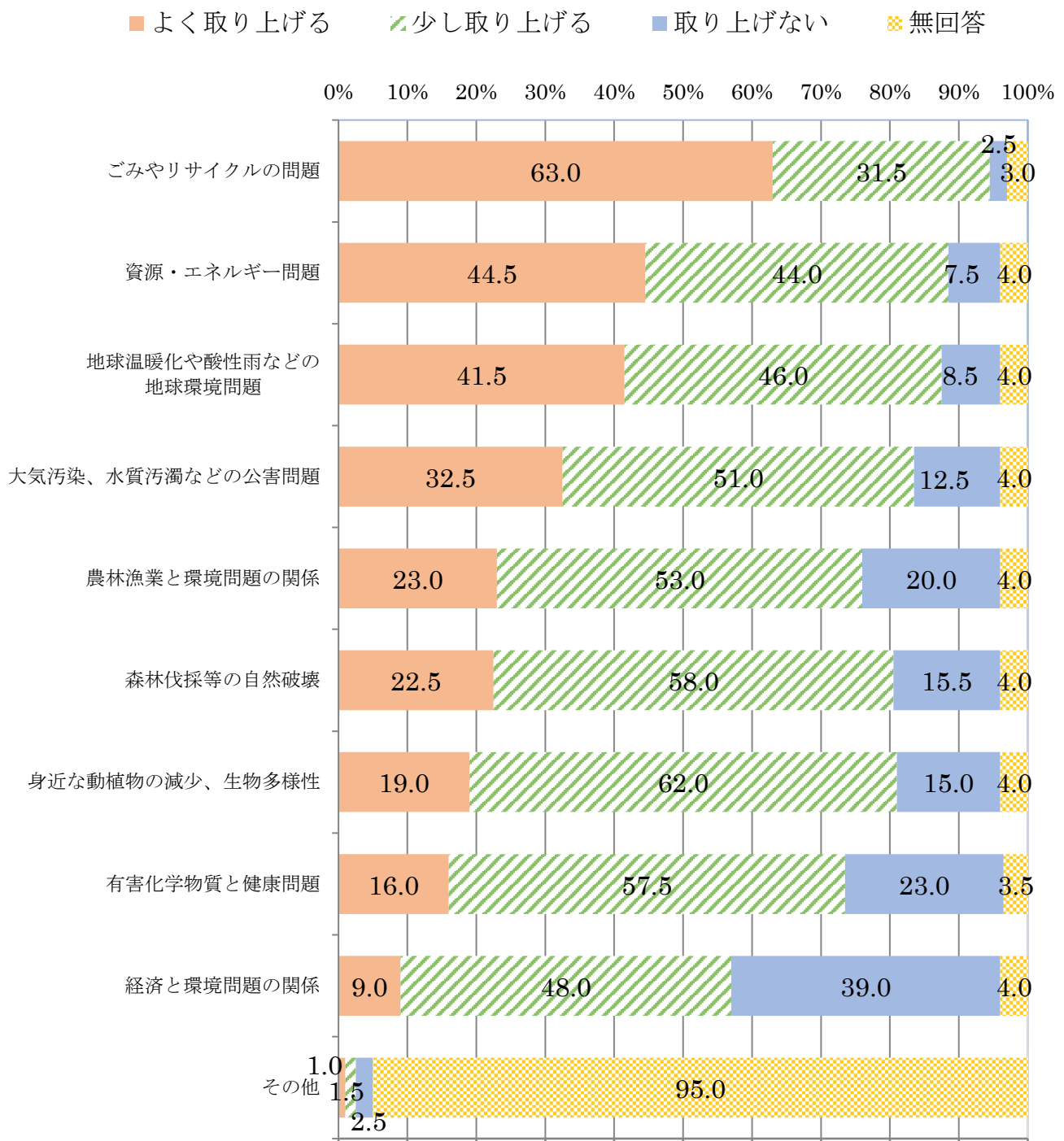
問 3. 【教員】環境教育で取り上げる内容について

【設問】あなたが環境教育を検討するうえで、取り上げることの多い環境問題はどのようなものですか。

【考察】

「よく取り上げる」の回答割合が高いのは、「ごみやリサイクルの問題（63.0%）」「資源・エネルギー問題（44.5%）」「地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題（41.5%）」となっています。

また、「取り上げない」の回答割合が高いのは、「経済と環境問題の関係（39.0%）」「有害化学物質と健康問題（23.0%）」となっています。



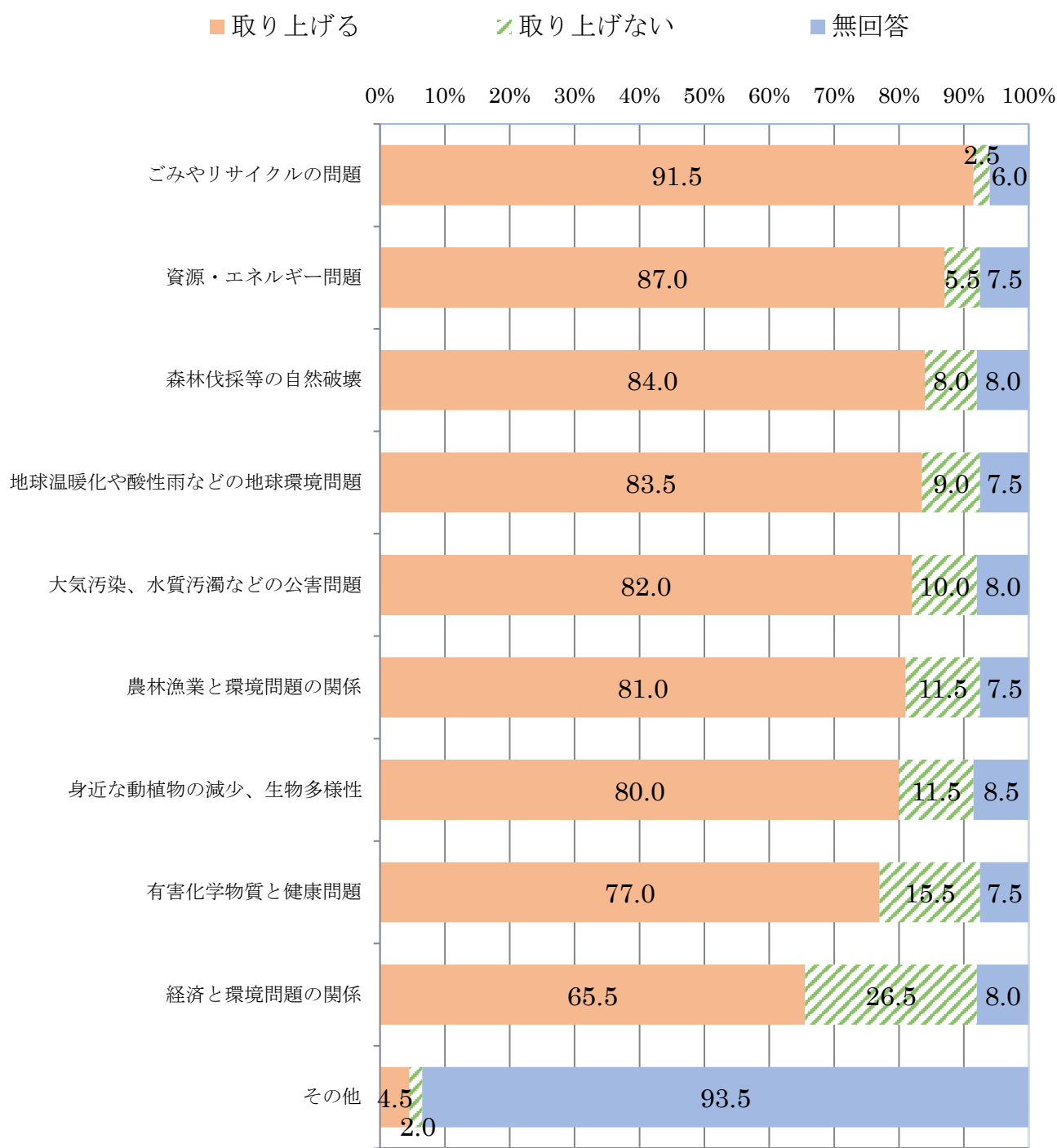
問 4. 【教員】 今後、環境教育で取り上げる内容について

【設問】あなたが環境教育を検討するうえで、今後、取り上げる必要があると思う環境問題はどのようなものですか。

【考察】

「取り上げる」必要があると考える回答割合が高いのは、「ごみやりサイクルの問題（91.5%）」「資源・エネルギー問題（87.0%）」など高い割合となっています。

また、「取り上げない」の回答割合が高いのは、「経済と環境問題の関係（26.5%）」「有害化学物質と健康問題（15.5%）」となっています。

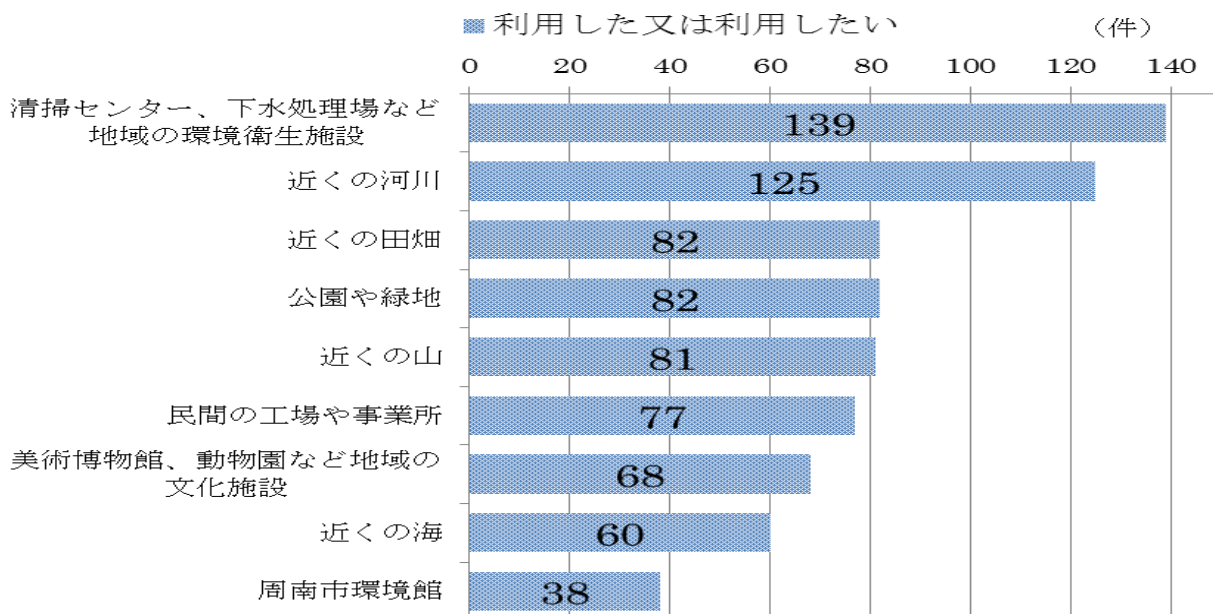


問 5.【教員】環境教育を行う場所について

【設問】学校以外で環境問題に利用したことがある、あるいは、今後利用したい場所はどこですか。

【考察】

最も多い回答は、「清掃センター、下水処理場など地域の環境衛生施設（139件）」、次いで「近くの河川（125件）」「近くの田畑（82件）」など身近な環境となっています。

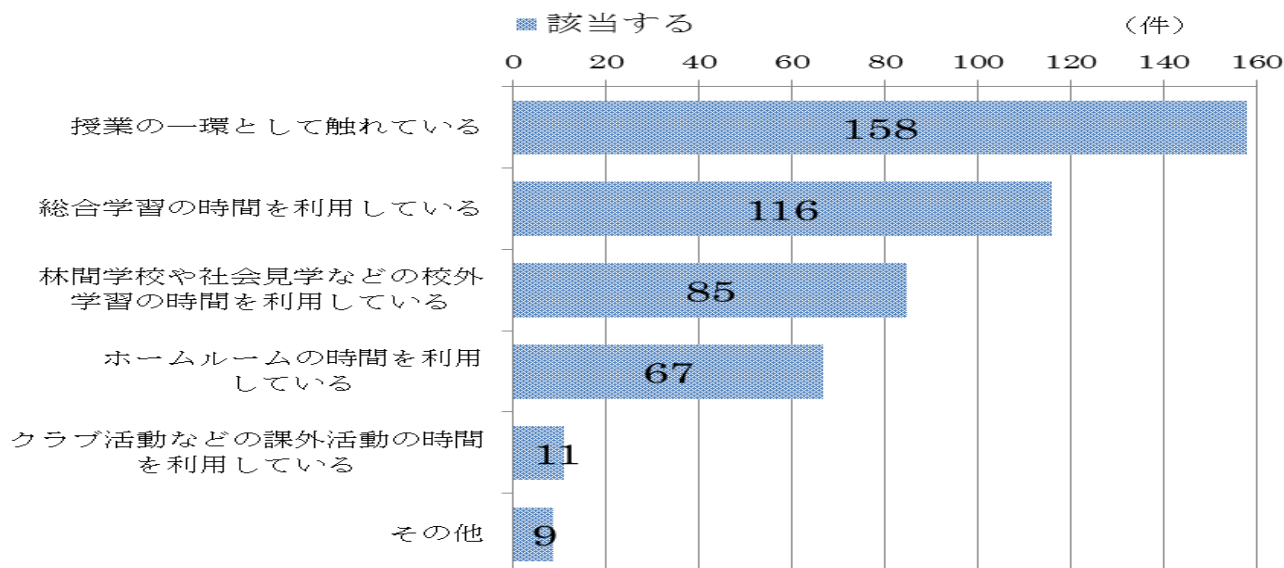


問 6.【教員】環境問題に触れる機会について

【設問】あなたは、どのような時に子供たちに対し、環境問題について話しますか。

【考察】

最も多い回答は、「授業の一環として触れている（158件）」、次いで「総合学習の時間を利用している（116件）」となっています。

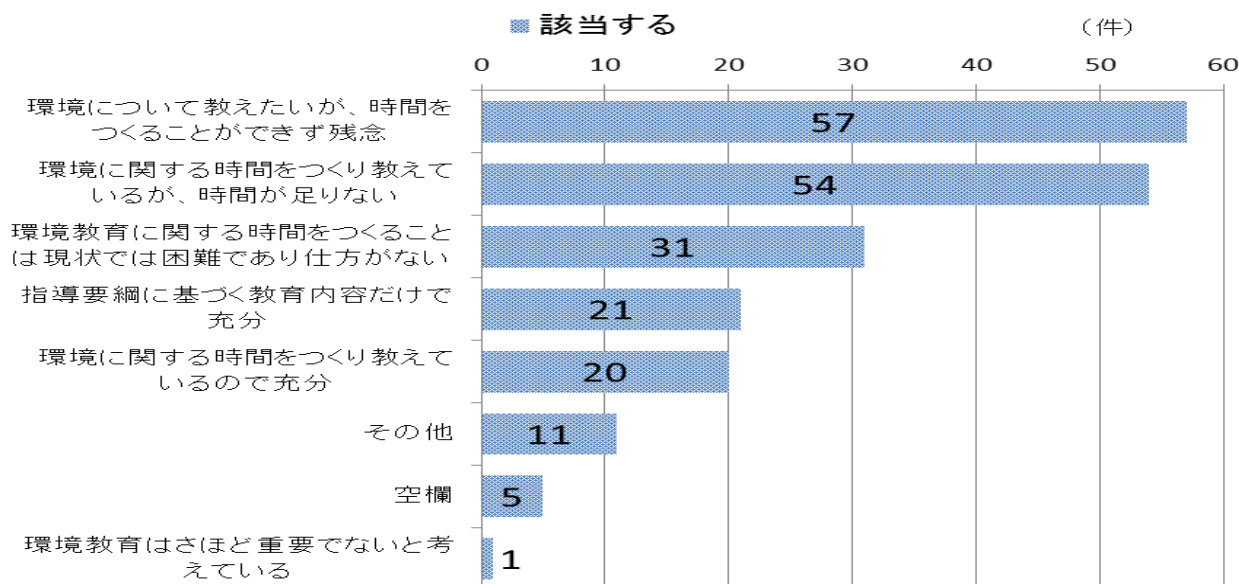


問 7.【教員】環境問題を行う時間について

【設問】あなたは環境教育に費やす時間について、どのようにお考えですか。

【考察】

最も多い回答は、「環境について教えたいが、時間をつくることができず残念（57件）」、次いで「環境に関する時間をつくり教えているが、時間が足りない（54件）」となっています。

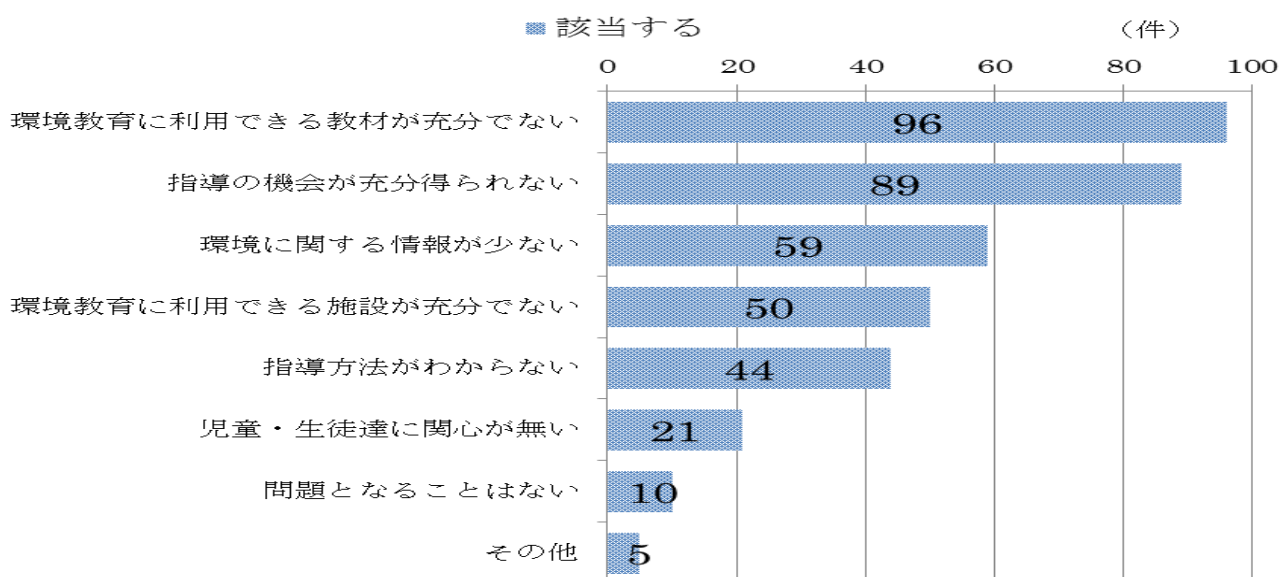


問 8.【教員】環境教育の問題について

【設問】環境教育の実施にあたり、問題となることは何ですか。

【考察】

最も多い回答は、「環境教育に利用できる教材が充分でない（96件）」、次いで「指導の機会が充分得られない（89件）」となっています。



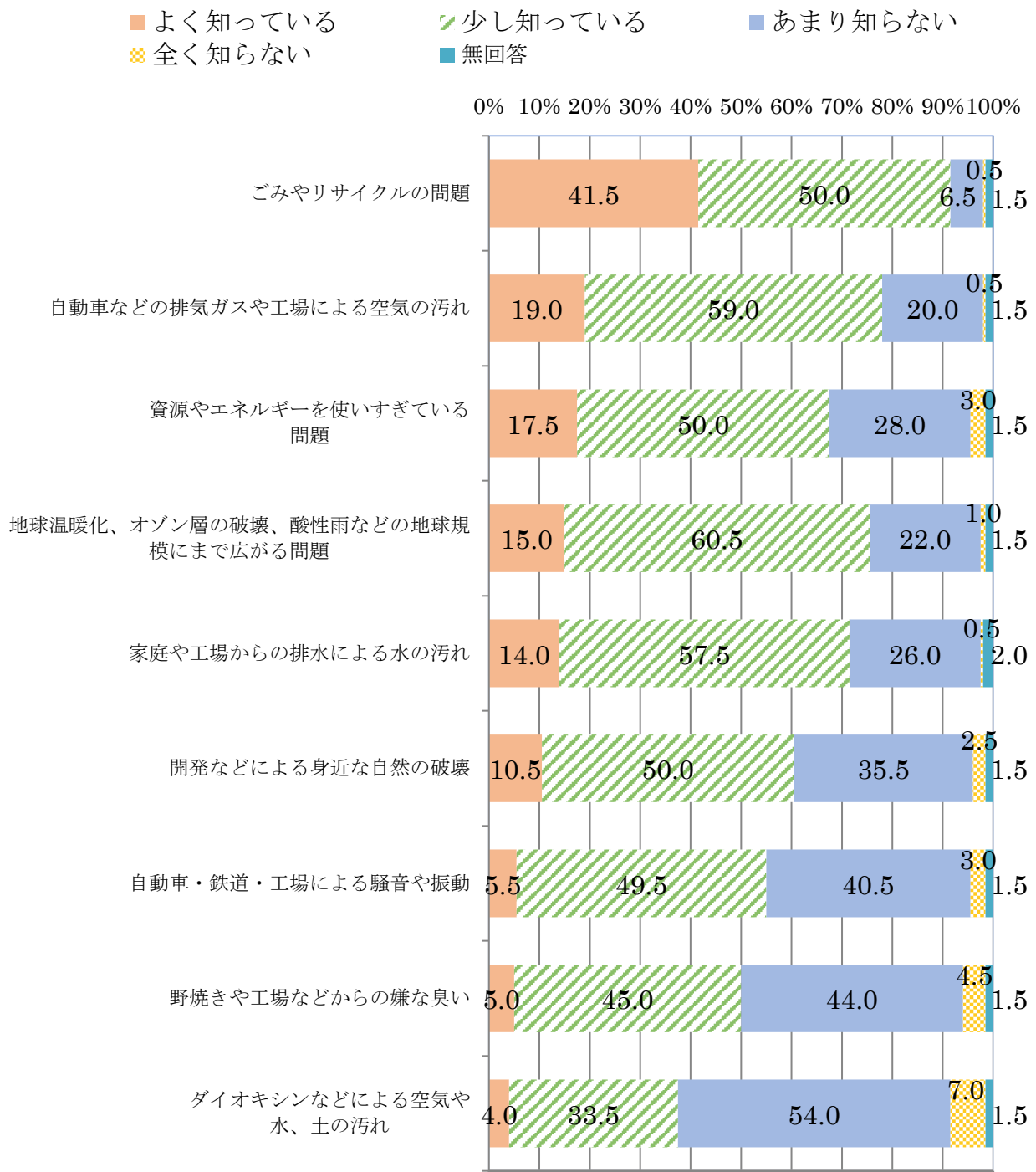
問 9. 【教員】環境問題への子どもの関心について

【設問】あなたが勤務する学校の子供たちが、環境問題について、どの程度関心を持っていますか。

【考察】

「よく知っている」の回答割合が高いのは、「ごみやリサイクルの問題（41.5%）」となっていますが、その他はあまり高い割合とは言えません。

また、「全く知らない」の回答割合は全体に低いですが、「あまり知らない」と回答したものは「ダイオキシンなどによる空気や水、土の汚れ（54.0%）」と高い割合のものがああります。



○周南市環境基本条例

平成 16 年 8 月 2 日

条例第 44 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等(第 8 条—第 12 条)

第 2 節 環境の保全等のための施策(第 13 条—第 23 条)

第 3 節 地球環境保全の推進(第 24 条)

第 4 節 施策の推進体制の整備等(第 25 条—第 27 条)

附則

私たちの住む周南市は、北には緑深き中国山地が走り、そのふもとには美しい田園地帯が続き、南には青い瀬戸内海が広がる、自然豊かで、気候の温暖なまちです。

私たちは、古来からこのような豊かで潤いのある環境から多くの恵みを受け、先人の努力の積み重ねにより、豊かな産業と香り高き文化を発展させてきました。

1960 年頃から臨海部において大気汚染、水質汚濁などの公害が表面化してきました。そこで、市民、企業、学識経験者、行政が一体となって、自主的な規制により公害を克服し、その方式は、その後の公害対策の基本となり、公害の未然防止に効果を上げています。

近年においては、資源やエネルギーを大量に消費する社会・経済活動が、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方、環境への負荷を著しく増大させ、環境の持つ回復能力を超える規模となっています。

このため、私たちは、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会・経済活動を見直し、環境への負荷の低減を図り、恵み豊かな潤いのある環境の保全に努めることが必要です。

ここに私たちは、周南市に集うすべての人々が相互に協力し合い、恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、創造及び再生(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、役務等の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、河川、海岸等における身近な自然環境を保全することによって、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (4) 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することによって、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ周南市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(個別実行計画)

第9条の2 市は、環境基本計画の具体的な推進を図るため、各地域の特性や個別の課題に配慮した個別実行計画を市民と協働して作成し、その実施に努めなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全等について配慮するものとする。

(市民の意見の反映)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるように努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第12条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全等のための施策

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に資する公共的施設の整備)

第14条 市は、下水道、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第15条 市は、森林、農地、河川、海岸等の自然環境の保全等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全協定)

第17条 市長は、事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定などを締結することができる。

(経済的措置)

第 18 条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のために施設の整備その他適切な措置をとるよう促すため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 19 条 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者、滞在者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民団体等の自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第 22 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全等に関する研究が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と協力して、環境の保全等に関する調査、研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する広域的な取組の推進に努めるものとする。

第 4 節 施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、市民団体等と連携して必要な体制を整備するものとする。

(環境基本計画推進委員会)

第 26 条 第 9 条に定める環境基本計画の推進に係る総合的な調整及び進行管理を行うため、周南市環境基本計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の運用状況に関する事項

(2) 環境基本計画の見直しに関する事項

3 推進委員会は、環境基本計画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

4 推進委員会で決定された事項は、周南市環境審議会に報告するものとする。

5 推進委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) その他市長が必要と認める者

6 推進委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進委員会の委員は、再任されることができる。

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 30 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○周南市環境審議会条例

平成 15 年 7 月 28 日
条例第 249 号

(設置)

- 第 1 条 市の環境の保全に関する事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、周南市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会の審議、調査に資する資料を提供するため、審議会に技術調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

(組織)

- 第 2 条 審議会の委員は、35 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 工場又は事業場を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 住民を代表する者

- 2 調査会の委員は、20 人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

- 第 3 条 審議会の委員及び調査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

- 第 4 条 審議会に会長 1 人、副会長 3 人を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位によりその職務を代行する。
- 5 調査会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、調査会に属する委員のうちから互選する。
- 6 委員長は、会務を掌理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - 4 前 3 項の定めは、調査会に準用する。

(事務処理)

- 第 6 条 審議会及び調査会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

(委任)

- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 (2018) 年 7 月 13 日	周南市環境基本計画推進委員会 ◇第 2 次周南市環境基本計画（後期）の策定について ・環境像、基本方針、基本施策等の基本事項の決定 ・市民アンケートの実施方法
9 月～10 月	第 2 次周南市環境基本計画「市民アンケート」実施 （一般市民、小・中学生、教員、事業所、市民団体）
12 月	周南市環境管理庁内推進委員会（委員への意見聴取） ◇環境基本計画の見直しに係る各施策の検証について ・各所管における環境施策の洗い出しと検証 ◇市民アンケートの結果について
12 月 25 日	周南市環境基本計画推進委員会 ◇環境基本計画の見直しに係る各施策の検証について ・各所管における環境施策の洗い出しと検証 ◇市民アンケートの結果について
令和元 (2019) 年 7 月～9 月 11 月 26 日	環境に関するポスターの募集（中学生対象） 環境に関するポスターの表彰
7 月 16 日	周南市環境管理庁内推進委員会 ◇第 2 次周南市環境基本計画（後期）の策定及び指標等の設定について ・各施策の指標及び目標数値の設定
8 月 9 日	周南市環境基本計画推進委員会 ◇第 2 次周南市環境基本計画（後期）の各基本施策ごとの指標等について、 実施事業案等の検討について ・各施策の指標及び目標数値の設定、具体的な実施事業案の検討
10 月 25 日	周南市環境管理庁内推進委員会 ◇第 2 次周南市環境基本計画（後期）（案）について ・環境基本計画（後期）（案）の構成、文章、数値等の審議
11 月 12 日	周南市環境基本計画推進委員会へ諮問 ◇第 2 次周南市環境基本計画（後期）（案）について ・環境基本計画（後期）（案）の構成、文章、数値等の審議
12 月 9 日～	パブリックコメント実施（令和 2 年 1 月 10 日まで）
12 月 25 日	周南市環境審議会へ意見聴取
令和 2 (2020) 年 3 月	周南市環境管理庁内推進委員会（委員への意見聴取） ◇パブリックコメント結果等について ◇第 2 次周南市環境基本計画（後期）（最終案）について
3 月	周南市環境基本計画推進委員会（委員への意見聴取） ◇パブリックコメント結果等について ◇第 2 次周南市環境基本計画（後期）（最終案）について

○環境基本計画推進委員会名簿（第2次環境基本計画（後期））

区 分	氏 名	所 属 等	備考
市 民	矢 守 勝 二	公募委員	～H31. 3. 31
	千 葉 浩 之	公募委員	～H31. 3. 31
	清 木 和 子	公募委員	
	廣 澤 和 己	公募委員	
	井 生 義 則	公募委員	
	石 田 京 子	公募委員	
	村 田 真 博	ふれあいの森なんでも工房事務局長	
	久 行 信 明	八代のツルを愛する会会長（前）	～H31. 4. 25
	瀬 田 郁 郎	八代のツルを愛する会会長	
	楳 田 純 也	大田原自然の家	
事 業 者	持 永 忠	東ソー(株)南陽事業所環境管理課長	～H31. 3. 31
	後 藤 憲 一	日本ゼオン(株)環境安全課長	～H30. 10. 31
	近 藤 勝 仁	〃	～H31. 3. 31
	吉 田 智 則	(株)トクヤマ徳山製造所環境安全部環境管理課長	
	平 松 敏 和	日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所周南エリア安全環境防災部環境推進室長	
	小 林 高 志	徳山商工会議所事務局長	
	田 村 由 紀	防長交通株式会社総務部課長	～H31. 3. 31
	有 近 涉	防長交通株式会社総務部係長	
	白 井 泰 光	山口合同ガス(株)徳山支店取締役支店長	
	岡 野 啓 介	徳山大学学長（前）	～H31. 3. 31
その他市長が必要と認めるもの	高 田 隆	徳山大学学長	委員長
	佐 賀 孝 徳	徳山工業高等専門学校土木建築工学科嘱託教授	副委員長
	大 山 昌 志	山口県周南環境保健所生活環境課長	
	山 縣 正 昭	周南市立菊川小学校校長	
	川 口 洋 司	周南市企画課長（前）	～H31. 3. 31
	中 村 貴 子	周南市企画課長	
	中 村 光 男	周南市農林課長	
	有 馬 善 己	周南市都市政策課長（前）	～H31. 3. 31
	原 浩 士	周南市都市政策課長	
	品 田 浩	周南市教育委員会教育政策課長	

・備考欄に前任者の任期を記載しています。

○計画の策定に係る諮問・答申

＜第2次周南市環境基本計画（後期）（案）について（諮問）＞

周環第1285号

令和元年11月12日

周南市環境基本計画推進委員会

委員長 高田 隆 様

周南市長 藤井 律 子



第2次周南市環境基本計画（後期）（案）について（諮問）

第2次周南市環境基本計画（後期）を策定するにあたり、周南市環境基本条例（平成16年周南市条例第44号）第26条第2項の規定により、貴委員会に調査審議いただきたく、諮問します。

（添付資料）

第2次周南市環境基本計画（後期）（案）

＜第2次周南市環境基本計画（後期）（案）について（答申）＞

令和2年3月24日

周南市長 藤井律子様

周南市環境基本計画推進委員会

委員長 高田 隆



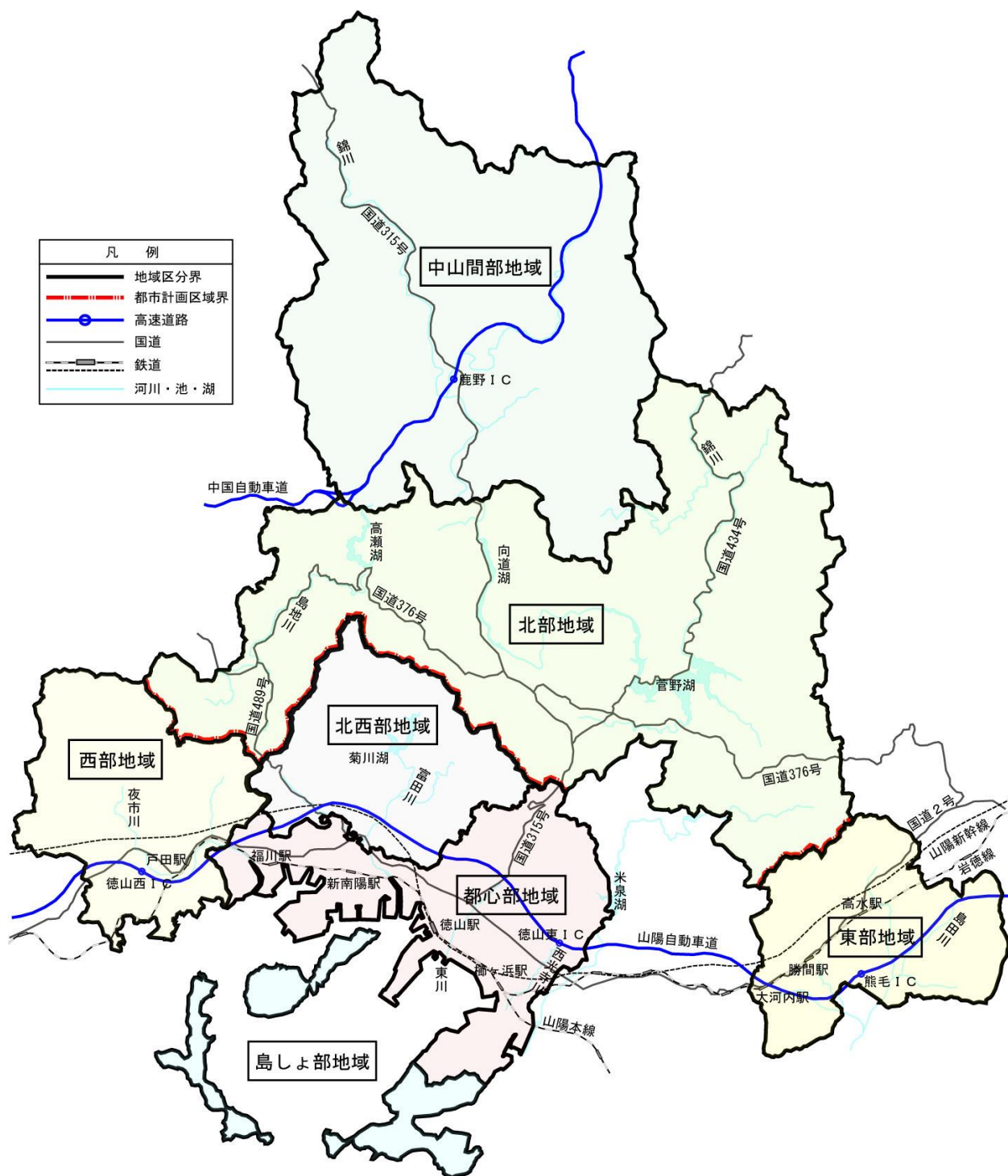
第2次周南市環境基本計画（後期）（案）について（答申）

令和元年11月12日付け周環第1285号により周南市長から諮問のありました「第2次周南市環境基本計画（後期）（案）」について、慎重に審議した結果、パブリック・コメント及び環境審議会並びに本委員会の意見等が十分に反映されたものであり、「第2次周南市環境基本計画（後期）」として適切であると認められるので、最終案として答申します。

（添付資料）

第2次周南市環境基本計画（後期）（最終案）

地域区分図



「周南市都市計画マスタープラン」参照

○用語解説

【あ行】

一酸化炭素

常温・常圧で、無色・無臭の猛毒気体。都市ガスや木炭などの不完全燃焼によって生じ、自動車の排ガスにも含まれている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

オゾン層

地上から 10～50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン（ O_3 ）が豊富な層のこと。大気中のオゾンはその約 90%が集まっており、通常、この成層圏オゾンを「オゾン層」と呼ぶ。近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測されている。オゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線（UV-B）が増加し、皮膚ガンや白内障等の健康被害を発生させるおそれがあるだけでなく、植物やプランクトンの生育阻害等を引き起こすことが懸念されている。

温室効果（温室効果ガス）

太陽から届く日射のほとんどは、大気を透過して地表面で吸収される。日射を吸収して加熱された地表面は赤外線を放射するが、大気中にはこの赤外線を吸収する性質を持つ気体があり、その気体が地球を温室のように温める。このような気体を温室効果ガスと呼び、代表的なものとして、二酸化炭素、メタンなどが挙げられる。

【か行】

外来生物

ある地域に人の活動によって意図的又は非意図的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生育・生息することになる生物。外来生物には、生態系、農林水産業、人の生命に影響を生じさせるものがある。

化石燃料

太古の生物を起源とし、地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源の総称で、一般的に、石油、石炭、天然ガスを指す。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定により、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素（主に非メタン炭化水素）が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成されるオゾンなどの強い酸化力をもつ物質の総称で、光化学スモッグの原因になる。

光化学スモッグ

大気が安定し、風が弱く、日射が強く、気温が高いなどの気象条件下で、光化学反応により地表付近の光化学オキシダント濃度が高くなるようなときに視程が悪くなる現象

降下ばいじん

ばいじんとは、狭い意味では、物の燃焼等によって飛散するススや灰分を指す。大気中には、この狭い意味でのばいじんのほか、諸種の粉じんが浮遊しており、これらのものを総称してばいじんということもある。そのうち、自重で、あるいは雨とともに地表に降るものを降下ばいじんという。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなどは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないことから、再生可能エネルギーと呼ばれている。

再生可能エネルギーは、発電時や利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、環境にやさしいエネルギー。

酸性雨

pH が 5.6 以下の雨。酸性雨による湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響等が懸念されている。原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼす性質があり、国境を越えた広域的な現象。原因物質には、化石燃料の燃焼によって排出される硫黄酸化物や窒素酸化物が考えられている。

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量。海域や湖沼の水の汚れ度合いを示す数値で、水の汚染源となる有機物などを化学的に処理するときに消費される酸素の量。数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。

生活排水・生活雑排水

台所、トイレ、風呂、洗濯など、日常生活からの排水を生活排水といい、このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水という。

樹木観察会

自然とのふれあいを目的として、周南緑地（西緑地）内を散策するイベント。西緑地の自然に造詣が深い「みどりの案内人」の解説を聞きながら、様々な樹木や植物が保全されている現場を歩き、自然環境について学習する。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会。

水源のかん養

森林や農地の土壌が、降雨を地下水として貯留する等、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させること。

水素ステーション

水素ステーションとは、燃料電池自動車等に燃料となる水素ガスを充填する施設のこと。ステーション敷地内で都市ガス等から水素を製造する「オンサイト型」と、他の場所で製造した水素をステーションで受け入れる「オフサイト型」がある。

液化水素ステーションとは、他の場所で製造された液化水素をタンクに貯蔵しておき、燃料電池自動車等への供給の際に、液化水素をガス化し、圧縮しながら充填する、オフサイト型水素ステーションをいう。

液化水素は、圧縮水素ガスに比べて体積を小さくすることができ、1回の輸送で7～12倍の水素を運ぶことが可能なことから、燃料電池自動車等が普及し、水素需要が増えたときの対応策の一つとして考えられている。

3R（スリーアール）

リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。

一つめのR(リデュース)とは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。二つめのR(リユース)とは、使える物は、繰り返し使うこと。三つめのR(リサイクル)とは、ごみを資源として再び利用すること。

瀬戸内海国立公園

瀬戸内海を中心とする国立公園。公園面積(陸域のみ)は66,934haで、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、大分県の関係55市14町1村にまたがっている。

ゼロエミッション

1994年に国連大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分(埋め立て処分)する量をゼロにすることを指す。

【た行】

多面的機能支払制度

国・県・市町による農業の多面的機能(国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等)の維持・発揮のための地域の共同活動に対する支援制度のこと。活動組織の提出した活動計画を、市で認定した面積が、「認定農用地面積」。

地球温暖化

化石燃料の燃焼や森林の伐採といった人間活動に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することによって地球全体の気温が上昇すること。異常気象の増加、海面の上昇、生態系への影響など、人類の生活環境や生物の生育・生息環境に広範囲で深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

窒素酸化物(NOx)

物を燃やしたときに発生する窒素と酸素が結びついたもの。その発生源は、工場、自動車、家庭の厨房施設等、多岐にわたる。これは、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質にもなる。燃焼によってできるのは、一酸化窒素であり、これが大気中の酸素と反応して二酸化窒素となる。

【な行】**二酸化硫黄**

硫黄分を含む化石燃料の燃焼に伴い発生し、人体に対して呼吸器系疾患の原因となる他、酸性雨の原因となる。

二酸化窒素

主に化石燃料の燃料に伴い発生し、その発生源としては工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源がある。高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて直接発電するもの。現在普及している家庭用燃料電池(エネファーム)は、LP ガスや都市ガス、灯油などを改質して得られる水素を燃料として発電する。酸素は大気中の酸素を用いる。

【は行】**パーク・アンド・ライド**

マイカーの市街地への乗り入れを抑制し、都市の慢性的な交通渋滞を緩和するための制度。自宅から乗ってきた車を、途中で駅周辺の駐車場に停めてもらい、バスや電車などの公共交通機関への乗り継ぎを促そうというもの。

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念であり、再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものをいう。バイオマスには、生命と太陽エネルギーがある限り再生可能で枯渇しないこと、温室効果ガスを増加させないこと (カーボンニュートラル)、全ての地域で生産可能であること、等の特徴がある。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。河川の水の汚れ度合いを示す数値で、水の汚染源となる有機物などを微生物によって無機化あるいはガス化する時に消費する酸素の量。数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。

P R T R 制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組み。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粒子状物質 (粒径 10 μm 以下) のうち、特に粒径の小さな物質 (粒径 2.5 μm 以下) をいい、燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生する。微小な粒子のため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人体への健康影響が懸念されている。

フードマイレージ

食料の生産地から消費地までの輸送距離に重量を掛け合わせた数値をいう。

生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が、輸送に伴う環境への負荷が少なくなるという考え方によるもの。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものであり、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

フロン

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称で、それに塩素を含む CFC（クロロフルオロカーボン）、水素と塩素を含む HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、水素のみを含む HFC（ハイドロフルオロカーボン）がある。科学的安定性、耐熱性、低毒性等の優れた性質を持っており、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた。しかし、塩素を含む CFC や HCFC は、成層圏でのオゾン層破壊、代替フロンとしての HFC は大きな温室効果が指摘され、国際的、国内的に規制が強化されている。

【ら行】

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用すること。

リデュース（発生・排出抑制）

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルよりも優先される取り組み。

リユース（再使用）

循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む）。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なもの。

レッドデータブック

絶滅のおそれがある野生生物の種を選定（レッドリスト）し、その生息・生育状況等を取りまとめたもの。野生生物の保全のためには、絶滅のおそれがある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があるため、環境省等から刊行されている。